は資本に對するその自由政策に拘らず、コーヒー全部を政廳に差出すやうに主張することを提案した。ファン・デン・ボスはメルクスの提言を採用して、一八三三年一月から收入として値段なしで支拂はれる分前以外の全部のコーヒーは、一定の値段で政廳へ賣らなければならないといふ命令を出した。これによつてコーヒーの個人的取引は禁止となり、國家は取引の獨占を行ふまでに至つたのである。

併し元々企てられてゐたものとして、自由栽培もなほ存在してゐた。ファン・デン・ボスの治下では、彼の先輩の治下におけると同樣に、ヨーロッパ人の農園は四つの種類に分つことができた。即ち個人領有地（Particuliere Landerijen）は約二百萬エーカーの地に對する三百四十五ケ所の大讓渡であつて大部分ラッフルスによつて許可された。オランダ政府からの特許地（grants）は大體二十年期限で、數は少く見えるが、主として、ドウ・ブスによつて與へられたものである。企業地（enterprises）は土民との任意な契約に基づいてゐた。そして土侯領の利權地（Concessions）は約十萬エーカーの土地に百二十二ケ所になつてゐた。個人領有地が若し栽培されてゐるとすれば、それは主として米作であつた。他の場所は輸出向作物をつくつてゐた。ファン・デン・ボスは最初に來島した時には、ヨーロッパ人に進んで許可を與へてゐた。彼は彼自身土地を手に入れて模範を示し、其處では彼の息子が肉桂樹を上手に栽培した。そして彼はドウ・ブスの秘書官のウイリアム・ファン・ホーヘンドルプ（William van Hogendorp）に彼の理論を實驗しうる土地の特權を提供したが、併しそれは受入れられなかつた。そこでファン・デン・ボスが論じた樣に、オランダ人はジヤワに移民することを欲してゐなかつたし、彼の耕作制度に協力させるために請負業者を獲得することさへ、非常に困難であることが分つた。併し彼を助けた人々は間もなく富者となり、ジヤワに於いて土地所有者として金持になりうることが分つた時に、個人的企業の發達が見られる樣になつた。

土地に對するこの新しい需要に應ずるために、一八三五年ボード（Baud）は特許が非常に容易な條件で與へられ普通生產高の十分の一とすべきである、と命令した。併し資本家達は勞働力が自由に獲られるやうな人口の稠密した地域の土地を欲してゐた。これはムンチンヘ（Muntinghe）が一八一七年の彼の覺書において豫見してゐた如く、昔からの困難な問題であつた。そしてボードは土地は無住地域以外は與へ盡してはならない、といふ主張においてムンチンヘに從つた。かくしてこの型の資本家達の企業はわづかに擴張されたのみであつた。そして、住民との任意な協定の制度が好んで行はれた。併しこゝでも亦困難が伴つた。當時行はれた規定によればこの任意の協定は一ケ年を越えることをえず、從つてかゝる企業に於いて資本の投下は非常に冒險的なものであつた。一八三八年蘭印總督としてボードの後を繼承したデ・エーレンス（De Eerens）は五ケ年契約を規定する規則を制定した。然しながら、もうその頃は個人的企業は可成の大きさにまで發展してゐた。一八三七年に砂糖の國營輸出額が五十萬ピコルに過ぎないのに對して、個人生產による輸出額は殆んど三十萬ピコルであつた。オーストラリアや、一八三五年以後ヨーロッパへの米の輸出額は、一八二五年から三十年までは平均大體一百萬フローリンであつたが、一八三〇年から四十年までの間に於いては平均二百五十萬フローリンに增加した。個人的栽培は勞働の需要を增したり、道路に對して一層大なる重荷を課し又政廳の生產物の市場を損ふ傾向があり、委託販賣制度を危くするやうな傾向があつた。それ故ファン・デン・ボスはデ・エーレンスの規則を無效として一八三九年に土地の特許を禁じた。「個人栽培の重要な制度が耕作制度と並行して別々に行はれた。[10]」と論ぜられてゐる。そして耕作制度が終りを告げた時に、なほ土侯領にいくつかの個人經營のコーヒー農園と、四つの個人經營

の砂糖工場が殘つた、一方に米の輸出額は四百萬フローリンを超過するやうになつたことは確かである。併しすべてこれらの事は比較的些細なことであつた。耕作制度は、オランダの全經濟機構に暗影がさし、害毒を及ぼすまで發展した。そして唯一の代理店としての オランダ商事會社（N. H. M.）と共に、超人的規模の栽培者としての政廳を除いては何も殘つてゐなかつた。そこで コレイン博士（Dr. Colijn）は「ジヤワは一つの偉大なる國營商業の商會となつた。[11]」と述べてゐる。

三、行政政策

經濟政策は、必然的に行政政策（administrative policy）に影響を及ぼすものである。「政治の形態は商業に關する決定に依存せねばならない。」と一八〇三年に改革委員（Reforms Commitee）は述べた。「政治經濟の制度改正」をなす目的はラツフルスの行政改革を決定した。それは一八一七年ムンチンへが直接統治制（Direct Rule）を主張した租税制度の當然の一結論であつた。そして當時ファン・デン・ボスは全行政制度を改正することが必要であるのを知つた。これは必ずしも一般に知られてゐないが、コーレンブランデル（Colenbrander）はファン・デン・ボスが「改策を變更したが、それはその組織においてではない。[12]」と述べてゐる。コーレンブランデルの言は或る意味に於いて正しい。何となれば行政組織は一八三〇年と同樣一八五〇年においても大體同一とみられるからである。併しそれは竹の代りに鐵を用ゐた樣に、異つた原理の上に組立てられてゐた。これはイギリスの傳統であるが、ラツフルスは法律と命令とを信じ、法律の上に國家を建設しようと企てた。委員達は他のことに於けると同樣にこゝでも失敗したが、ファン・デン・ボスは—それはオランダの傳統であるが—平和及び秩序（rust en orde）を信じた。それは法律と命令とに非常に似てゐると思はれてゐるが、實際は大變な違ひで「平和と安穩」に一層近いものである。ファン・デン・ボスは蘭印政策を權威の上に再建したが、これは彼の經濟政策によつて要求されたものであつた。併し「懐柔政策」（Gentle pressue）の形式に於いてさへも強制は法の觀念の否定である。

併し權威を強化することの立派な他の理由は、政治的紛擾や騷擾の連續や犯罪の發達等に存した。これについてのファン・デン・ボスの注意は特に彼の訓令中に指示されてゐた。彼は土民理事官の權威を害するやうな政策や、刑法上の取締規則の不適當なことや、司法上の手續の極端な重視等に無秩序の原因を歸した。これらの事實は充分に彼の説明の正しいことを示してゐた。犯罪の頻發は東印度會社の下に於いてさへも、土民理事官（regent）のない地方では一八三〇年の報告書で特に注意されてゐた。そしてファン・デン・ボスは彼の個人的經驗でこれを知つてゐた。何となれば彼の所有してゐたエステートの隣人の中で五人の者が八年の間に殺された。そこは彼が所有してゐたが、他のものは彼が購入する寸前であつた。既に述べた通り一八二六年の或る報告書は殺人や強盜や放火を生業として、ジヤワを横行してゐた黨類に注意した。一八二七年にドウ・ブスは犯罪の增加に關して論じ、一八三〇年にはファン・デン・ボスは浮浪盜賊の如き「無産者」の夥しい一階級を發見した。それ故彼は「土民社會に一層よく適合した方法」によつて司法形式を變更した。そして彼自ら全行政を引緊めんと努めた。

豫備的段階は既にウイリアムとドウ・ブスによつて果され、また一八二七年以後、それは國王（Crown）の臣たる植民大臣（Colonial Minister）による嚴格な統制の下に、蘭印總督によつて決められた條例に現れてゐた。ファン・デン・ボスはこの段階をさらに一歩進めた。蘭領東印度評議會（Council of India）はオランダ商事會社

(N. H. M.) に關する、ファン・デル・カペレン (Van der Capellen) の手元で出來た國王の政策に反對した。更に耕作制度に關するファン・デン・ボスの政策にも同樣反對した。それ故ファン・デン・ボスは評議會の意見を破棄する爲め委員長 (Commissioner-General) としての權利を與へられた。そして一八三二年一月の秘密命令によつて許されたこれら權限を一八三三年六月にスマトラに於ける動亂鎭定に赴くまでは、彼は行使しなかつたが、彼の後繼者にこのやうな困難を蒙らせまいと決心した。それ故一八三六年の新行政法規 (New Constitutional Regulations) において評議會は諮問機關に下げられた。僅かの必要な改正と些細な變更の部分は財務局 (Board of Finance) の耕作管理官 (Director of Cultures) の附加のみであつて、この法規は大體において一八三〇年の法規の引寫しであつた。然しながら非常に著しい革新はラッフルスのそれに直接反對の原則に法律の効力を與へた規定(第八〇條)であつた。併しそれはオランダ人の傳統とは調和せしめられてゐたし、一八一八年には何處でも環境が許す限り、土民は彼等自身の首長の直接の支配 (bestuur) の下にあるべきことが心ならず認められてゐた。

この新しい**行政法規** (Regeringsreglement) の原理は、更に司法と警察權との効果的組織化のために用意された一連の行政政策や法令に於いて擴張された。委員等はすべてのヨーロッパ人官吏や土民官吏の司法權や警察權を規定した。また彼等の理事官 (Resident) に對する命令には內規を作る權限と行政的刑罰を課す權限とを理事官に與へた。この命令に基づいて警察條例の規定が一八二九年にスラバヤの街とその近郊のために作成され、土民の行爲を巨細に亙つて規定した。[14] 誰でも家の周圍を毎日清掃し、若しも公路に沿つて居れば、一日二回清掃することになつてゐた。何人もその種族や性に特有な服裝以外の服裝で夜中街に出ることは許されてなかつた。奴隷は夜中は許可書を持たなくては歩きまはることが出來なかつた。土民は何人も夕暮以後は灯を持たずに歩き廻ることはできなかつた。また何人も歩くより足早やに橋を渡ることはできなかつた。都會の地域によく適したこれらの法令は、ファン・デン・ボスの治下においてジャワ內地の大部分へ擴められた。

この行政處置と並んで、他に新しい諸法令が存在した。一八一五年以後、オランダの法令が編纂された。そしてこれが蘭印の法律と手續との改訂に導いた。しかしこの改訂は二つの矛盾した勢力の下に進行した。一方ではファン・デン・ボスと彼の後繼者のボードとが行政官としての偏見をもつてゐた。他方では法律學者の委員會が自由主義の傾向を有してゐた。この委員會は「中世時代の多分トルコに於いては耐へ得べきものとして適當であるが、進歩したヨーロッパ人政廳[15]の下ではさうでないもの」と現行の法令を見做してゐた。ボードは懸命に彼等の提議を阻止した。委員會は法律によつて權威に代へ入組んだ司法上の手續を目的としてゐた。例の通りその自由主義的信念を強いて枉げて、「オランダの法律の力と就中新耕作制度を通じて本島から獲得しうる夥しい收入の可能性は、理事官の全ての強大な勢力に懸つてゐる。從つて理事官には行政的處罰を課する權限を保存しておくべきである。[16]」と彼は云つた。

ヨーロッパ人は法律の下におかれ、土民は行政官の處理に委ねられる結果となつた。そこでオランダ式の二重制度はなほ一層强化されることになつた。一八四八年に新たに訴訟法 (Procedure Code) と、市民法 (Civil Code) と、商法 (Commercial Code) とがヨーロッパ人のために制定され、又土民のために新しく警察法と刑事訴訟法(土民取締法 Inlandsch Reglement)[17] とが制定された。この土民取締法は土民理事官が既に實際に用ゐてゐた權限に法律的承認を與へたのである。それは土民理事官を土民檢察官 (Jaksa) (判士にして起訴の權をもつ) の上

位にあらしめた。そして一八一九年の際の様にすべての土民の官吏で直接理事官の下にあつた者を土民理事官の下におきかへた。

九十頁參照のこと。土民取締法（Inlandsch Reglement）によれば集合日（Verschijnday）は、每週村長に對して定められ（第八條）そして二週間每に郡官吏に對して定められてゐる（第五二條）。郡官吏を取扱ふ章に於いては、土民理事官は一八一九年に理事官に保留された權力を與へられてゐる。土民理事官を取扱ふ章では、一八一九年に三節に分けられてゐたのに對し十節に分割されてゐる。高められた警察權が郡官吏に與へられた（第五〇條）。そして土民理事官の權限はより明確に限定された（第六五條—第六八條と第七〇條）。土民檢察官（Jaksa）はもはや土民理事官程高い地位は與へられない。そして明らかに土民理事官に從屬するものである（第五七條）。郡裁判所の長官の權力は擴張され（第八〇條）、そして刑法上の裁判權は土民理事官裁判所に與へられてゐる（第八三條）。

併し、この法令に於いて最も重要なることは、初めて我々が**集會**（Vergaderingen）或ひは、當時の稱呼に從へば**集合日**（Verschyndagen）なるものを開くことである。これは英領印度には知られてゐないものだが、オランダの官吏にとつては當り前の事になつてゐる。そのためそれの起源の問題は多忙な評論家達の群からさへ看過されてゐる。集會はその時の利害に係はる行政上の問題を論議する地方官吏の會議である。現在に於いては約十五ケ村の地域を含む各副郡（Sub-district）の首長は村の首長等と一週一度會議を開いてゐる。一月一度各郡官吏は彼の部下と村の首長が出席する同樣の會議を開いてゐる。土民理事官は一月一度彼の部下と會議を開き、そして理事官も亦、同樣に彼の支配するすべての主立つたヨーロッパ人官吏及び土民官吏と會議を行ふのである。敎育、灌漑、庶民金融、農業等の種々の部門の各部の屬官はその仕事が會議の議題に關係のある時には會議に招かれる。我々が最初に集會のことを聞いた時にはこの樣な各部の官吏は存在せず、然し當時も今の樣に會議は、土民理事官や屬官によつて開かれ、監督官（Controleur）が列席した。

ファン・デン・ボスの統治下において監督官又は當時の呼稱に從へば**監督**（Opziener）は新たに重要となつた。一八一八年に監督官は土地の登錄の仕事を主として托されてゐたが、併し殘存してゐた國營栽培の監督をも期待されてゐた。耕作制度（Culture System）と共に國營栽培の監督は非常に重要なものとなつて來た。そして耕作制度の大なる支柱としての監督官は行政の大黑柱であつた。監督官（Controleur）と集會（Vergadering）の制度は共に强力な統治の手段を形成した、これは明らかにファン・デン・ボスの發明したものであつた。

この機構はオランダ政府と土民理事官や郡官吏や村落の首長や人民とを接觸せしめ、斯くして政府の權威を强化するのに力があつた。ファン・デン・ボスの他の政策は土民理事官と首長との權限の强化に向けられた。彼は土民理事官が「政廳の召使の樣に取扱はれ、その權威を害してまであちこち轉任させられる」ことを見て苦惱した。彼が着任してから幾月もたたぬ中に、彼は「殆んどすべての經驗ある官吏等を大いに驚かす程大膽な處置を取つた。[18]」ジャワ戰爭の結果として土侯領から新たに引繼いだ地方に於ける土民理事官の世襲的權利を承認し、ついで彼はかゝる權利を全土民理事官に擴張した。彼は更に土民理事官に土地所有を許す特許を與へた。土地と人民とはなほ結合されたままであつたから、土地の分與は、土民栽培者に關する權利の讓渡を意味した。この理由によつて一八一八年の例の委員達は自由主義の主旨に從つて、土民理事官には固定した俸給を支拂ふべきことを命じた。ドゥ・ブス（Du Bus）は一つは經濟のため、一つは土民の間に大規模な栽培を奬勵する爲めに土地を分配するやう提案した。メルクス（Mercus）は土民理事官が實際上彼等の土地の隱れた所有者であるとする常

識に基いてドウ・ブスの提案に贊成した。しかしこの提案を採用し、それが主として土民理事官の權勢と威信とを回復する方法であると見做したのはフアン・デン・ボスであつた。[19] 同樣に、彼は村の內部經濟に干涉せぬことを承認したが、一八三八年にこの提議は當時移民局（Colonial office）でフアン・デン・ボスのもとで仕事をしてゐたボード（Baud）によつて卽決で拒まれた。「村の政治はジヤワの平和（rust）の守護神（Palladium）である。[20]」と彼は言つた。かく「同類が同類を支配する」（like ruling like）原則や集會開催の實施や監督官の地位は、フアン・デン・ボスの治下に新たに實行されたものではないが、彼によつて、權威を强化する目的を以つて新たに形態が備はつたのである。

一八四八年にその憲法の機構は、その全ての主要特徴に近代的形式を取入れた。[21] 一八〇三年の特許令（Charter）は官吏になる商人達の轉身に備へて規定したものであつた。ダーンデルス（Daendels）は貿易總監（Director-General of Trade）を財務局（Board of Finance）に變へ、地方組織の案出によつて、これを實行に移した。ラツフルス（Raffles）は土民理事州と村落制度との內部組織の成立に貢献した。評議會の委員達は二重組織行政の基礎を置いた。しかし全機關を政廳の强力なる統治手段として統一し、土民の動きに對して敏感であり、また本國の當局の意志に卽應しえたのは、フアン・デン・ボスの天才と人格とによつたのである。この功績に較べれば耕作制度は單に過去の一挿話に過ぎなかつた。

四、經濟的進步

（a）生產

フアン・デン・ボスによつて齎らされた變化は突然であり根本的であつて、殆んど奇蹟的なものであつた。「ジヤワは恰かも奇術師の杖による如く、次ぎ次ぎにオランダ國內に富を注ぎ入れた。[22]」彼は先づ第一に、生產を千五百萬乃至二千萬フローリンに增加することを望んだ。一八三〇年の商品の輸出額はわづか千二百九十萬フローリンで、一八三五年に於いて三千二百六十萬フローリン、そして一八四〇年フアン・デン・ボスが植民大臣を辭めた時七千四百二十萬フローリンに達してゐた。彼は四十萬ピコルのコーヒーと、同量の砂糖と、二百萬ポンドの印度藍の生產を目標とした。一八四〇年までにジヤワは百萬ピコルのコーヒーと同量の砂糖と、二百萬ポンド以上の印度藍とを生產してゐた。彼は煙草と茶の國營栽培ではこれほど成功しなかつたが、個人栽培を含めて煙草の輸出額は、一八三〇年の十八萬フローリンから、一八四〇年には百二十萬フローリンに、又一八四五年には二百三十萬フローリンに增加した。茶の生產額は一八六一年に百九十五萬ポンドに達した。同樣に既に述べた通り輸出米も非常に增產された。

生產量の數字はデ・フロートの百五十三頁に依つてゐる。それらはブライン・コプンスの輸出統計によつてゐる。

（b）科學と資本

この生產の增加は主として人口の增加と國營栽培に於ける勞働の組織とに基づくものであつた。必要な小資本のすべてのものを、この組織から生ずる利益によつて政廳が供給したために資本の輸入は行はれなかつた。そして少なくとも暫くは生產の方法に少しも改良が加へられなかつた。すべての官吏や工場受持の大多數の請負業者は栽培や手工業について何も知らなかつた。丘陵地における自然の產地と共にコーヒーが平地に播種された。

不作は官吏にその方法の誤謬であることを示したが、栽培者はそれを長らく忘れることができなかつた。それは彼等が再び米作するのにコーヒーの根を取除かねばならなかつたからであつた。ある地方に於いては二千人の土民栽培者で僅か三十六フロリーンの價格の三ピコルのコーヒーを生產するのに五年間働いた。フアン・デン・ボスは耕作監督官（Director of Cultures）を任命して、かゝる誤謬を防止しやうとした。耕作監理官は一八三三年にドゥ・ブス（Du Bus）によつて創められた無給の農業委員（agricultural Commitee）に代へたものであつた。彼はまた一官吏を茶の栽培研究に支那へ送り、また統計的調査を試みた灌漑が奬勵された。しかし科學的方法を用ゐる企てはなされなかつたが、土民の掘割が强制勞働によつて改良された。同樣にフアン・デン・ボスはヨーロッパ人の官吏に一八三二年ジャワ協會（Jave Institute）の創立によつて彼等の職務のために一層よい設備を與へやうとした。ジャワ協會では青年逹が東洋の生活や言語を硏究することが出來るやうになつてゐた。手工業者は進歩せる生產方法を採用することを奬勵された。一八四〇年にオランダ商事會社（N. H. M.）は優秀な成果を上げる模範砂糖工場を開設して範を垂れた。それ故に砂糖の生產高は一八三〇年には一ボウ（bouw）につき十五ピコルより少なかつたのが、一八五〇年には一ボウに約五十ピコルまで增產されるやうになつた。

（c）交通と海運

生產と輸出の進展は交通の進步を必要とした。各村落に於いてはその必要上常に隣村と接觸を保つてゐたが、今ではその道路や小路は生產物を農園から工場へ、又奧地から海岸へと運搬するために使用せねばならなかつた。奧地を開發する唯一の道路はダーンデルスの大幹線道路であつた。フアン・デン・ボスは村の首長に道路を作ることを要求した。彼は「これは土民の制度を保存し、土民の小さな共和社會に干涉をしないで公平なる分業を保證するものである。[23]」と云つた。併しながらこの成果は長い間不滿足なものであつた。一八三九年に地方の倉庫が生產物で在荷過剩となつてゐた、一方港の船は使用されないまゝであつた程道路の狀態は甚だ惡かつた。オランダ商事會社（N. H. M.）は何らか手段を施さなければ、ジャワの生產高はその豊饒によるよりも、むしろその交通によつて制限されるであらうと政廳に警告した。駱駝を使用してはどうかといふ提案があつたので、一八四二年ボード（Baud）は「鐵道」─「水牛や馬で鐵の貨車を引かせるに適した鐵路」の敷設を命じた。[24] 併しフアン・デン・ボスの行政機構では、國家に對し自由勞働に關する殆んど無制限の監督權を與へてゐたので、すべての地に於いてではなかつたが、ある場所では强制勞働がむやみに用ゐられた。このことについては一八四七年、フアン・ヘーフエル（Van Hoëvell）は幾多の流れにかゝつてゐる橋や堂々たる公共建築物のあるプレアンゲル地方（Preangers）の片田舍の立派な道路について面白く語つてゐる。その二、三年後にはモネー（Money）は英領印度のそれに對して、これらの交通機關の卓越してゐるのに感動させられた。

海による交通の進步は遲々としてゐた。[25] 安全な市場を持つオランダ人の荷主逹は、安易な生活を無爲に送つて、帆船を蒸汽船に代へることを企てなかつた。一八二〇年頃バタビアのイギリス人の商會が政廳へ海賊を根絕する爲めに、蒸汽船の提供を申出たが、地方のオランダ商船隊指揮者は、蒸汽船は荒海に於いては動搖のために水搔が水の外に出て海賊を追跡するには役立たないと反對した。そして一八二五年に汽船が、ヨーロッパから送られた機械でその地方において建造された時、彼はフアン・デル・カペレン（Van der Capellen）に短い巡航の間に船が動搖する時、水搔きに如何なることが起きるかを多分說明する積りで案內した。政廳が汽船の小さな船隊を

建設してから以後、ある汽船は自力によってヨーロッパから廻航し、他のものはジャワで集められた。しかしその計畫の立てられた一八三六年までは、ヨーロッパとの汽船による定期交通を開く試みは成功しなかつた。同じ年に最初の蒸汽軍艦が到着し、また一八四七年には最初の螺旋式推進機による汽船が到着した。併しこれらの珍らしい出來事は、オランダ人の荷主達には無視された。彼等は競爭がないため、遲くて廣々とした船の方が一層有利であるとして、早く航行出來る船の建造さへ厄介視した。

（d）　商業とオランダ商事會社

次の表は輸出入額の發達を示してゐる。[25]

この統計は一八四〇年ファン・デン・ボスが退官した後、貿易が停滯し減少さへしてゐるのを示してゐる。それは恰も奇術師の杖がもつてゐた魔力を失つた樣なものであつた。我々はもつと一層常識的な說明があると思ふだらう。こゝでは耕作制度の眞最中でさへオランダ人の商業は健全に發達しなかつたし、又すべてはオランダ商事會社（N. H. M.）の手で行はれたことを記して滿足すべきである。一八三〇年にファン・デン・ボスによつて作られた契約（Contracts）は會社の歷史に新しい一章を開いた。一八三一年に會社は認可を受け、本社はアムステルダム（Amsterdam）に移つた。外見は豐かなしかも法外でない資本をもつた普通の會社であつたが、徐々に會社本來の仕事を止めて、蘭領東印度政廳の商業上の代理店に變化した。一八三三年から會社は生產物の販賣によつて償還される金を政廳に對して立替へ、そして又ジャワにおける賣上利益金から支拂はれる政廳の輸入商品や地金銀を會社自身の責任において輸入することを始めた。かくして政廳に代つての支拂は殆んどすべてオ

個人商品の輸出額（一八三〇年―五〇年）（單位1,000）

年	輸出額總計	オランダへの輸出額	項目					
			コーヒー		砂糖		印度藍	
			ピコル	價格	ピコル	價格	ポンド	價格
1830	12.753	6,586	288	4,577	108	1,558		48
1831	14,115	6,813	299	4,832	120	1,660	42	98
1832	21,081	13,021	314	8,500	245	2,836	168	338
1833	22,595	13,953	360	9,056	210	2,468	217	414
1834	29,220	19,129	486	13,099	370	4,293	251	515
1835	32,158	22,331	466	14,093	438	5,794	533	1,044
1840	73,972	56,892	1,132	37,368	1,023	13,782	2,123	6,371
1845	64,455	48,024	1,006	20,123	1,454	20,349	1,653	4,961
1850	57,320	44,803	818	18,720	1,383	17,044	1,256	4,193

（註）個人商品はオランダ商事會社（N.H.M.）によって輸出された政廳の生產物を含んでゐる。

個人商品の輸入額（一八三〇年―五〇年）（單位千フローリン）

年	一般商品				綿製品			
	總額	オランダより	オランダ原產	イギリスより	總額	オランダより	オランダ原產	イギリスより
1830	15,038	6,305	3,628	1,724	3,884	2,550	2,373	1,217
1831	13.368	4,566	1,938	2,000	2,936	1,657	1,389	1,206
1832	12,190	3,608	431	976	1,963	1,412	67	473
1833	16,659	5,001	694	3,655	3,984	1,321	90	2,581
1834	17,642	4,295	1,004	4,408	4,450	877	330	3,431
1835	15,552	4,059	2,020	3,255	4,134	1,744	1,549	2'240
1840	26,434	13,239	10,550	3,805	13,100	9,917	8,832	2,890
1845	26,513	9,578	7,233	5,851	10,934	6,123	5,320	4,410
1850	24,037	7,956	5,274	5,662	9,837	4,773	3,743	4,147

ランダ商事會社の當座貸越で行はれた。そしてこの當座貸越は益々増大するばかりで決して返濟されなかつた。一八三五年以後個人企業の擴張につれて、オランダ商事會社は輸入綿織物のための市場を確保する爲め、農園栽培者との關係を擴張した。一八四〇年にはジャワからの輸出總額の三分の二はオランダ商事會社を通じて行はれた。會社のジャワへの輸入品は主として正金、食料品、及び軍隊の被服等で政廳への貨物を含んでゐた。船荷の殘餘のものは會社自身の商品、主として綿織物で滿されてゐた。その綿織物の輸入は一八三四、三五兩年の千九十箱が一八三九、四〇兩年の間には一萬二千九十箱に增加した。ヨーロッパ人の爲めの食料品と飲料水の輸入は個人の手によつて行はれ、又鐵や銅や機械の輸入も同樣に行はれた。かくしてオランダ商事會社と無關係の商人は無くなつた。會社は東印度會社（the East India Company）が前世紀になしたと同樣に、經濟生活を暗くし、經濟活動を抑制するやうになつた。

多くは土民のためのものであつた綿織物を除いて、輸入品は、ファン・デン・ボスが一八一八年彼の「論文」（Treatise）で、ヨーロッパ人と支那人の贅澤品と慰安品として書いた品物が非常に多かつた。一八五五年のヨーロッパ人の「酒類と清料飲料水」との輸入額は百五十三萬二千フローリンで、ヨーロッパ人の食料品は八十六萬一千フローリン、支那人の食料品は四十一萬三千フローリン、マニラ（Manila）からの煙草は四十三萬一千フローリン、ヨーロッパ人と支那人の茶は四十一萬四千フローリン、「小間物と流行品と香水」は二十六萬四千フローリン、絹は八十二萬一千フローリンであつた。これらの贅澤品や慰安品に對して生産擴張のための貨物の輸入額は僅少であつた。機械や道具と共に鐵や鋼鐵は僅か九十八萬二千フローリン位に過ぎなかつた。輸入額の半分以上はヨーロッパ人の酒や飲料水に消費されたのも同然で、非常に多くを要求された土地の地味を回復するための肥料の輸入額は僅か十三萬六千フローリン位に過ぎなかつた。この數字は明らかに虛榮と安逸のために金を惜氣もなく使ふ少數の裕福な階級の支出を反映してゐる。

（e）通　貨[27]

經濟生活を害した一原因は不健全な貨幣制度にあつた。わづかの貨幣が普通の商業の過程を經てジャワに入つたのみであり、それは政廳が全生産物を買上げて單に安い勞働賃銀を銅貨で支拂つたからである。銅は日本から一年に五十萬フローリンを輸入して、一八三三年から一八四二年の間に二千七百萬フローリンの銅貨を政廳から發行した。銅貨は銀貨一フローリンにつき、一・二〇フローリンに統一された。鑄造は有利な事業であつた。そして國庫へ千五百萬フローリンを齎したと推定される。この事業は密輸入を奬勵する程有利なものであつた。一八四四年にバーミンガムの一個人會社が、毎月オランダの銅貨を十六萬フローリン發行したといはれてゐる。そして遂に通貨が淨化された時に流通してゐた銅貨の總額は、政廳の鑄造總額より七百七十五萬フローリンだけ超過してゐたことが發見された。

その結果として銀貨が消失して流通しなくなつた。そして通貨の改惡はジャワ銀行を一大困難に陷れた。ジャワ銀行はその特許を取消すと迫られて政廳によつて供托せられた銅貨を基礎として三百萬フローリンに達する紙幣の發行を强制された。ジャワ銀行は銀貨全部を失ひ、しばらくして政廳は銅貨の返還を要求した。一八三九年の七月のジャワ銀行の現金殘高は一萬八千六百七十八フローリンに減じ、一八四五年には紙幣償還の義務を免除された。或る頑固な預金者は蘭印政廳とオランダ國王に破産の宣言を申請した。そしてこの訴訟事件はその預金

者を國外に逐放處分にすることによつて終結する必要があることが判明した。耕作制度（Culture System）が最後に近づくまでは有効な救濟手段が採られなかつた。そして結局貨幣鑄造の建直しには二千萬フローリンかゝつた。それは政廳が銅貨の鑄造によつて得た金額よりも可成り多額であつた。

（f）收入と支出

耕作制度の本質は國家に對する納税が生產と勞働の形をとつてゐる事である。そしてこの制度は通常の國家の收入額との比較を出來なくしてゐる。その上に貿易上の利益と課税と、商業上と行政上の支出との混亂が餘りにも複雜であつて分解しがたいものであつた。そしてそれ以上の錯綜がウイリアム（William）が行つた財政管理（Financial Control）の統一によつて持ち來たされた。その統一は一八二六年から三〇年までの五ケ年間の豫算が、一八二九年まで承認されず、又次の五ケ年後の一八三四年にも承認されなかつたといふ遲滯の原因となつた。一八三九年にファン・デン・ボスは議會に於いて今まで財政狀態の報告がなされたことがなかつたのは、一八一六年にイギリス人がなした決算以來決算がなされなかつたからであると說明した。しかし本國に於ける事情は支出が四千萬フローリンを超過した時、一八四〇年に對する豫算を公表せしめた。そして國營栽培（State cultivation）の利益は別としての收入が、一八三一年の千八百五十萬フローリンに對して、四千四百フローリンに回復されたのはそれから後の同じ十年間であつた。

パルフェ（S. Parve）は毎年の「領土的政治的收入」を表はす意味の數字を掲げてゐる。しかしこれは彼自身の計算による様に思はれる。Kol. M.S. 七一頁參照。

かくの如く、貿易利潤の增加に於いて、非常に著しい收入の特別の增加があつた。關税以外の主要品目は地代、市場税、及びそれに類する小規模な專賣品の取立請負と鹽とであつた。これらの項目における收入の增加は次の表で示される。[28] 自由主義派の學者は好んでこの增加が、横暴で冷酷な政廳の强奪によるものであるとして說明した。多分增加の一部は通貨の改惡に基いてゐた。併し鹽税收入の增加は鹽の消費者の增加を示してゐる。そしてそれはより大なる繁榮の印であり、市場税取立請負からの收入は小規模な商業の增加と、それ故のより大なる福祉とを示してゐる。併し地代の增加の說明は非常に困難である。ファン・デン・ボスが一八三四年退官前に書いた覺書からの拔萃は布告として出版された。これをゴチツク體の活字で記せば、**輸出作物栽培のために米作農園の五分の一を割く村では、地代を免ぜられ、その上に生產物の評價より生ずる利益の增加を享有すべきてある。**これは地代の發達を妨げ、自由主義的評論家は土地の增加を契約違反として攻擊した。近代の經濟學者達でさへ「殆んど馬鹿げた不誠實なもの」としてこの布告を非難してゐる。[29] 最近の說明は輸出作物栽培のために引渡された地域のみは地代を免ぜられ、殘餘の五分の四は地代を納むべきものとされ、それによつて栽培の擴張と共に地代は增加したとするのであるが、これは公けの布告の條件と調和させることは出來ない。その時他の說明が提出された。ファン・デン・ボスは一八三四年に、一部の地方には自己の利益のために砂糖の栽培を好むジヤワ人があつて、彼等はたとへ前述の協定があつ

收入の項目	收入		1850年の收入（百萬フローリン）
	年	產出高（百萬フローリン）	
地代	1830	4.1	10.7
取立請負	1833	6.1	10.4
鹽	1831	2.1	4.6
總計	1831	18.5	44.0

てもなほ地代を免除されないと述べた。地代を免除する代りに、土民栽培者達はその勞働に對して支拂を受けるといふことが、實行はされなかつたけれども明らかに、規則となつた。そして地代は常の如く徵集されたのである。實際には土民栽培者達は農園でも工場でも勞働に對して殆んど支拂はれなかつたと一般に主張されてゐるが、然しながらこの說明は、實際の慣習と矛盾してゐるとは言へ、少なくとも耕作制度の成功を示す地代の增加を引用する時の官吏の言を是認せしめるのに役立つてゐる。そしてそれは一八四五年に耕作管理官（Director of Cultures）が地代の發展は一千萬フローリンから、一千五百萬フローリンにすぐに上るであらうと期待してゐた場合がさうである。「何となれば、耕作制度は人民の掌中に以前よりも幾百萬金も多くを殖したから。[30]」である。

（g）帳尻剩餘金（Batig Slot）

併し收入計算書の主要なる利益の項目は帳尻剩餘金（batig slot）即ちオランダ本國の收入に「貢献」する剩餘金であつた。一八三一年にファン・デン・ボスはその豫算を決算した。缺損の連續は終つた。そしてファン・デン・ボスは自ら東印度會社の古い負債と、さらにファン・デル・カペレン（Van der Capellen）によつてジャワ戰爭中に作られた三千七百五十萬フローリンの借款とを返還することが出來た。彼は最初五、六百萬フローリンの送金を期待してゐたが、四、五年後には八百萬乃至一千萬フローリンを殖すことを望んでゐた。この問題に關して彼は非常にうまくやつた。一八三一年から一八三四年の間に彼は一千六百萬フローリン送金した。そして一八四三年から五ケ年間の額は、最初の年に一千萬フローリン送金し、一八三八年までには二千五百萬フローリンに增加するまでになつた。後にデ・エーレンス（De Eerens）が極端だといつて不平を言つた時に、ボード（Baud）はヨーロッパに於いては「弓が絕へず一杯に引かれた」とし、そしてデ・エーレンスは「オランダを救ふには如何になすべきか又如何になさなければならないかの判斷を下すことが明らかに出來ない狀態であつた。」と答へた。[31] 實際には送金は平均して一八三一年から四〇年までは九百三十萬フローリン、一八四一年から五〇年までは一千四百十萬フローリンであつて、一八五一年には一千五百萬フローリンに達した。

支出における嚴重な節約によつてのみ可能であるこの大餘剩金は、後世の經濟學者によつて吝嗇で馬鹿げたものとして非難された。彼等は一八四〇年の最初の公けの豫算案について屢々批評をしてゐる。これは商業と栽培の經費として三千萬フローリン以上を、軍事費として七百萬フローリン近くを、又國內行政や警察のために三百五十萬フローリンを割當てたにも拘らず、司法行政に對しては約五十萬フローリンだけと、宗教や藝術や科學を一纏めにしてそれより少ないものを割當てたのであつた。然しながらこの非難は、公共生活の各部分に於ける政廳の全活動が文官に集中されてゐる事實を、充分に斟酌してゐるとは思はれない。彼等は同時に行政長官であり、裁判官であり、民衆の衞生や農業の監督官であり、更に或程度敎師でもあつた。その上公共土木事業に於ける支出の不足はそれらが等閑視されたことを示すものではない。吾人はこれが決して事實でなかつたとするファン・ヘーフエル（Van Hoëvell）やモネー（Money）の證言を知つてゐる。道路や建物は英領印度のものと比較して遜色がなかつた。普通の國家に於いてはそれらは貨幣で支拂ひがなされるのが常である。そして貨幣は租稅によつて調達する。しかるにそれが強制勞働によつて實行される場合は、それは計算書のどちらの側にも（貸方にも借方にも）現はれて來ないのである。

併し財政的にはこの制度は根本的に不健全であつた。強制勞働は土地を耕作し、道路を建設する最も經濟的な

方法ではない。そしてメルクス（Mercus）が豫見した樣に、收入が市場の變動に左右された事實は先見の明ある豫算を不可能となした。

五、社會經濟

（a）土民

耕作制度（Culture System）は自由主義の反動によつて引繼がれ、この派の著作者達はこの制度を最も暗い色彩で描寫した。それ以來この制度は決して批判的に再檢討されなかつたので、社會經濟に於けるその影響を測る企ては、むしろ正統派の書物に於いてのみ見られる異說の眞實さを確める試みに似てゐる。併し研究者は徐々にこの制度の中に、「それは人民の手に以前よりも幾百萬も多くを齎した。」と主張する人々の言を是認するに足るものが澤山存在することを認識するに至つてゐる。その最後段階における制度の缺陷を非難する第一人者で、ジヤワ人の最大の友人の一人であるファン・ヘーフェル（Van Hoëvell）でさへ決してこの制度の主旨には反對しなかつた。少なくとも或る限られた土地に於いてそれが有益であつたことを示してゐる。[32] 需要以外のもので供給が調整される場合のすべての制度におけると同樣に、この制度の一困難は生產の均衡を調整することであつた。それは食用の米を栽培してゐる地域と輸出向け作物を栽培してゐる地域との、正しい比率を保持するのに必要であつた。これは殆んど重複した栽培の時期に、米と砂糖が同じ土地で栽培される地方では殊に困難であつた。東部ジヤワの諸地方に於いては、官吏は砂糖と同樣米にも同程度の注意を拂ひ、又各村は籾種の貯藏を保持すべきであると主張し、又刈株の燒却や、適時の農園の水引に怠らず目を配つた。かくして人民は米を以前と同樣に作り、砂糖は收入が增加して住民は喜んだ。甘蔗の輸送が運送によつて生活し、栽培しない新しい階級の人々を生じた。彼等は糧秣を買はねばならなかつたが、それが米作地に第二毛作として生育される大豆や玉蜀黍の市場を創出し、土民栽培者になほ更に多くの金を齎らした。こゝに於いて耕作制度は分業を發生せしめ、ファン・デン・ボスが豫期してゐた樣に、全農村に繁榮を普及させた。これらは土民の小栽培者が大土地の上に結合する時に常に必要である樣に、監督と取締りがなほ必要であるとファン・ヘーフェルは言つた。併し刑罰的强制はもはや必要でなかつた。ファン・ヘーフェルはこの制度が最初作られた時の反對と同じ强さで、土民がそれの廢止を憤るであらうと思つた。この好意ある光景は耕作制度に反對の他の大立物ファン・デ・プッテ（Van de Putte）によつて確認されてゐる。早期の契約が請負業者に有利であることが判明した時に、最良の土地の「大ボウ」を栽培するための支拂は、百二十フローリンから二百フローリンに値上された。そして請負業者は自身の輸送の代金を拂ひ、又荷車や家畜を買ふための前借を與へることを要求された。それ故この制度の結果は、最も大膽な豫想をさへ凌駕した。そしてメルクス（Mercus）のやうな强い反對者は改說せしめられた。[33]

統計はこの見解を支持する。人口は耕作制度の下で、約六百萬人から約九百五十萬人に增加した。そして輸出や恐らく米作も同樣であつた。鹽や市場稅からの收入の增加は、幸福の增加を明らかに證明し、これが若しも疑問とされてすらもなほ、一八四〇年に於ける綿織物の輸入額は、一八三〇年の三百八十萬フローリンから千三百十萬フローリンへと驚くべき增加を示してゐることが事實として殘る。けれども一八四八年の織物の三分の二は、なほ土民の綿から家庭で織られたものであつた。[34] これらの數字に鑑みれば、少なくともファン・デン・ボス

が困難な仕事を斷めた一八四〇年までに、耕作制度が繁榮を廣めた事實は殆んど疑ふことが出來ないやうに思はれる。

併し上記の耕作制度の説明は特定の地域のみにあてはまつた。そこでは殆んど最初から滿足な結果が得られてゐた。普通官吏は輸出作物の栽培にのみ關心を持ち、米作を疎かにした。栽培者の幸福よりも、自己の輸出作物の手數料や政廳での名聲をよりよくすることを考へてゐた官吏達は、輸出作物に割當てらるべき規則の下において、彼等はしばしば不當な比率を許可し、又は企らんだ。各村の五分の一の土地が輸出作物に割當てられる土地の不當な比率を許可し、又は企らんだ。

例を上げれば、或る工場は十四ケ村の土地の半分を取上げることを許された。彼等はまた米栽培の時機に砂糖が取り拂はれた土地を見ても困らなかつたので、人民は生命の短かい不生産的な種類を栽培しなければならなかつた。砂糖に對する支拂はしばしば工場で生産される額に從つてなされ、甘蔗の供給高によつてなされなかつた。多くの土民栽培者は、その勞働に對する報酬を少ししか、又は殆んど受けなかつた。砂糖か印度藍のために取上げられた土地では、米作のために必要な小さな堤が取拂はれ、それは土地が土民栽培者に返された時に多くの勞働と遲滯の原因となつた。

「農園は充分に廣い。土地を働かせ過ぎる必要はない。」とファン・デン・ボスは言つた。併し農園には境界があつた。その限度に達すると、この制度は過度に利用された。「ジャワが極めて容易に補塡しうると思はれたオランダ本國の財政の急迫や、手工業者の繁榮や官吏の收得する高い手數料や請負業者の利益等は、全蘭印の眼を盲目にした。契約は餘りにも自由に取消され、作物は土地の性質に關係なく要求され、人民は堪へ難い重荷を負はさ

れた。未知の繁榮にいはゞ陶醉させられ、全ての人々はこの光景に暗影の存在するのを見落した。[35]」

事態が甚だ惡化した最初の徵候は、一八四三年のチェリボン（Cheribon）の窮迫であつた。一八三〇年にこの理事州は米以外は僅かなものを作つてゐた。併し耕作制度によつて、コーヒーや砂糖や印度藍や茶や肉桂樹等の作物を豐かに産するやうになつた。一八四三年政廳は輸出作物の中に米を含めることに定めた。一會社が米作地の物納税の集税と輸出向製粉との契約を獲得した。飢饉が次いで起つた。そして多數の家族は弱いものが路傍に餓死するのを捨てて移住を餘儀なくされた。ファン・デン・ボスに對する元來の訓令は當然の注意が米の栽培に拂はるべきことを要求してゐた（三〇條）、一八三七年にも一八四四年にも同じ趣旨の訓令が布達されたが、効果がなかつた。一八四七年に蘭印總督のロッフセン（Rochussen）は非常に强調して命令を繰返へした。[36] その命令は、米の不足が賃銀率に反應しジャワから「安い勞働のはかり知れない利益」を奪ふと嚇した。その勞働は米が國家と個人に對して與へる利益に關して他の熱帶諸國と競爭することが出來るといふことを指摘した。併し彼の注意は餘りにも遲かつた。そして一八四三年から一八四八年までの飢饉の連續は、ある土民理事州の人口が三十三萬六千人から十二萬人に減り、又他の州では八萬九千五百人から九千人に減るといふ窮狀を現出した。米の輸出額は一八四一年から四五年の間の平均四百二十九萬フローリンから、一八四六年から五〇年の間の平均三百十七萬フローリンに減少した。そして輸入は二十三萬三千フローリンから六十一萬二千フローリンに増加した。住民は綿織物を買ふ金を持たず、上述の如くこの項目に關する輸入は千三百十萬フローリンから九百八十萬フローリンに減じた。他の項目の輸入はこれと同時期に僅少な増加を示して、ヨーロッパ人は危機を感じなかつた樣に思はれた。併し輸出は非常に減つた。そして一八四五年から一八五〇年の間に全主要項目のコーヒー、砂糖、印

度藍の輸出額は減じた。一八四〇年までに耕作制度による生産制限が實行される樣になつたのは明らかである。ファン・デン・ボスはこのことを理解してゐたと思はれる。それ故一八四一年に彼は今こそ生産の監督を官吏から農園栽培者へ移讓すべき時であると提案したが、この提案は反應がなかつた。そして一八四〇年以後にこの制度は小指導者達によつてもとの方針に沿うて實行された。一八四〇年までは福利の增大について少しも疑ふ餘地がなかつたが、その時代以後人民が急に貧乏になつたといふことも同樣に疑ひなかつた。

併し住民の暮し向きが一八三〇年より一八五〇年の方が惡くなつたか、又は農園栽培者に利益が流れて行くドゥ・ブス（Du Bus）の資本家的制度の下に於けるより暮しにくゝなつたか、さらに金貸業者に有利であつたムンチンヘ（Muntinghe）の自由農民政策の下より暮し向きが惡くなつたかどうかは疑はしい。人は砂糖栽培の仕事が米田の仕事の三倍も骨が折れることを讀んで知つてゐる。又一家族宛に規定されたコーヒーの樹の數を二百五十本から一千本に勝手に增加されたことを知つてゐる。又コーヒー栽培のために收容所へ一緒に詰めこまれ、生存にすら不充分な安い賃銀で印度藍農園で働くために數ケ月も續けて家から連れ去られた土民栽培者達について知つてゐる。又無給で生産物を輸送したり、工場で働いたり、水道を建設したり、道路や橋を造つたりする痛ましい辛苦を知つてゐる。疑もなくこれらの狀態は惡化してゐた。併しこれらの説明が誇張されてゐないといふことを實感するのは困難である。疲弊した人民等は、貨幣を自由に市場で費せないし、又鹽や着物を澤山買ふことも出來ない。この制度の説明に於いては「人は印度藍農園において生れ、結婚し、燒かれる」[37]といふ諺が確かに參照される。併しこの「諺」が一八三四年この制度の鋭い反對者であつたメルクス[38]によつてそんなに早く引用されたらしく思はれる場合は、それが彼の描寫の筆から起つたのでないかを怪しむのである。さらにコーヒーの大部分は貨幣による納稅の代りに渡される事實について關係なしに、コーヒーに支拂はれる安い價格について知つてゐる。狀態は特に一八四〇年代に於いて惡化した。それは豐饒な地方に於ける飢饉の連續によつて充分に立證されてゐる。併しオランダに於けるその時代の生活標準でさへ、一八四五、四六兩年の馬鈴薯飢饉が殆ど革命を起す程低く、イギリスに於いては「空腹の四十年代」は個人企業の全盛期を劃した。そこで人は人民が個人的雇傭者の下で一層よく暮してゐたかどうか、またヨーロッパ人の資本家が彼等がヨーロッパにもつてゐる工場の雇人より彼等の農園に於けるジャワ人に一層よく注意を拂つてゐたかどうかを疑ふこともできる。そして國營栽培が一八七〇年に個人企業によつて置き換へられた後に、住民の物質的幸福は、一八四〇年より大になつてゐたとは思はれない。一八三〇年まで增大した犯罪は法廷を忙しくするに足る仕事がなかつた程僅かなものとなつた。そしてモネー（Money）に從へば一八六〇年にフランス人、ドイツ人及びイギリス人の商人等は人民の物質的繁榮と滿足に關して全く意見が一致してゐた。それ以後でないとしても少なくとも一八四〇年にファン・デン・ボスは物質的幸福に關して、彼の制度はラッフルスやムンチンへのそれを改善した歴然たる事例を證明することが出來た。

併し、ファン・デン・ボスはラッフルスのやうに彼の制度が「慣習」に基いてゐることを主張した。併しながら彼のジャワの制度に對する觀念はラッフルスのそれと非常に異つてゐた。その理由の一部分は多分、彼がそれらをオランダの利益の見地から見てイギリスの利益の見地から眺めてゐなかつたことである。ラッフルスは土民がイギリスから品物を買ふことを望み、ファン・デン・ボスは彼等がオランダの爲めに働くことを望んだ。けれどもファン・フォーレンホーフェン（Van Vollenhoven）の言によれば、ファン・デン・ボスのジャワ人の慣習

に關する觀念は「時によると馬鹿げたもの」であつた由であるが、彼は社會秩序のために土民理事官（Regent）が重要であることをよく認識してゐた。[39] しかしそれは土民に仕事をさせるために土民理事官程役に立つものがなかつたからであつた。彼の政策は土民理事官を强化し、できるだけ干渉をしないで、村をその首長の下に「小さな共和社會としておくことに存した。これはオランダの統治の指導原理となつた。一八三八年に蘭領東印度評議會（Council of India）は「平和（rust）は最近に於いては非常に特筆すべきものである。そして幸福と繁榮の增大は大部分村政に歸せられねばならぬ。」と評した。チエリボン（Cheribon）の知事（Resident）が、彼の村に於ける扱ひにくい政治團體を減ずることを希つた時に、ボード（Baud）は「村政の制度がその主位を占めるところの土民の社會制度や習慣に對して、不必要なあらゆる干渉」をなすことに反對する嚴重な命令を發した。「これは政廳による極端な要求と壓制に對する人民の保護の主要なものを代表すると永い間認められてゐる。そしてたとへこの様な豫防策がもはや不必要となつても、村の自治を大いに尊重し自治の侵害は最も多大の害があることは同樣に眞實である。[40]」なほボードは附言した。「村政は私の意見ではジヤワの平和（rust）の守護神である。」

併しフアン・デン・ボスが土民の社會に土民の衣服を着せたとしても、それは空想の着物であつて、土民の制度の假裝であつた。村の首長は前と同じ地位であつた。併し彼等自身の足で立つ代りに、彼等はオランダ政府に依存してゐた。首長がその權力を得たのは、住民の協力によるのではなく、政廳の權威によるのであつた。そして彼等はその權力を政廳のために用ゐ、彼等自身の利益のために用ゐた。首長達の背後に政廳がある爲めに、彼等は好むことは何でも出來た。そして未曾有の甚だしい程度まで强制栽培を行ひ、公共土木工事（州政廳の賦役Heerendiensten）で勞働を强請し、個人奉仕（Pantjendiensten）の要求で土民を苦しめた。更に土地の共有はジヤワ人の心に適ふものであるといふフアン・デン・ボスの理論は、收入のために土地を賣る「財政上の海賊行爲[41]」を廢止した。それは收奪さるべき土地を持たない土民栽培者が生ずるからであつた。そしてそれは「ジヤワの生產性が增進される挺[42]」を彼に與へた。土地所有者への要求は非常に過大で土地所有はもはや特權でなく、所有者がそれを他人にも分たうと試みる程の重荷となつた。また官吏は砂糖農園に對する大土地の割當を容易ならしめ、又灌漑を統御するのにより大なる自由を得るために、土地の共同所有を奬勵したり强制したりした。更にジヤワの多くの地方には、公共土木工事の賦役の義務が慣習によつて土地所有者に限定されてゐた。そして官吏が公共土木工事のために利用し得る人員の增加を望み、または住民自身がこのやうな仕事の賦役の重荷を分配し、減ずるやうに望んだので、所有地が廣く分配されることは官吏と土地所有者とにとつて兩方の利益であつた。そこで共同所有を奬勵し、世襲的社會差別を抹消した。たとへジヤワには英領印度の嚴格な封鎖階級（カースト）に似たものはなくても、この方向への傾向として土地所有に基づいた異つた階級（Standen）の存在が見られる。中央ジヤワには普通四つの階級がある。米作地を所有する者、乾燥地や宅地を所有するもの、敷地を持つてゐないが家屋を有する者、「隅にごちやごちやと生活」したり、「地上の小舍」に住むもの等である。かくして强請賦役に服すべき人員を增す目的をもつ土地所有の廣汎な擴張は、慣習的社會秩序の根を切斷した。勿論狹小な土地所有は良き栽培の害をなした。それは殊に小さい地所は、年々か短い期間をおいて分配し直されるからであつた。併しなほ經濟的見地からのこの制度の一層重大な反動は、それが人民を經濟生活から切離したといふことであつた。人民は「商業上の經驗を持たなかつた……又市場に關する知識から來る增產の刺戟を奪はれた。[43]」住民の社會生活が亂されたばかりでなく、彼等の經濟觀念が破壞された。フアン・デン・ボスは土民を小兒の如く扱つた。

併しそれは精神的に缺陷があり、決して生長しない子供としてであつた。

（b）　ヨーロッパ人と支那人

耕作制度（Culture System）は單に土民社會の崩壊を助長したばかりでなく、それは又ヨーロッパ人と支那人に富と重要さとの增大を奬勵することによつて社會秩序の二重性を强めた。

ファン・デン・ボスはオランダ人統治の下に於いて初めてヨーロッパ人にジャワが企業に有利な地であることを知らしめた。彼の制度の基礎を置いた時、彼は請負業者に對して當惑した。オランダ人は「杖で家から敲き出すことは出來なかつた。」[41]そして彼はイギリス人やフランス人や支那人やベンガル人にさへ賴らなければならなかつた。[45] 請負業者との協定は色々であつたが、然し一般には次の方法によつてゐた。請負業者は政廳から工場建築のための建築の前金を借り受け、又その仕事の利益が上り初めるまでの個人支出や仕事の費用を前金で政廳から借受けた。請負業者の機械は無稅で輸入され、材木やその他の材料は無料か名ばかりの料金で供給された。前金は三年目から毎年等しく十年間に年賦拂で返金された。請負業者の砂糖は隣村の土民栽培者によつて作られた。請負業者は村は地方の首長の監督の下に砂糖栽培ため約一平方哩（四百ボウ）を別にしておくやう請負された。請負業者は地質に從つて栽培に對する支拂をなした。或る時には最上の土地の一大ボウに銅貨で百二十フローリン（後には二百フローリンに增す）だけの額を支拂つた。彼は刈入れ、工場への甘蔗輸送、製粉等の賃銀を支拂ふことを期待された。併し彼は人夫を一日十二ドイト（doit）で、家畜付荷車を三十ドイトで、薪を一棚銅貨三フローリンで得た。一八三六年の模範契約として規定された樣に理論上は、栽培以外の勞働はすべて自由であつたとしても、實際は勞働は請負業者が賃銀を支拂ふといふ默契のもとに政廳が金を前貸した工場の建築や擴張に對してさへ、强制の下に得られた。土民栽培者は屢々不注意な製粉について割增金をとる工場から砂糖の生産高に從つて支拂を受けた。勞働に對する支拂は屢々政廳によつてなされ、又請負業者の提供する砂糖に對して支拂ふ價格から無利子で控除することとして請負業者に對して前金として貸與された。この特典の報償として、請負業者は前金の返濟に充分なだけの量の一ピコルにつき十フローリン（市場價格より安いがなほ有利な價格）の砂糖を政廳へ供給すればよかつた。そして殘餘の砂糖は請負事業が市場價格で賣つて差支へない「自由な砂糖」（free sugar）であつた。請負業者は第三年以後ならいつでも契約を放棄できるといふ規定で損失に對して保證されてゐた。併し請負業者は一年に二千ポンドから五千ポンドの純利益を上げ得ることが間もなく判明してから、放棄するものはあまりなかつた。請負業者は又煙草と茶にも使用されたが、政廳は印度藍と洋紅と肉桂樹の徵發に對する取極めをなした。胡椒とコーヒーは既に述べた如く輸出されたので請負業者を必要としなかつた。

このやうな自由な條件でさへ、請負業者を集めることには失敗した。「懷柔政策」（Gentle pressue, Zachtedwang）の最も早い例の一つは百萬長者たらしめる爲めに、人民を强制して備つたことである。

或る屈指の支那人は彼が請負契約を引受けない限り、支那人の大事業家としての彼の父の跡を繼承できるとは、期待し得ないことを警告された。代償として五千フローリンを提供したが、それは無駄であつて、彼は契約を承諾しなければならなかつた。しかし彼は數年後にはジャワに於ける第一の富豪となつた。ファン・デン・ボスが國營工場を設立しなければならなかつた程、人民は契約を引受けることを嫌つた。國營工場でさへ、時としてはイギリス人の支配人を任命する必要があつた。然しながら二、三年後にファン・デン・ボスはオランダ同胞の氣

持を變へて、ジャワに對する信頼の念を持たせることに成功した。そして地位のあるオランダ人は請負事業を求めたばかりでなく、政廳を當惑せしめた程に盛んに自由栽培に從事した。併しその後の自由栽培の抑制はこの發達を妨げた。そして「一八五六年に二萬人ゐたヨーロッパ人中たつた六百人だけが民間の個人であつた」といはれてゐる。

かくして最初の數年後には、もはやイギリス人の補充を必要としなくなつた。そしてフアン・デン・ボスの取極めは、商業に於けるイギリス人の勢力をオランダ人のそれに代へる方向に向けられた。併しイギリス人の手工業者は抑へ切れなかつた。彼等は綿織物をより良く、より安く製造して、一八四〇年から五〇年までの間にオランダの製造品輸入額が八百八十萬フローリンから三百七十萬フローリンに落ちた間に、イギリスの製造品輸入額は二百八十萬フローリンから四百十萬フローリンに増加した。イギリス人はオランダ人より安く賣ることが出來、それ故にオランダ商事會社（N. H. M.）は別として、なほ開放されてゐた商業に於いてオランダ人の權利を買收することが出來た。かくてイギリス人はジャワに於ける唯一の商人となつた。そしてフアン・デン・ボスがイギリス人を驅逐する爲めに全力を盡したにも拘らず、彼等はなほ前進してゐたといふ事實にイギリス人が滿足を得ることは正當であらう。

支那人を抑制することは一層困難であつた。ラツフルスは支那人の勢力を殺がうと試みた。併し彼の制度に於いては、仲買人や金貸業者としての支那人の勢力は土民理事官のそれと拮抗してゐた。フアン・デン・ボスは支那人の金貸業者を土民理事官の地位を強化することによつて打破しようとした。併し彼は支那人を再び請負業者として採用しなければならなかつたし、輸入の増加と市場に於ける小取引の發達は支那人の人數と富と勢力の増加を來したのである。

六、耕作制度とオランダ

耕作制度（Culture System）の効果について考へる場合にジャワの確立は、フアン・デン・ボスの計畫の一部分にすぎず、然も餘り重要でないものに過ぎなかつたことを記憶してゐなければならない。彼は三つの目的を持つてゐた。ジャワを負債が支拂へる狀態にすること、オランダの海運と商業を奬勵すること、そしてオランダ本國の資本と工業のために道を拓くことであつた。

オランダの海運はオランダ商事會社（N. H. M.）の設立と共に新しくスタートを切つた。そして委託販賣制度はオランダを今一度第一流の海國とならしめ、英、佛に次ぐ船隊を有せしめた。同樣に委託販賣制度はオランダの商業に新しい刺戟を與へた。最初の數年の中はオランダの商人はなほ眠つてゐたが、フアン・デン・ボスが一八三四年に歸國した時植民地生産物の大公賣市場が半年毎に開かれるやうになつた。フアン・デン・ボスは海外から商人を吸引するために、たとへ損をしても生産物を賣らなければならないと主張した。そしてアムステルダムは程なく熱帶生産物の世界市場としての以前の地位を回復し、一八三七年までには既に歐洲に於けるコーヒーの主要市場となり、わづか半世紀近くの間にコーヒーと砂糖の主要市場となつた。

オランダに於ける手工業の確立はもつと困難な仕事であつた。ベルギーの背反はオランダ商事會社が外國綿の輸送に事業を集中することを申出でるなどの挫折を生じ、ウイリアムでさへ彼の失敗を認めた樣に思はれた。併しフアン・デン・ボスはクン（Coen）と同樣に、絶望しなかつた。そして偉大なることが未だ爲されてゐない

と言つた。ウイリアムはフアン・デン・ボスがオランダの北方諸地方に綿織物工業を確立するために本國に送つた計畫を受容れた。かくしてトウエンテ（Twenthe）の大織物工業の基礎が置かれた。オランダの發展の一障碍物は關税であつた。オランダ人はイギリス人の好意に頼つてゐたが、彼等が一八二四年に優先權を得た條約を一八三六年に改正することを承諾しなければならなかつた。新關税はオランダの綿織物に一割二分五厘の税をかけた。然しフアン・デン・ボスは一八三五年オランダ商事會社（N. H. M.）との祕密協定によつてこれを逃れた。その協定はオランダの綿布を年々三百萬フローリンまで輸出し償還の義務を行ふといふものであつた。一八三七年に追加の契約として償還の義務額を五百萬フローリンに引上げることを規定した。又一八四〇年までにオランダの綿布の輸入額は、一八三二年の六萬七千フローリンに對して八萬八千フローリンに達した。それは無から綿織物工業を築き上げたフアン・デン・ボスの成功の決して最小のものではなかつた。

「寄附金」がオランダの財政の支拂能力を維持してゐた間に、オランダは植民地に於いては商業や海運や手工業によつて容易に資金を作つた。オランダ人は競爭に冒されぬやうに保護されて餘りにも容易に資金ができたので、競爭者の後塵を拜することになつた。一八五一年ロンドンに開かれた大博覽會に於いてオランダの手工業者は、スイスのものに對してさへ問題にならない程の綿織物を出品した。[47] スイスはジヤワにおいてオランダの製造品より安價に賣出してゐた。同樣にオランダの造船所は遲くて幅の廣い帆船の建造に滿足し、そして新しい蒸汽力の發達は疎んぜられてゐた。しかしオランダ人は少なくともジヤワの利益は努力の賜であることを知つてゐた。そして努力が必要となつた時に、彼等はそれをなすために奮起した。フアン・デン・ボスが人民に與へたすべての物質的恩澤は、ジヤワで大事業がなされたとする彼の誇示によつて凌駕された。この世紀の始めに於けるオランダ人の發展の主要な障碍物は企業心の不足に存した。そしてそれを振興したのはフアン・デン・ボスその人であつた。

七、耕作制度の回顧

前に述べた通りフアン・デン・ボスは三つの問題を持つてゐた。彼はジヤワの生產の建設とオランダの利益に關係あるジヤワの生產物の統制と、それによる低地諸邦の商業的繁榮の復興とを目標としてゐた。これらのすべての事に於いて彼の仕事は彼の期待以上に行はれた。しかし彼の政策は一八三〇年の政治的經濟的組織との密接なる關係があつたやうに考へられる。そして彼の成功は、その政策がもはや案內役として役に立たなくなつた廣い分野にまでこれらの諸制限を越へてその政策を及ぼした。一八四〇年までには耕作制度（Culture System）は時代遲れとなつた。そして年が經つにつれて、その制度がまづ第一に癒した經濟の發展に對して愈々邪魔物となつてきた。

同樣にフアン・デン・ボスの行政政策も時代遲れとなつた。それは彼の經濟政策によつて決定せられ、等しく成功したものであつた。實にそれは彼の經濟政策の主要部分であつて、秩序の回復と犯罪の減少とによつて經濟發展の建設を可能ならしめたのであつた。併し彼の案出した政治機構は專制的な意志によつて命令され、法律によつて規制されなかつた。彼はジヤワ人に適應させた社會秩序は不自然で、土民の生長は何等政治的の工作によつて纒められることがなかつた。それ以上の經濟發展に對してはまづ法律の鎖で Leviathan（譯註―舊約聖書にある巨大なる水棲動物―土民社會をさす）を縛り、しかる後法律によつて、しかも自發的の意志によつて步くことを敎

へる必要があつた。この問題はファン・デン・ボスが混亂狀態から秩序を建設することに成功しなかつたならば、決して解決を要する問題とならなかつたであらう。

「參考書目」

Dekker, D. (Multatuli). Max Havelaar. (1860).（デッケル別名『ムルタチュリ』の「マックス・ハーフェラール」）

Fransen van de Putte, I. D. De Regelingen en Uitbesteding v. d. Suikercontraction. (1860).（フランセン・ファン・デ・プッテ情報官の「砂糖契約の規程と施行」）

Hoëvell, Dr W. R. baron van. Reis over Java (3 vols. 1849).（男爵ファン・ヘーフェル博士の「ジャワ旅行記」三册、一八四九年。

Logemann, Dr. T. H. A. Over Indiës Staatsorde voor 1854. (1934).（ローヘマン博士の「一八五四年前の蘭印行政法規」）

Merkus, P. Blik op het Bestuur. (18344). Kort Overzicht der Financieele Resultaten v. h. Stelsel van Kultures. (d. Aug. 1834).（メルクスの「行政概觀」及び「農業栽培制度の財政的結果の概觀」一八三四年八月）

Piepers, Mr M. C. De Politierol. (1868).（ピーペルスの「警察規則」）

「註」

1 C. de Groot（デ・フロート）にある訓令。

2 デ・フロート、一二一頁。

3 Merkus（メルクス）の「行政概觀」、五四頁。

4 メルクスの「農業栽培制度の財政的結果の概觀」五四頁。

5 「一八三〇年十月十日の報告書が一八三一年四月十七日のボードの備忘錄に引用された」デ・フロートの一一六頁。

6 Boerma（ブルマ）二四頁。

7 一八三四年の覺書(抄錄)、東印度公報二二號。即ち一八六三年言語學・土俗學・民族學に充分役に立つた覺書の二九五頁。

8 ブルマ、二九頁。

9 Van Vallenhoven ファン・フォーレンホーフェン)の「インドネシヤ人」、六六頁。及び「發見」四五頁。

10 デ・フロート　一三九及び一五四頁。

11 de Graaff, Herovming v. h. Bestuurswezen, p. 25.（デ・グラーフの「行政改革」の二五頁から。）

12 Colenbrander, Betrekking, p. 15.（コーレン・ブランデルの「關係」）

13 官報一八三六年の東印度公報四八號。

14 同　一八二九年の東印度公報八號。

15 ピーペルスの「警察規則」一頁。

16 同上の四頁。

17 官報の一八四八年の東印度公報十六號。

18 S. van Deventer, Land. Stelsel, ii. 450.（ファン・デーフェンテルの「土地制度」二卷、四五〇頁）

19 Bergsma（ベルフスマ）三卷、五二頁。

20 ベルフスマ、三卷、一八九頁。

21 ローヘマン　二頁。

22 デ・ワールの「本國國民議會に於ける蘭印」二卷、一三頁。

23 フアン・ヘーフエル　一卷、六一頁。
24 蘭印百科全書　四卷、六八頁。
25 同上　四卷、一一一頁。
26 デ・ブライン・コップス
27 キルストラの「財政」及びコレイン・スチツペに於けるヘレス　二卷、一八三頁。
28 パルフエの「植民地の專賣制度」二一四頁。
29 ホンフレイブの「概要」一三二頁。
30 フアン・デーフエンテルの「土地制度」三卷　一九一頁。
31 ピールソン　一二〇頁。
32 フアン・ヘーフエル、一卷の五五頁、二卷一の四六頁。
33 フアン・デ・ブッテ　五頁。
34 マンスフエルト　二卷、一〇頁。
35 フアン・デ・ブッテ　九頁。
36 ロッフセンの廻狀に關してはフアン・ヘーフエルの一卷　二二三頁を見よ。
37 ホンフレイブの「概要」一三〇頁。
38 メルクスの「行政概觀」五四頁。
39 フアン・フオーレンホーフエンの「慣習法の發見」四四頁。
40 ベルフスマ　三卷、一八九頁。

41 フアン・フオーレンホーフエンの「インドネシヤ人」一三頁。
42 フアン・ヘーフエル　一卷、五七頁。
43 スフリケに於けるフアン・デル・コルフ博士の「西歐の影響」
44 マンスフエルト　二卷、三〇九頁。
45 メルクスの「行政概觀」四二頁。
46 フアン・デル・コルフの一一三頁の註、及びアンヘリノ　二卷、四八頁。
47 マンスフエルト　二卷、二七四頁。

第六章　自由主義への過渡（一八五〇年—一八七〇年）

一、フアン・デン・ボスの沒落

一八五〇年に至る蘭領東印度に於ける飢饉の繼續、生産並びに消費の沈滯及びヨーロツパ人口增加率の低下等は總て耕作制度（ジヤワ植民地開拓法）によつて與へられた生産への刺戟が減退しつつあることを示すものであつた。然し乍らオランダに於ける回漕業・商業・製造業の新發展は個人企業が將にそれに取つて代らうとして居たことを示すものである。耕作制度は既に過去のものとなりつゝあつた。その原因は失敗に非ずして成功であり、東印度に於ける困難に非ずして國內に於ける勢力の新しい均衡にあつた。耕作制度は東洋に於けると同樣にヨーロツパに於いてもフアン・デン・ボスの期待したことを總て達成して居た。蘭領東印度に於いてはそれを批評することの出來る者、又は敢て批評する者は殆んどなかつた。然し乍らオランダに於いては同制度は政治的に覺醒せる自由主義的中產階級を發生せしめ漸次、先づヨーロツパに於ける、次いで植民地に於ける財政上の施策に不滿を抱かしめたのである。この階級は元來國內に於ける財力を得んことを目的として居り、後になつて植民地の利益を獲得することを目的とした。この過渡期には三段階がある。即ち、(一)國王に對する自由黨の反對（一八

四〇—四八年)、(二) 政廳に對する自由黨の反對—「植民地の反對」(一八四八—六二年)、及び(三) 自由主義の勝利(一八六二—七〇年) がそれである。

一八一五年オランダ人はウイリアムに白紙委任狀を捧げた。そして一八三〇年に至るまではウイリアムが浪費しても國民の信用を失墜する事はなかつた。然し乍ら八年間に亘る戰爭と借金三億フローリンの追加をした後、一八三九年四月に、一八三〇年に出來た筈のものよりも一層不利な條件でベルギーと條約を結ぶことを餘儀なくせられた時國民は一層批判的であつた。一八二六年及び一八二八年の東印度の借款は多少の質疑を惹起したのであるが、これは主としてベルギー人代議士の間でのことであり、オランダ人はベルギーの自由主義に應へて一層保守的になつてゐたのである。一八三〇年以後左黨 (The Left) の空席を滿したオランダ人が多少あつたにはあつたが、法令は貴族的で選擧權は制限せられて居た。のみならず戰時中批評は非愛國的とされた。蘭領東印度の施政に關しては何等批評すべきことはないやうに思はれた。卽ち、東印度の貢納物は大藏省に納入せられ、一八三六年には二億フローリンに達する蘭領東印度の蓄積せる負債は東印度の歲入に移管された。其の後も又年々の利子は東印度の歲入の負擔に歸せられた。然し乍ら一八三九年の豫算に際し東印度の負擔に歸せしめられる千九百萬フローリンの借款を許可せられんことを政廳が要請したるとき、議會において疑義が起つたが、此の疑義は戰時中は秘密が必要缺くべからざるものであると云ふ口實によりて辛うじて避け得られた。

偖て蘭領東印度政廳への資財提供はオランダ商事會社 (N. H. M.) の財源を貧困化せしめ、爲めに一八三五年及び一八三七年にオランダ商事會社は社債により醵金するの餘儀なきに立至つた。一八三九年事態は極點に達した。卽ち、一八四〇年の全東印度生產品は同會社に抵當として入れられて居たが、ファン・デン・ボスは重役連の抗議にも拘らず五萬フローリンの手形を振出し、同會社はその引受支拂を拒絕した。戰爭は終つた。ウイリアム王は自身金を立替して居たがこれは議會を通じてでなければ取戾す事は出來なかつたので王は脚光を浴びて登場しなければならなかつた。其所で王は政廳がオランダ商事會社其の他の未濟の負債三千九百萬フローリンの支拂に應ずるために五千六百萬フローリンの借款の協贊を求めた。「是は意外なことであつた、大富豪 (Croesus) が三文の金に不足を感じようとは。[1]」同時にジヤワに起つた恐慌は火に油を注いだ。銀の涸渇の爲めジヤワ銀行は紙幣の兌換を拒絕した。「代議士達が金を植民局と東印度會社、東印度會社と政廳、政廳と植民局、植民局と大藏省との間をあちこち動かし貸借を混亂させる事によつて何とか打開せんと奔走したので、全事業が測り知れない程の不正[2]ではないかと云ふ疑問が漸次强化し、遂に議會は憤慨して東印度財政の嚴密な計算書を要求するに至つた。何等得るところはないだらうとファン・デン・ボス[3]は言つた。その理由は一八一六年にイギリスとのバランスが得られて以來一度も最終的貸借對照表が得られたこともないし、何等計算書は必要とせられなかつた。それは會計官が何と云はうと「東印度は其生產し得るだけしか支拂はないからであつた。」ボスはオランダ商事會社が一時的に資本の不足を來して居る以外に何等不正の事實はないと宣言した。植民制度の運命は實にこの政策の採用の上に懸つて居り、その上にこそオランダの運命は懸つて居た。「私は東印度を重荷から金の山に變へるために四十年間を捧げてきた。私は自分の生涯の仕事を破壞することは出來ない、そして若し私が諸君にこの方法が必要であることを確信せしめることが出來ないなら私は官を退き、國家の爲めに自分が豫見ししかも人智を以ては避けることのできぬこの災害を他に轉ぜしらめられん事を神に祈るばかりである。」とボスは續けた。然し乍ら彼の雄辯も效果がなく、オランダ商事會社になげかけた彼の非難も其の策を誤つた。議案は抛棄せられ一八四〇

年の豫算は否決せられた。フアン・デン・ボスは退職し一八四〇年オランダの基本法は東印度の貢納物に對して或る程度の支配權を上院に與へる樣修正せられ、ウイリアム一世は皇位を皇子に讓つた。ウイリアムもフアン・デン・ボスもその後長くは生きて居なかつた。ウイリアムは一八四三年十二月に薨じ、翌年クン（Coen）以來の最大の植民地政治家はこの世を去つたのであつた。

フアン・デン・ボスはチエリボンの飢饉が彼の仕事に最初の陰影を投ずるまでは其の生涯を通じて幸運であり死に就く時さへも幸福であつた。然し乍ら彼の名聲には不幸なものがあつた。彼の植民地政治に對する反動の眞最中彼は自由黨の歴史家フアン・ススト（Van Soest）に非常に公平を缺いた取扱を受けたが、其の「諷刺のかたまり」[4]は未だ嘗て批判的に再檢討せられて居ない。ボスが與へたジヤワ人に對する好意の表明やジヤワの諸制度に對する賞讃の言は未だ僞善的なもの、卽ち「苦い現實の丸藥の周圍を博愛論で包んだ鍍金の皮」であるとして問題にされて居ない。ボスにとつて好ましくないことであるがドウ・ブス（Du Bus）と比較せられて彼は商人であつて政治家でないとされた。**半ば官製の蘭領東印度百科全書**でさへも彼の誠實に對して根も葉もない中傷をして居る。[5] 然し乍ら漸次彼の性格並に仕事に對する正しい意見が有力になつて來つつある。彼は其の手段こそ違へラツフルス（Raffles）にも劣らずジヤワ人の福祉を目標として居たし、又ラツフルスはフアン・デン・ボスに劣らず主として本國の利益に動かされた。ラツフルスは、武力ではなくて、ジヤワ人の幸福といふ經濟手段に依つて　英國人の爲にジヤワを征服した。フアン・デン・ボスはそれをオランダ人の爲に回復し、其間次の樣に主張してゐた。卽ち、ジヤワ人は予の政策の下に於いて、より一層の幸福を享受するであらうと。然し乍ら彼等の幸福なるもの丶觀念は異つて居た。ラツフルスは個人の自由を信じ、社會の福祉はその後に從つて來るものであると考へた。個人主義は、國民の結束と習慣の持續とが島國であるイギリスの樣に强い所では健全なる敎義と云へるであらうが、然しそれは東洋の脆弱な社會組織を危機に陷れるであらう。フアン・デン・ボスは社會的羈絆は强化せらるべく、社會の福祉は必ずしも自由により左右せられるものでないことを認めた。此の見解は長い間强國の間に不安乍ら獨立を保つて來た土地に於いて、又分立主義が非常に旺盛で今日に至るも黨の數が議會の議員數程多くある處に於いては容易に迎へられる。ラツフルスとフアン・デン・ボスはその社會政策に於いて又經濟政策に於いて互に相反する利害を持つて居た。ラツフルスは土民理事官（regents）が何等關與せざる新社會秩序を創造することに依り一般人民をイギリスの法規に一層近く據らしめ樣としたが、一方フアン・デン・ボスは土民理事官と既成の社會秩序をオランダ法規の基礎であると見做した。ラツフルスは法規と命令とを信じ、フアン・デン・ボスは平和と安穩とを信じた。ラツフルスは――英國の法律と消極的政治の傳統なのであるが――雜草を蔓延せしめ、しかる後に刑罰によつて罪惡を抑壓する方法を信賴した。フアン・デン・ボスは――ローマの法律と積極的政治の傳統なのであるが――野に雜草を生へしめず、罪惡を豫防する方法に信賴した。

フアン・デン・ボスは罪惡の豫防に成功した。尠くも晚年一八四〇年には耕作制度が福祉を增進したといふ彼の主張に抗することは困難であつたらう。然し乍ら原理に於いて、フアン・デン・ボスに對する自由黨員の批判は正しかつた。彼の見解は根本的の誤謬を持つて居た。自由を犧牲にした秩序を强行したので人民は秩序ある自由を得難くなり、幸福の爲めに必要缺くべからざるものとして生産を奬勵したので、幸福を犧牲にして生産を奬勵するに至つた。ラツフルスは自由と幸福とに優先權を認めることに於いて、實際採つた方法は完全でなかつたとは云へ、先づ爲すべき事を爲して居た。しかし、フアン・デン・ボスは先づ生産の發展と權威の强化とに注意

することを餘儀なくされた。彼の人格の力のみがオランダ人の爲めにジャワを救ひ、オランダをポルトガルの運命から救つた。それ故彼がジャワそれ自身の爲めに爲したことは大して重要なものではない。彼はジャワに、ジャワを他の熱帶地方と區別する多角的生産性の基礎を作り、近代的經濟組織の必要とする資本を集中し、自治權の主要な支柱たることを如實に證する政治組織を形作つた。然し乍ら眞に彼の偉大さを證するものはオランダの復興である。

二、ボード（Baud）の沒落

一八四〇年の基本法の修正は、植民局のファン・デン・ボスの後を襲つたボードによつて起草せられた。然して間もなく彼は或る一の事柄を述べて他の事柄を意味せしめる巧妙さを少しも失つて居ないことが分つた。新條項（第六十條）には左の如く規定してある、「各會期の始めに前述の栽培地並に所有地の收支の最近の記錄を本國民議會に提出すべし。母國に於いて利用せられ得る餘剩の利用は法律により規定せらるべし。[6]」と。然し乍ら上院は餘剩決定の方法卽ち母國の用に供せられ得る餘剩數量又は分前の決定に對して何等發言權を有せず、しかも「最近の報告書」は常に時期遲れのものであつた。王は未だ植民地に對して「排他的に」崇高なる權威を持して居たので、ボードは法文が要求する以上の情報を知らしめなかつた。ところで情報を得んことを欲する者の數は增加しトルベツク（Thorbecke）をその指導者とした。トルベツクはライデン大學（Leiden）の敎授であつたが、昂奮せる聽衆に財政負擔の自由主義原理を說いた。「然し乍ら未だ東洋に於ける政治組織の變更の要求はなかつた。とは云へ植民地財政の秘密のために、オランダに於ける健全なる財政管理は不可能であり、統治上の抑制は實行し得られないと云ふ確信が漸次增大しつゝあつた。[7]」此の不安な空氣は突然パリからのニュースに依つて救はれた。一八三〇年の革命に次いでベルギーは分離した。今や一八四八年の革命はオランダの革命を誘發するかに見えた。昂奮した群衆は王とボードに對して革命の夜曲を奏でた。而してウイリアムは、後で彼が云つた如く、「一夜の中に保守派から急進派に變つて[8]」、ボードを免職し新自由黨憲法を聽許すると宣言した。

遂にボードは油斷に乘ぜられて捕縛せられた。長い華やかな生涯を通じて官職上の榮達のために自己の自由主義的信條に打勝たうとして苦鬪したがそれに成功した彼であつた。彼がヤンセンス（Janssens）と共に海軍士官として東印度の現場に始めて到着した時、多分過度な熱狂に對して警告を與へるものとしてダーンデルス（Daendels）が「自分の生んだ子供から別れなければならない如き場面に立至つて自己の感情を抑へる事が出來なかつた事[9]」を書き留めてゐた。又彼は賢い青年の樣な氣持になつて、一海軍士官はイギリス艦隊のジャワ襲擊に際して大して名譽を獲る事が出來まいと考へたので巧みにも大いにヤンセンスの役に立ち英國人が來る前に秘書官の地位に据ゑられる程に困難をうまく切拔けたことを回想した。ヤンセンスの許可を得てボードは一英國海軍士官に交際を求め、間もなくイギリス人に便益を與へて歸つた時には秘書官になつて居た。一八一五年英國の支配が終りに近づいて居たときオランダ顯官の娘との結婚はオランダ植民地社會に於ける彼の地位を强化した。その後間もなくラツフルスの汚名と「聖なる島」を退去したことはボードに、多分餘計なことであらうが、過度の熱狂は賢明なものでないといふ一つの敎訓を與へた。彼が實際にラツフルス及びムンチンヘ（Muntinghe）の自由主義を知つて居たことは彼を政府委員にとつて有用なものたらしめ、その結果彼はファン・デル・カペレン（Van der Capellen）によつて秘書官長の地位に昇進せしめられた。然し乍ら一八二一年には容易に一悶着起るのが豫

見せられたのでボードは嵐を避けて歸國し、植民局で自己の地位を保持した。次の機會はムンチンへが、ウイリアムのオランダ商事會社に對する得意の計畫を非難した時であつた。ボードは王の滿足のゆく樣に協定を結んだが、その協定が正に新らしく生れた會社を殺すに至つても彼は大して驚かなかつたであらう。此の時までにムンチンへの理想主義的自由主義はドゥ・ブス（Du Bus）の一層實際的な自由主義にその席を讓りつゝあり、ボードはウイリアム王と同樣に資本主義的企業によりジャワを開發せんとする提案に妥協した。彼の義兄ムンチンへは既に時代にとり殘されて居たから、彼の死を聞いてボードが言つた如く「既に役に立たないものであつた。」これが過度の熱狂に對する第三回目の警告であつた。ボードは今やエラウト（Elout）にとつて必要缺くべからざるものとなり植民局長官に任命せられた。其處で彼はエラウトの自由主義に適合したる新憲法々規を起草した。斯くしてこれまで種々な色彩を持つ彼の自由主義原理は彼をラッフルス、ファン・デル・カペレン、エラウト及びウイリアムに推擧したことになるが、今やムンチンへ同樣に彼の原理は役に立たなくなつた。王はボードが注目して居たファン・デン・ボスの影響をうけて東印度會社の組織化を切望して居た。ボードは强制と獨占との舊制度への復歸を許すやうな方法でエラウトの規定に接近することを何等困難としなかつた。二十年の間未だ「心の中は自由主義」であり乍ら「國庫の番犬」として顯れ、その自由主義原理にも拘らず無殘にも强制耕作制度を採用してファン・デン・ボスを凌駕した。一八四〇年に基本法を修正しようとして第六十條を起草したことは逃避の傑作であり、その後、暫らくその師に捧げた如き奉仕を王に對して徹頭徹尾捧げつゝこの法律に從つた。然し一八四八年―多分老ひ込みつゝあつたのであらう―彼は敏捷に時勢に應じて行けなかつた。ウイリアムは彼の職を解き、新しき勢力トルベツクに捧げた彼の奉仕が辭退されたのは無理もなかつた。その後彼は官に就かなかつたが、彼の生涯の前期が暗示することの出來ない程私心なく引續き、オランダ國民議會の一民間議員として奉仕した。

三、一八四八年の基本法

トルベツクの影響を受けて起草された新基本法は或る意味に於いては一八一五年のそれと非常に異る自由主義であつた。同法は政府の責任、議會政治、参政權擴張に基く直接選擧、集會の自由を導入し、事實國家に新らしい着物を着せたものであるが、これは中期ヴィクトリア朝の自由主義を典型とした「いつ何時でも間に合ふもの」であつた。然し乍ら仕立屋の名職人トルベツクでさへも容易に新らしい衣服を着けなかつた。而してその後四十年間を經てやつと議會が總てのことを議し、政府が立法部と同樣な政治的色彩と傾向とを持たねばならぬと云ふ慣習が漸次うち建てられた。一八四八年植民地歲人の管理の問題は危局的な論議の的となつたが、人民の多くは終局の管理を王の統治に委ねる事に滿足した。自由主義者達でさへ舊來是認せられて來た制度を妨害する事を恐れた。卽ち彼等は東印度の歲入を自由にしたかつたが、金の卵を生んだ鵞鳥を殺すことを恐れた。然し乍らトルベツクは尙權力を擴張することを急ぎ新基本法の制定に當つては、議會は新行政法規を通過せしめて、通貨並に財政管理に關してのみならず立法の必要の生ぜる場合は何事に關しても立法すべしと規定した（第六十條―第六十二條）[10] その他の點に於いて至上命令（Opperbestuur）は王に殘されて居たが政府は年々植民地報告を提出しなければならなかつた。

基本法の下に於ける最初の選擧の後ウイリアム三世は內閣を組織する事を「ジャーナリズムに頭を突込んだ學

者」トルベツクに求めねばならなかつた。トルベツクはよくオランダのグラッドストーンと呼ばれ、事實グラッドストーン派の自由主義者であつた。然し乍ら彼はその自由主義を大學の講義で學びまた敎へた。特に彼が自ら通曉して居ない東印度問題はこの敎授を奮ひ立たせなかつた。然し乍ら東印度の問題に關しては彼はファン・ヘーフェル（Van Hoëvell）男爵と云ふ勇敢な支援者を持つて居た。この男爵は自由主義者としては正統派程嚴正ではなかつたが自由主義の人道主義原理を東印度に適用する者としては第一人者であつた。

　良家の出でありファン・デン・カペレンの義弟のファン・ヘーフェールは一八三六年牧師として東印度に渡つた。彼の深き同情は彼を一方に於いて、ラッフルスの時代から衰微して居たバタビア技術及び科學協會を再興せしめ、又一方に於いては時事問題を取扱ふ「**蘭領東印度雜誌**」（Tijdschrift van Nederlandsch-Indië）を刊行せしめた。嚴しい獨斷的檢閲があるにも拘らず彼は此の雜誌上でジャワの狀態を批判したのであるが何等重大な結果を齎らさなかつた。然し一八四八年のニュースがバタビアに到着したとき、穩やかに自由主義的改革を增進することを目的とするヨーロッパ人共同體の會合を助成せんとする彼の活動は非常に強く總督ロッフセン（Rochussen）を憤怒せしめ、その爲に彼はヨーロッパに歸るのが分別あることだと考へた程であつた。一八四九年選ばれて新議會に議員となるや間もなく彼は、オランダ人は蘭領東印度及東印度人の福祉を交易、歲入より上位に考ふべきだとの見解を主張して有名になつた。「植民地の福祉を何よりも重んじ先にすべきものであることを主張する」[11]と彼は述べた。彼の演說及びジャワ旅行を記した重要な著作に於いて、彼は誰よりも强制耕作制度の弊害を議會に暴露した。

議會にはその他の意見も行はれて居たが、一八五〇年には未だ表面化して居なかつた。ファン・ヘーフェルの如く東印度の福祉を最上のものなりとする栽培關係者があつたが、彼等は東印度の福祉をヨーロッパ人企業の繁榮と混同した。又若し東印度民衆が一層多くの綿製品を買へば利益を得る製造業關係者があつた。然し乍ら一八六〇年代になつて始めて農園栽培者達（Planters）は發言權を獲得したのであつて、製造業者は其後五十年を經過して始めて第一線に姿を現はしたのである。一八五〇年優勢なりし自由主義の態度は純理派であつた。而して自由主義者はファン・ヘーフェルに同情して耳を傾けたが何等確信を以てせるものではなかつた。ファン・ヘーフェルは實の所感情に於いて自由主義者であつたのみである。彼は耕作制度自體には決して反對しなかつたし又同制度の依存する强制的要素にも反對しなかつた。彼は蘭領東印度の餘剩を母國の財政に流用することに對して爭はなかつた。それ故に彼は兩者即ち自由主義者からもその論敵からも敬意を以て迎へられた。即ちボードの如く植民地政策を東印度の餘剩即ち帳尻剩餘金（batig slot）の上に置かうと純理保守主義派領袖フルン・ファン・プリンステル（Groen van Prinster）の如く自由主義は革命的なりとして反對し東印度の支配が行政部に委任せらるべきことを望まうとどちらでも良かつたのである。

　官職を任命する上においてトルベツクは大して優秀でもない保守主義者パフッド（Pahud）を植民大臣に任じて自己の政黨政治に對する無智を暴露した。彼がフッドの資格の主たるものは舊制度の下に於ける長い間の東印度勤務であつた。基本法は蘭領東印度法案が三ケ年以内に提出せらるべき事を要求して居る。然し乍らトルベツクはオランダの新方針改造に忙しく、パフッドは一文官として尠くも急用をゆつくりなす事を心得て居た。それで彼が一八三六年のファン・デン・ボスの**行政法規**（Regeringsreglement）と大して變らない方策を造り出した時は既に三ケ年を經過して居た。東印度を所有地（Wingenwest）即ち開拓のための領地（Exploitation-province）

として記述し、そこを政策の對象として規定して居る「物體と理由との記載」（報告控書 Memorie van Toelichring）の一節から主として思ひ出されるのは、先づ第一にオランダの支配は東印度で平和的方法により維持せらるべきこと、第二に「土民の福祉を助長する一方、東印度はオランダに物質的利益を提供し續けねばならない。東印度はそのためにこそ獲られたといふことである。」當時流行して居た手順で此の法案は無効にせられた。それは當該會期を既に經過して居たからである。然し乍ら一年後に再度提案せられた時この法案は委員會で嚴しく批評せられた。その時突然國内の恐慌がトルベック内閣を崩壊せしめた。新保守主義政府は再びパフッドを植民局に任命し、彼はボードの編成になる精しい説明摘要を附けた新法案を提出した。此の法案は彼がトルベック内閣の下に於いて提出したものより遙に自由主義的であつた。然野黨の地位にある以前の同僚が彼の提案に對して一層批評的であることを知つた。一八五四年彼は同法案を新法案と換へざるを得なかつた。此の新法案は自由黨の反對にも拘らず押し通され一八五四年九月**新行政法規**（Regeringsreglement）は王の批准を得た。

四、一八五四年の行政法規（Regringsreglement）

新法令[12]はその最終の形において寄せ集めの妥協案であつた。現行行政機構は殆んど其形態を變へずに受繼がれたが新主義が注入されてゐた。政廳は舊オランダ法に基き總督と評議會（Council）とに任せられたが同案は一八三六年まで常に實行されたのである。或る事件に關しては評議會は顧問となつたが、或る事件に關しては總督の責任を分擔した。以前の行政法規は行政を財務局の管理する歳入と混同した。然し同局は行政委員會議即ち各局長官會議に置換られる筈であつた。そして各局長官は夫々「一般市政の諸機能」の管理を委任せられて居た。尤もこの命令は耕作制度に於けるよりも廣範圍に亙る行政責任の概念を示唆して居た。同法案が效力を發生するまでには數年を經過し、新評議會は單に舊財務局の仕事を實行したに過ぎなかつた。（二六八頁參照）會計檢査院並びに、包含的に官房は殘置せられた。前條例同樣司法部の獨立の規定も設けられた。土民は「任命せられ又は公認せられた首長」の下に置かれた。その首長を選びその事務を司る權利は村の委員に託された。而して東印度社會の二重の組織は明らかに認められた。斯くして一八〇三年以來の行政布告や慣習の發達によつて制定せられたる法令は法律の力を與へられた。

一六〇九年東印度の事務は總督並に評議員に委せられた。（少數の評議員及びそれと同等の者 Eenige Raden nevens denselven）。同法は一八三六年ファン・デン・ボスの行政法規（RR）が總督に獨裁權を與へ、評議員（raden）達を一團體即ち評議會（Raad）と見做した時まで遵守せられた。尤も評議會の職能は助言に限られた。一八五四年の行政法規は協同體たる評議會を殘置し、この會議に或る權限を與へた。議員は以前と同樣に少數の高官であつた。（クレインチェス Kleentjes 第一章二十節、二四五頁）

而してその後法律は强制命令に取つて代らうとして居た。それが政治機構に吹込まれた新原理であつた。然し乍らこの原理が效力を生じたのは極めて徐々になされたのであつた。オランダに於いてさへ立憲政治の意義は二十年間も認識せられなかつた。蘭領東印度に於いては一九一〇年に至るまで土民理事官は大して法律に制約せられなかつた。一方「懷柔政策」即ち法律を離れた個人的權威による强制、延いて法律の否定は未だ根絶せられなかつた。然し乍ら一八五四年の法律は蘭領東印度の憲政發達史上の指標として注目に値すべきもので、法の尊嚴を完全に認めたことがそれである。ファン・デン・ボスはその制度を權威の上に置いた。一八一五年以來王は常

に法律の上位にあり、二つの場合その東印度に於ける代理者を法の上位に立たせた。しかし斯かることは最早許さるべきではない。政府は嚴格な條件の下に特別な場合に特定の法律を無視する權限があつた。然し乍ら最も有力な行政上の權威の鼓吹者ボード自身でさへ「吾人は合法の時代に移行しつつある」[13]から斯かる讓歩は必要缺くべからざるものであると論じた。かくして尠くとも大體に於いて一八五四年の法律はフアン・デン・ボスの教義と最後の決裂をなした。

然し乍ら其の他の點に於いては文書の上に於いてさへ過去との分離はさして決定的なものではなかつた。澤山の重要な事項がその決定を「一般法規」(Algemeene verordeningen) に讓られた。この法律は法律や立法府の條令のみならず、王の裁決や布告・勅令・評議會の協贊の有無に關係なく、總督の布告をも包含した。人民はその首長の下に置かれたが、これらの首長又は土民理事官が官吏であるのか、人民の代表者であるのかは未決定のままになつて居た。[14] 國營耕作は一八三六年當時程には最早政府により奬勵せられなかつたが非とせらるることもなかつた。その最悪の缺點を矯正するため保護が加へられたが、人民の福祉と兩立し得る限り國營耕作は維持せられた。強制傭役・地代・通行税・獵場・政府の借地・土民からの土地購買等に關する規定には曖昧な點が多々あつた。條例中幾つかのものは矛盾して居ることが分つた。特に政府に強制傭役を規定するやう求めて居る第五十七條、並びに斯樣な傭役の滿足な規定には必要缺くべからざる村の生活への干渉を禁止した第七十一條がそうであつた。奴隷の身分並びに債務者苦役に關する協定は自由主義的性格を持つて居り、教育の重要性と宗教の自由とは認められて居たが、出版の自由は制限せられ、政治的集會は禁ぜられて居た。

爭訟事件に關する規定は曖昧であつた爲めに受容れられ、事情の異るにつれて漸次進歩的解釋を爲し得られたので有用でさへあつた。この規定は一時は自由黨、保守黨の兩者を失望せしめた。即ちトルベツクはこの規定を失敗なりと非難し、有機的な國家建設の實驗の失敗であると非難してフアン・ヘーフエルと同樣に反對投票をなした。而して彼等と同じ院外團中にはフルン・フアン・プリンステル其の他の頑迷な政治家が居た。然し多少の小修正と重要な補遺は別として、同法は殆んど七十五年間有效であつた。

五、植民地反對派 (The Colonial Opposition)

この法規の論議中に自由黨員は植民地利潤の餘剩の處理の批判から植民地行政の批判へと移行し、植民地反對派として知られるに至つた。爾後十年間反動的政府が繼續した間に植民地反對派は漸次建設的自由主義の植民政策を建てた。その間保守黨員は喜んで事態を成行に任せ、自由黨も亦これを變更する力を持たなかつたので植民地法には何等進歩の見るべきものはなかつた。この期の主要なる特徴は通貨法並に出版法であつて前者は銀交換制度を導入したが、これはラツフルスの死後始めて植民地通貨を健全なる基礎の上に置いたものである。

フアン・インホフ (Van Imhoff) の下に於ける數年間は別として、東印度會社時代に於ける唯一の定期刊行物は一通の競賣廣告[15]のみであつた。ダーンデルスは官報「ジヤワ新報」(the Javasche Courant) を發刊した。ラツフルスはこれを引繼いだがフアン・デル・カペーレンの下に於いて同誌は一般に興味ある問題をも載せた。ドウ・ブスの與へた個人企業への刺戟により一八二八年商業新聞「ハンデルスブラツト」(the Handelsblad) が現れた。斯くして當時實際には刊行の自由が存在した。然し乍らフアン・デン・ボスは「ジヤワ新報」誌の紙上論戰を禁じ、「ハンデルスブラツト」は一八三三年個人經營の禁止により廢刊せられた。其の後個人企業の復活に

より、スラバヤ（一八三七年）スマラン（一八四五年及び六年）とバタビア（一八五一年）に新聞の發刊を見た、然し乍らこれらは非常に嚴格なる檢閲を受けたので殆んど廣告と選ぶところがなかつた。ファン・ヘーフェルが一八三八年「蘭領東印度雜誌」（Tijdschrift）を發刊したのは非常な進歩であつた。出版物はすべて、バタビア協會の新聞でさへも地方警察の認可を受けなければならなかつた。ファン・ヘーフェルは一八四七年の狀態を記して居る。卽ちバタビアには官報とバタビア協會の新聞があり、スラバヤには地方廣告者の爲めに「玩具の様な新聞」があり、スマランにだけは眞に出版物と言ひうる「獨特の驚くべき稀に見る」物があつた。[16]

出版の自由は行政法規に關する論議中最も議論の的となるものである。ファン・ヘーフェルはオランダ書籍の自由入國の爲めに辯明したが、その理由とする所は支那の書籍を讀みうる官吏はゐないにも拘らず支那書は各ジヤンク每に入つて來るといふのにあつた。一八五六年行政法規に規定されて居る如く出版を取扱ふ法規が議會に上程せられた時、トルベツクは自由の原理と英領印度に於ける慣例とを說いた。然し乍ら前總督であり當時下院議員であつたロッフセン（Rochussen）はこれに應へて、オランダ人が政治的解放を目的として人民の爲めにイギリスの政治原理を採用する迄イギリス式慣例は不確な規準であつたに過ぎぬと述べた。トルベツクはこの法規を「無智な行爲」と呼んだが、ファン・ヘーフェルは例の如くトルベツクより純理的考察に動かされることが少く、彼自身强引な干涉の經驗があるので、惡法も法無きに勝るとして惡法を受け容れた。然し乍ら保守派の政府の下に於いても自由主義は前進した。英領印度の暴動に引續いて起つたボルネオの暴動はロッフセンを震駭せしめた。「マホメツド教徒の狂信や自由主義への狂信や議會が植民地の事柄に干涉することは共に等しく危險である。」[17]と彼は言つた。而してファン・ヘーフェルでさへ東印度の帳尻剩餘金による貢獻なしで處理する準備ができて居なかつた。然し乍らファン・ヘーフェルは國營耕作を改善せんが爲め他の處理方法を進めて居た。卽ち契約を與へる場合の情實と腐敗とが東印度が本國に貢獻出來る利益勘定を不利ならしめると主張した。而してファン・ヘーフェルの意味することが常識の要點であると考へる昔の數が東印度事業に關係する者の中に次第に增加して來た。一八六〇年一保守黨員は砂糖の契約が法規として通過するやう決議案を確保した。

これが時勢の轉期を劃した。自由主義は最早單なる運動ではなく、一勢力を確保するに至つた。然し乍らその他二つの事件がもつと强くと云つて良いくらゐ一八六〇年を轉換期として劃して居る。卽ちムルタチュリ（Multatuli）と言ふ筆名で書かれた前蘭印官吏デッケル（Dekker）の著、小說マックス・ハーフェラール（Max Havelaar）と、有名な農園砂糖栽培者ファン・デ・プッテ（Van de Putte）の砂糖契約法に關するパンフレットの出版である。

マックス・ハーフェラールの中でデッケルは、自分の經歷に關して物語つてゐる。官吏生活の描寫としてその話は殆んど信じられない程のものである。結局自己の利益の爲に誰にも從はず又性急であるデッケルのやうな男は自業自得で、信用せられる價値なしとする點に意見が落着くイギリスに於いては、殆んど彼の物語が信用や讀者さへも得られやうなどと考へるものはない。同書中の殆んど唯一と言つて良い生命のある姿は、ずるいオランダ商人だけである。そして讀者は、自分の隣人の寫眞でないとしても一つの戲畫を、ドローフストッペル（Droogstoppel）と云ふ人物の中に見出して、そこに描かれた東洋の場面が等しく實狀に近いものと考へたであらう。然し乍らこの「立派な本は」、「澤山の新事實」が書かれてゐるので、「國中を震駭させた」[18]ことは疑ひない。多分政治的情勢がその成功の素晴らしかつたのと大いに關係を有するであらう。デッケルは保守黨に對しても自由

黨に對しても辯護を依頼せられて居なかつた。兩黨の間には「大なる相違がある、前者は吾人は吾人の出來る事は何でも蘭領東印度からなすべしとするが、後者は蘭領東印度から吾人の出來るものは何でもなすべしと主張する。」[19]と彼は云つた。彼の本の責任とする所はオランダ政府がジャワ人をば彼を壓迫する頭に引渡すことであつた。これ卽ちファン・ヘーフエルが十年の間議會に訴へて來たことの大部をなすものであるが、デッケルはそれを外、國民一般に擴めた。彼の本は、自由黨の指導者達が素速く掴へた耕作制度に對する有力なる議論となつた。

それを最も有效に使用した者はファン・デ・プッテ[20]であつた。彼はトルベックともファン・ヘーフエルとも非常に異つて居り、自己の議論、主義などゝ云ふものは何も持つて居なかつた。十年間の海上生活の後、彼はジャワに定住し砂糖栽培で財を成した。彼は耕作制度に對して不平を云ふ個人的な理由は持つて居なかつたが、同法は腐敗したものであると思ひ、そのパンフレットの中でも、水夫の鼻息の荒さで、又大文字やイタリックを使つて强調しながら一時はさう主張した。耕作制度は大膽な豫想以上であつたと彼は認めた。がしかし遂には利き過ぎて效を失ふに至つた。一八四〇年代の飢饉は國民的自覺を覺醒し、革命は國民に干渉の機會を與へ、反對派はジャワ人の壓迫を高唱した。そして皆の者が、災難、地方の紊亂、過度の服役は第二義的の重要さしか持たないことを悟るに至つた。總ての惡の主要なる原因は「不正に根據を置いて居た耕作制度であつた。」人は帳尻剩餘金卽ち蘭領東印度の貢献物を求めて氣を揉むが、土地並びに勞働を自由にせんとする賢明な改革もまた均しく直接稅からの貢献物を提供すると云ふのが彼の確信であつた。唯一つ肝要なることは、個人企業をして土地並びに勞働に對して自由に接近し得る樣にせしめることである。こゝに自由主義植民政策がうち建てられた。

六、自由主義の勝利

ファン・デ・プッテとデッケルの存在の主なる意義は、自由黨に指導者との戰の雄叫を與へたことに在る。何となれば一八六〇年迄に自由主義は多數の信奉者を擁して居た、卽ち今やオランダ商事會社の影響が農園栽培者の背後にあり、有力なる銀行事業が自由企業のバックとなりつゝあつた。蘭領東印度事業のエクスパートは最早保守主義者ではなく自由主義者であり、保守主義者は最早耕作制度を支持せず單に變化に抵抗したのみであつた。一八六〇年並びに一八六一年に保守黨指導者は自由主義者を植民局に任命し、一八六二年トルベックは再び政權を得た。然し乍らこの時までに自由主義の潮流はトルベックを流し去り、同內閣植民大臣の豫算は保守的過ぎるとして否決せられた。同大臣は辭職しトルベックは嫌々乍ら現下院議員のファン・デ・プッテに援助を求むべく彼を訪問した。それが運の盡であつた。トルベックをグラッドストーンと云ふべくんば、ファン・デ・プッテはジョーセフ・チエンバーレンであつた。トルベックは初期の洗練せられた學究的自由主義者であつたし、ファン・デ・プッテは實際的、進歩的な實業家であつた。東印度事業に關しては東洋の事業を自ら知つて居たのでトルベックよりも有利であつた。彼は本氣であつた。そして性格の力と、手腕の鮮かさで以て要點を突き、扱ひ難い同僚をして恰も强い海風で吹捲るが如く、今迄彼等が處理出來ずに、唯ためらつてゐた障碍を乘越えしめた。ファン・ヘーフエルは自由主義者に新らしく光明を與へ、ファン・デ・プッテは新生活と勇氣とを與へた。

彼が植民局に任命せられるに當つて議會は以前否決した豫算の代りに彼の豫算を採用し、「利潤追求より自由と正義とを選ぶところの行政組織に敬意を表した。」と言はれた。換言すれば彼等は利潤は公衆よりも寧ろ各個人に

歸すべきであると云ふ原理を受け容れた。これは彼をして東印度財政支配問題の如き難物と取組ましめ、一八六四年會計法（Comptabiliteitswet）の通過を贏ち得しめた。同法は東印度豫算は年々本國議會を通過すべきことを規定して居る。議會をして東印度行政の樣相を詳細に精査することを得しめることによりて、同法はトルベツクが約二十年間も困りぬいて居た東印度事業に對する權力を立法部に與へた。これは自由主義にとつて無上の勝利であつた。

然し乍ら自由主義は無上の勝利後の常道通り内輪喧嘩を始めた。成功は保守主義者をして防禦を固くせしめて統一せしめるが、對象の異るにつれて異なつた速度で前進せんとする黨員を含む進歩黨を分割するものである。會計法が自由黨に東印度資源に對する支配權を與へた時、東印度には三つの朗らかにより以上の進歩すべき方面即ち三つの別個の問題があつた。即ち國營耕作の廢止、自由企業の擴張、稅制の調整がこれであつた。同樣に又自由黨にも三派の思想があつた。即ちトルベツクの如き純理論家、フアン・ヘーフエルの如き人道主義者、フアン・デ・プツテの如き實際的事業家がこれであつた。フアン・デ・プツテは健全な常識を以てトルベツクの權威とフアン・ヘーフエルの情操とを利用したが、今や勝利が贏ち得らるゝや、自分の同盟者達が暴れ出したのを知つた。學者トルベツクと農園栽培者フアン・デ・プツテとの間には常に摩擦があつた。而してフアン・デ・プツテが新刑法（New Penal Code）を採用せんとして、トルベツクが自由主義原理に據り正しいと考へた立法部を經ることをせず、法令に依つてこれを採用せんとするに及んで遂に兩者決裂となつた。トルベツクは辭職し、一八六六年一月フアン・デ・プツテが後を繼いだ。

彼の榮譽は間もなく衰へた。トルベツクは秘密の反抗に妨げられたが、フアン・デ・プツテは偉りの支持に願らなければならなかつた。彼の最初の法案は耕作法により個人企業の擴張を規定せんとする企であつた。これはフアン・ヘーフエルが國營耕作を調整せんとして同じ名の下に提出した法案と大いに異つて居た。フアン・デ・プツテの案は公有を私有に換へて、資本家と作者との双方にその土地の完全且自由な處理權を與へんことを目的とした。然し結局同案は「資本家企業に土地と勞働とを供給する法律[21]」であつた。この運動は未だ早計であつた。澤山の資本家が共有を「繁榮の挺なり」と認め、土地の私有が土地及勞働の確保に困難を來さんことを怖れた。人道主義者は保守黨を支持し、土民の慣習並に保有地に干涉するのに對して不贊成を唱へた。「同法の殺害者」トルベツクは反對者を指導した。即ち彼は殆んど知られて居ない樣な問題に關して立法するのを躊躇し、そして、若干の自由黨員及びカトリツク黨員（當時自由黨員と行動を共にした）の支持を得て、彼はフアン・デ・プツテが受け容れさうにもない修正を確保した。フアン・デ・プツテの辭職は「自由黨一派を分裂せしめ、オランダの政治史上一轉期を劃するものであつた[22]」その後直ちに現はれた結果は保守派の政權の復活であつて、前官吏メイエル（Mijer）が植民大臣となつた。其の他の法規の中で彼は東印度政廳をして蘭領東印度の人民に慣習上の權利確認の宣言を發せしめた。次に、恐らくはジヤワで狂信自由黨員の爲した損害を恢復せんが爲めであらう、彼は植民大臣の地位を總督の地位に換へ、到着後間もなく慣習上の權利と借地の本質の研究に手を染めた。

メイエルの去つた後には、保守主義者は指導者も無く策もなく本國に殘されて居た。而して自由黨の原理は反對者の下に於てさへ進歩した。この時迄に植民地問題は黨派闘爭の中心點となつて居り、保守黨は漸次その地歩を讓るより外に仕樣がなかつた。斯くしてこの最も爭ひの多い困難な問題を一八七〇年の土地法（Agrarian Law）によりて解決したのは保守黨大臣デ・ワール（De Waal）であつた。同法は土民の借地問題を取上げずに個人企

業に對して自由と保證とを與へた。一方國營耕作を廢止して大いに進歩を見た。即ち胡椒に就ては一八六二年、丁子及びニクヅクに就いては一八六三年、印度藍、茶、肉桂樹及び臙脂虫に就いては一八六五年、煙草に就いては一八六六年(註)であつた。然し乍らファン・デ・プッテの失脚により耕作制度は二大主要生産物砂糖とコーヒーに關してはなほ存續した。所がデ・ワールは土地法の年一八七〇年の砂糖法に次の如く述べて居る、即ち政府は一八七八年より始る十二の年賦拂により砂糖の耕作から手を引くべきことを述べ、又彼は砂糖をオランダに任せて競賣に付せしめることを要求する代りにジヤワに於ける砂糖の自由販賣を許した。斯くして耕作制度と委託販賣制度とは始め同様一緒に終を告げた。コーヒーは依然政府の爲に作られて居たが之は單に租税を目的として居た。之はファン・デ・プッテの如きでさへも之を必要と認めたからである。保守主義政策の崩壞を説明するものとして、耕作制度に對する最終の決定的打擊は保守黨大臣と總督とが加へた事は注目に價する。

未だ第三の問題即ち關税の問題が殘つて居た。一八六三年の協定は一八三七年に改訂せられた。其の時一般課税標準はオランダ船輸入品に對しては六パーセント、外國船輸入品に對しては十二パーセントであつた。オランダ産出可能の或種商品に對しては、若しオランダ産のものであれば十二パーセント、外國産のものであれば二十四パーセントの課税が出來た。然し綿製品及び毛製品はまだオランダ産のものには十二・五パーセント、外國産のものには二十五パーセントの税を課せられて居た。該關税は保護的であつたが、ジヤワでなくてオランダを保護しジヤワの栽培事業に對し不利なものであつた。ファン・デ・プッテは、一八五一年ロンドンに於ける博覽會の示す如く、同關税はオランダの製造業の發展を阻害したと論じて居る。一八六五年彼の關税法は自由貿易への一歩を踏み出しオランダ品に六パーセント、外國品に對し十パーセントの税率で課税した。但し綿製品・毛製品其の他内地品は十パーセントの税を支拂ひ、之に對して外國製品は二十パーセントを支拂つた。一八六九年再び又保守黨内閣の下に於いて最後の税率は十六パーセントに低下された。而して一八七二年製造業に巧に譲歩してファン・デ・プッテは差別關税を廢する新關税法に依り自由主義への最後の勝利を達成した。是を以て耕作制度から自由主義への推移は、オランダに於いて可能なる限りに於いては、完成を見たのである。

（註）レンヘルス（七三五頁）によれば期日は異つて居る。

七、東印度に於ける推移

一八四九年自由黨が政權を得てより暫らく後、ロツフセンは辭職し、トルベツクは自由黨員を總督に選ばねばならなかつた。白羽の矢は、ドイマール・ファン・トキスト（Duymaer van Twist）と云ふ東印度に經驗のない實業家の上に立つた。當時耕作制度に何か失策があつたことは認められて居たが、誰一人として原則としてこれに反對する者はなかつたし、又植民地餘剩をオランダの必要に役立てることに反對する者もなかつた。ファン・トキストは耕作制度の廢止を考へては居なかつたが、其濫用を矯正し、個人企業に新らしい機會を與へ、獨占からの取立請負により貿易に課せられた障碍を除去することを望んで居た。

彼の問題の中主なるものは、ジヤワを資本家達に開放することであつた。荒地の讓渡に關する規定は一八三九年以來實際には中止せられて居た。ファン・トキストは同規定を復活することを躊躇したが、一八五六年彼の出發後間もなく一八五四年の行政法規第六十二條の下に一勅令が出た。この第六十條二は借地契約の讓渡を規定したものである。

然し乍らこれらの借地契約は二十年しか效力を有しなかつた。これらは借款の借用證としては用ひられず、勞働力の少い遠隔の地域に於いてのみ有效で、それ故に何等人を惹き着けるものではなかつた。農園栽培者は土地よりも勞働を望んだが故に、ファン・トキストはデ・エーレンス（De Eerens）の法規を復活した。これは資本家に五年間に亙つて村人の勤勞に對して集團契約を結ぶことを得しむるものであつた。ファン・デル・カペレン、ファン・デン・ボス及びボードの論ずる如く、この所謂自由契約は實際に於いては强制契約であつて、この下に於て資本家は村の首長に金を前貸して村人並びに其土地をしつかりと抑制するを得て居たことが程なく明かになつた。然るが故に一八六三年個人契約制度は復活せられた。これは土地に自由に接近せんことを欲した資本家をも、土民耕作者の福祉を希ふ人道主義者をも乃至は資本家を邪魔者扱ひにする國營耕作の殘存唱導者をも滿足せしめない協定であつた。

ファン・デ・プッテはその耕作法を通過せしめ損じた。而して政廳領に於いて土地を得る事はファン・デル・カペレンの下に於けるが如く困難であつたので、資本家企業は土侯領に擴張せられるに至つた。

ファン・トキストは個人企業を促進せんとして大して成功はしなかつたが、同時に耕作制度の行き過ぎをも抑制せんとして居た。どの程度までに彼が成功したかは疑問である。ピールソン（Pierson）は一八五〇年以後の東印度を變つた土地と述べてゐるが、ファン・デ・プッテに依れば改革は紙上のみで實際には行はれなかつた。[23] 然し乍ら一八六〇年官吏は輸出穀類よりも米の耕作の增進に非常に熱中し、土壤並びに水の供給が不適當の所に於いてさへ長命稻の栽培を主張した。[24] 一八六二年以後耕作制度に眞向から反對する者あり又國家は漸次耕作から手を引いたので、從來政府の爲めに耕作せられた土地は、名目上は自由契約に依つて個人企業に讓渡され、今迄國家から契約を得て居た砂糖栽培者はその生產品處理の自由を許された。一八六六年ヨーロッパ人官吏は耕作に手數料を課することを止めた。

ファン・トキストの政策の第三の目的は獨占の廢止であつた。一八五〇年の豫算は人頭稅、馬、羊、豚の屠殺場免許、魚市場、漁業及び漁撈免許、土產酒、煙草、賭博宿、商品陳列所地代及び手數料、渡橋、水門及び渡船場、燕巢、阿片、棕櫚及び林產品等の稅取立を記載して居る。一八四四年、これら農園からの歲入は一千五百三十萬フローリンに達した。この中約三分の二近くは阿片の獨占から來て居るが自由主義原理により特に嫌はれて居た商品陳列所稅は三百萬フローリンを生じた。ファン・トキストは商品陳列所稅取立を廢止し、一八六四年漁場競賣は停止せられた。然し阿片稅及び質屋稅の廢止は屢々考へられたにも拘らず一九〇〇年以後に至るまで達せられなかつた。

八、經濟的進步

（a）生　產[25]

一八七〇年生產はまだ殆んど外領を除外したジャワに限られ、バンカ島（Banka）ビリトン島（Billton）の錫を除けば殆んど農產品であつた。人口は一八四六年に一八一五年の二倍となり、引續いて略同じ率で增加した。事實を現はすものとしては不正確ではあるが、米作地域の數字は恐らく比較するには多少の價値を有し且つ人口よりも急速に增加したる事を示す。又長命稻の栽培に注意が拂はれたので一ボウ當りの生產を高め、耕作地に

比して總生産高を增加した。同時に輸出穀物耕作の監督は官吏から農園栽培者に移つて行き、これに伴つて能率は增進した。而して農園栽培者は輸出穀物の耕作により生計を立てて居た。

米以外の主要生産品は依然コーヒー・砂糖・印度藍・煙草及び茶で。一八七〇年にはコーヒーの大部分はまだ國家の爲に耕作せられ、砂糖の大部分は政府契約者のために作られて居た。これら契約者は大部分ヨーロッパ人で多少支那人も交つて居たが、以前よりも自由であつた。これら砂糖商館は約百軒あり、各商館に割當てられた標準地域は約一平方哩あつた。其他政府の爲にまだ耕作せられて居た唯一の穀物はベンクレン（Bencoelen）の胡椒とジャワの自由勞働による規那とであつた。

個人領有地（Particuliere Landbrijen）に於いては殆んど變化はなかつた。百六十萬ボウ（bouw）中約四分の三はヨーロッパ人に屬し、殘部は支那人のものであつた、但し大約五萬八千ボウは土民の手中にあつた。是等は耕作せられて居る限り、殆んど米作を事として居り、その所有者は、よく不在地主であつたが、百姓から高い地代を取るのみであつた。政府借地の農園は、一八五六年の規定によれば百ボウ以下であつた。普通の地域は三百內至四百ボウであつた。プレアンゲル（Preanger）の茶を除いては、これら農園は殆んどコーヒーを栽培し、最近資本家に貸出された政府農園であつた如くである。所謂「自由契約」に依る企業數は約百五十に達し、是等は又以前あつた村の長老と國家との間の「契約」が個人に移行した所に源を發する如くである。大部分これらは煙草又は砂糖を出し、或るものは個人所有の製粉所へ米を供給し、又、印度藍を出したものも多少ある。是等企業の約一割は支那人の手にあつた。土侯領の農園數も又約百五十に達した。主要穀物は砂糖、印度藍及煙草であつたが、コーヒーを栽培するものも多少あつた。

次ぎの表に現はれて居る如く、是等の新發展は、全體から見て一八五〇年以來個人企業の發展著しきものあるを示して居る。但し個人企業が完全に國家生産を超過するやうになつたのは一八七〇年の土地法及砂糖法とスエズ運河の開通以後のことである。

國家及個人商品輸出價額比較（1856—1885年）　（單位百萬ギルダー）

年次	總輸出		主要農産品細目									
			コーヒー		砂糖		印度藍		煙草		茶	
	S	P	S	P	S	P	S	P	S	P	S	P
1856	64.4	34.3	33.0	2.8	20.0	9.0	2.1	1.7	0.02	1.0	0.43	0.1
1860	47.4	47.1	25.1	4.6	11.2	20.7	1.7	1.7	0.02	1.4	0.56	0.0
1865	48.7	47.2	23.8	9.7	12.1	20.2	2.1	2.1	—	2.1	0.28	0.4
1870	46.5	61.2	31.2	12.9	8.7	23.5	—	3.2	—	3.6	—	1.7
1875	41.4	130.7	38.3	32.1	—	52.4	—	1.9	—	9.1	—	2.1
1880	37.1	138.1	31.9	27.9	—	48.8	—	3.0	—	15.7	—	1.7
1885	16.3	168.7	12.8	16.8	—	84.0	—	3.7	—	20.1	—	1.6

S＝國家　P＝個人

註、一八五六年より六五年に至る數字はブライン・コプス Bruyn Kops の第二卷より取る。同著者は一八五六年以前は生産品輸出を國家個人に分けず。一八五六年に至るまでは數字はジャワ及マヅラ島のもののみに限られ、外領からの輸出品

は除外せられて居る。一八六五年以後の數字は Annual Trade Return 誌より。

(b) 銀行業[20]

かゝる個人企業の發達は資本の需要を發生し、之は大部分オランダ商事會社が供給した。一八五三年同會社との契約が改正せられた時、政府は、ジャワの生產品の一部を販賣し得ると規定せられた。もう一つの一層重要な變化は、政府が當座借越をしないで同會社とバランスを保ち始めた事であつた。是は同會社をして銀行家から出納係たらしめたので同會社は新らしく資本を用ひる道を探さねばならなかつた。同會社は是をジャワの發達しつゝある個人企業に對する金融に見出した。當時會社は此の方面に競爭者を持たなかつた。と云ふ譯はジャワ銀行は紙幣發行の最大限制限と基金使用の法的制限とに妨げられて居たからである。一八六一年迄にオランダ商事會社はコーヒー其の他の農園の外十七の砂糖工場に融資して居た故、個人企業に主な利害關係を持つてゐた。斯くして同會社は所謂「農耕銀行」の最初のものである。但し是等銀行は普通の銀行業を差控へ、農業企業金融を專門として居たのであるから同用語は名稱誤用である。同社が利潤を得たので競爭者を惹起し、一八五七年には蘭印エスコンプト會社（N. I. Escompto Mij.）が五十萬フローリンの小資本を以つて創設せられた。然し是だけでは大して需要に應じ得なかつた。一八六三年土民煙草栽培者への不當抵當前貸過剩により恐慌が勃發した時資本の增加が叫ばれ、同月中に三つの新金融機關の創立を見た。即ち、資本金二百十二萬五千フローリンのロッテルダム銀行（Rotterdamsche Bank）、資本金百五十萬フローリンの蘭印商業銀行（N. I. Handelsbank）及び資本金百萬フローリンの國際信用商業組合の三銀行であつた。同年、東印度オーストラリヤ支那特殊銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）はバタビアに支店を開き、一八六八年商業手形を流通せしめる最初の爲替取引が開かれた。斯くして一八七〇年まで個人企業は必要なだけの信用を得る事が出來た。

(c) 商業

生產の激增に反映して輸出價額がこれに伴つて上昇し、當然の成行として輸入價額も上昇した。主要なる數字は二三二、三頁の表に示されて居る如くである。

バタビアに於ける英船數

年度	數	噸數（千）
1832	44	16
1850	38	14
1860	59	20
1870	111	61

（註）ブライン・コップス誌（de Bruyn Kops）より、但し一八七〇年はアニュアル・トレイド・リターンズ誌（the Annual Trade Returns）より。

これら諸表中二三の數字には特に注意を拂ふべきである。恐らく最も顯著なる特徴は丁度耕作制度採用による上昇についで沈滯又は衰退が現はれたと同樣に、一八五〇年から六〇年に至る間の急激な上昇についでその後の十年間は下降を見たことである。オランダへの輸出割合は一八七〇年に於いて一八五〇年と略同樣の儘であつた。而してオランダからの輸入割合は上昇した。然し乍ら一八七〇年に於ける外國からの輸入は價額に於いて一八五〇年に於ける總輸入量を超過した。上の表に示せる如く、この貿易の增加に伴つてバタビアを訪ねる英國船の數及噸數は大いに上昇した。但し一八六〇年以後の增加は一部は南北戰爭によりアメリカを犠牲にした。

この英國商業の發展は耕作制度の間接的成果であり、同制度はオランダ人船主に商船改良を勸誘しなかつたし、オランダ商業企業を犠牲にしてオランダ商

商品輸出（1850—70年）

年度	總輸出價額（千フローリン）	オランダ向輸出品金額（千フローリン）	コーヒー ピコルス（千）	コーヒー 金額（千フローリン）	砂糖 ピコルス（千）	砂糖 金額（千フローリン）	印度藍 ポンド（千）	印度藍 金額（千フローリン）
1850	57,740	45,223	818	18,720	1,383	17,044	1,256	4,193
1855	78,758	62,642	1,264	32,398	1,662	20,435	926	3,250
1860	99,147	76,808	899	29,825	2,081	31,982	—	3,452
1865	101,375	80,806	807	33,659	2,205	32,398	—	4,229
1870	107,759	82,423	—	44,140	—	32,299	—	3,227

（註）一八六〇年以後政府生產高は個人商品としてリターンズ誌上に分類せられて居ない。然し生產は別として商品の政府輸出は重要である。故に數字は全商品を包含す。

事會社を利したものであつた。輸入の數字も亦耕作制度と自由主義組織との土民の福祉に與へた影響を簡明に比較するものとして重大なる意義を有する。耕作制度の當初十年間は實際には輸入の全上昇は土民向の綿製品であつた。一八五〇年以後の十年間には綿製品輸入に大上昇を見たが此の上昇は輸入の全上昇の半分を算するのみであつた。其れ以後は、之に相應する全輸入の低下を伴はない綿製品輸入の衰退は次のことを示してゐる。卽ち土民の福祉は低下して居たがヨーロッパ人は以前よりも自由に消費し得た。そして、自由主義の二十年後には、

個人商品の輸入（1850—70年）　（千フローリン）

年度	一般商品 總金額	一般商品 オランダより	一般商品 オランダ原產	一般商品 英國より	綿製品 總額	綿製品 オランダより	綿製品 オランダ原產	綿製品 英國より
1850	24,037	7,956	5,274	5,692	9,837	4,773	3,743	4,147
1855	33,064	11,696	8,786	8,001	14,450	7,740	6,604	6,364
1860	34,173	17,914	12,365	11.660	20,943	11,005	8,805	9,325
1865	40,247	16,078	9,011	8,063	13,986	7,295	4,783	6,055
1870	44,459	19.050	8,778	7,534	16,024	8,993	6,496	5,388

比較にならない程人口の多い土民の消費綿製品はファン・デン・ボスの下、一八四〇年に於けるものより少しも多くなかつたにも不拘全輸入額は二倍に增大して居たのである。同時にヨーロッパ人は生產に支出することは殆んどなかつた。卽ち肥料の輸入は一八七〇年に於いて一八五五年に於けるよりも少なかつた。鐵、鐵鋼及び機械類の輸入は殆んど進步して居ない。輸入の增大の示す消費の增加は大部分增大するヨーロッパ人口の浪費によるものであつた。

（d）收　入[27]

斯く漸次繁榮はしたもの丶歳入は是に應じて增加せず、一八六七年の豫算即ち一八六四年の會計法の下に議會に初めて提出せられたる豫算に於いては歳入は一八五〇年と殆んど同數字を示して居る。主要項目の收入は次表に示す如くである。

收入項目	收入（百萬フローリン）	
	1850年	1867年
土地收入	10.7	12.6
農園	10.4	10.8
鹽	4.6	5.8

この期を通じて出費を削減し、貨幣租税によるよりも强制傭役に賴らんとする慣習がまだあつた。故に國家は普通の意味に於ける歳入なしで濟し得た。而して生産の增加は差額即ち帳尻剩餘金に反映せられてゐたが、これはオランダに寄與せられてゐた。この餘剩は一八五一年の一千五百萬フローリンから、一八五二年から六〇年に至る間の平均二千五百四十萬フローリン、更に一八六一年から六六年に至る間の三千二百五十萬フローリンに上つた。總督が一八六七年以後開發のために以前より多額の經費を要求し始めた時始めて帳尻剩餘金は低下し始めたのである。

「參考書目」

Helfferich, Emil. Die Niederlandisch-Indischen Kulurbanken. (1914). （エミール・ヘルフエリツヒの「蘭印農耕銀行」）

Keuchenius, L.W.C. Handelingen der Regering en der Staten Generaal betreffende het Reglement op het Beleid der Regering van N.-I. (1857). （ケウフエニウスの「蘭印政府指導法規に關する政府及び國民議會の行動」）

Louter J. Handboek v. Staats en Administr. Recht. (1919). （デ・ローテルの「憲法及び行政法便覽」）

Rengers. W. J. van Welderen, baron. Schets eener Parlementaire Geschiedenis van Nederland, 1849–91. (1918). （レンヘルス、フアン・ウエルデレン男爵共著「一八四九―九一年間の蘭印議會政治史概要」）

Waal, E. de. Nederlandsch-Indie in de staten Generaal (3 vols. 1860.)—Onze Indische Financiën. (1876–84). （デ・ワールの「國民議會に於ける蘭印」、三冊。「我が蘭印の財政」）

「註」

1 ブルマ　三九頁。
2 マンスフエルト　一卷、四二五頁。
3 デ・ワールの「國民議會に於ける蘭印」二卷、二九六頁。
4 ブルマ一二卷。
5 コレイン・ステイベ　二卷、三五頁、ホンフレイブの「概要」一一九頁。蘭印百科全書　一卷　三八四頁。
6 ローテル　八五頁。
7 同上　八七頁。
8 マンスフエルト　二卷、二四三頁。
9 ケムプ　一三一頁。
10 ローテル　九六頁。
11 レンヘルス　三二一頁。
12 官報。一八五四年、公報一二九。一八五五年東印度公報二。
13 ケウフエニウス　三卷、四五一頁。

14 ウインクレル。
15 ドレウエス博士の「紙上評論の自由」
16 フアン・ホーフエル　一卷、一〇三頁。
17 レンヘルス　三二三頁、
18 コーレンブランデルの「フアン・デーフエンテル」一卷、一五三頁。ビールソン　三三二頁。レンヘルスの二一二頁に引用されたフアン・ホーフエル。
•19 Guoted, Day, p. 382, from Keymeulen, Revue des Deux Mondes. ケイムラン、兩世界評論より。
20 フアン・デ・ブッテ。
21 コーレンブランデルの「植民史」三卷、五〇頁。
22 レンヘルス　三〇九頁。
23 ビールソン　一三四頁、フアン・デ・ブッテ　二二頁。
24 定期刊行物の「一八六〇年の植民地報告」
25 デフ・ロート　一五一頁。「一八六〇年一八七〇年の植民地報告」一八六〇及び一八七〇年の行政年表•
26 マンスフエルト。ヘルフエリツヒ。
27 キルストラの「財政」。

第七章　自由主義（一八七〇年―一九〇〇年）

一、經濟的環境

一八七〇年は土地法と砂糖法とのために蘭領東印度の編年史上における赤字の點において目立つてゐるが、さらにスエズ運河の開通により、東洋と西洋との間の經濟的關係、從つてその社會的、政治的關係における世界史的革命に於いて一層著しく目立つてゐる。一六六〇年代は、通信機關の發達が著しかつた。電信は、一八五六年に公開された。現代の郵便事務は、一八六二年に開始された。一八六七年に最初の數哩の鐵道が開通した。外洋においては新式の蒸汽船が快走帆船の覇權を脅かし始めてゐた。しかし一八六九年のスエズ運河の完成は、蘭領東印度の全經濟的環境を變更した。そして自由主義の大業績は、この變化によつて利益をオランダに得せしめたことに在る。

二、經濟政策

一八一五年から一八七〇年の間オランダは、ジヤワの潜在資源を開發して自國の利益とするために逆境と鬪ひつつあつた。ムンチンヘ (Muntinghe)、ドウ・ブス (Du Bus)、フアン・デン・ボス (Van den Bosch) はいづれもこの植民地を國營企業 (Staatsdrijf) と見做す點で一致した。それはヨーロツパに於いても東洋に於いても

オランダ統治の古い傳統であつた。彼等はまた、自由放任主義（laisser-faire）の政策は、米作地の擴張をうながし、輸入を増すが、しかしイギリス商品の輸入は、イギリスの勢力の優越を伴ふといふ點において意見が一致した。そこで、彼等はオランダの利益を保護する爲めに何等かの方策が必要であることを主張した。ムンチンへは一つの計畫即ちオランダ商事會社案を持ち、ドゥ・ブスは他の計畫即ち資本家的生産を、ファン・デン・ボスは三つ目の計畫即ち耕作制度案を持つてゐた。計畫は異つてゐたが、經濟情況を支配せんと企てたことに於いては同様である。ファン・デン・ボスは他の二者が失敗したにも拘らず成功した。成功の原因は彼が現實を一層よく把握してゐたことと、その方法が一層行屆いてゐたこととによる。自由黨は企業（Bedrijf）として植民地を見る點で、ファン・デン・ボスに劣らなかつた。しかもこのことについては、一層多くの株主を許可すべしといふ點でのみ彼等はファン・デン・ボスと意見を異にした。しかし彼等の新しい經濟政策に對する貢獻は、いかなる計畫も不必要だとする主張であつた。即ちもし企業や商業に關するすべての制限が撤廢されたなら、ジャワの發達とオランダの利益の増進は、經濟力の活動に委ねられるべきであるとした。

然しオランダ人の利害は、一致してゐなかつた。保守黨と同様に自由黨も亦さうであつたし少くともファン・デ・プッテ（Van de Putte）も同様に帳尻剰餘金（batig slot）を、即ち歐洲で費す爲めに役に立つ、收入の剰餘を保持するのがよいと信じた。しかるに一方農園經營者は、子供達や部下の爲めに學校の設立を、家族及び苦力のために醫療を、耕作地のために灌漑を、生産物を輸送するために鐵道を必要とした。國家のみが、そのやうな計畫をすることが出來た。個人の利益は、帳尻剰餘金（batig slot）の不利益に對して、公共基金の出資を要求した。特に煙草栽培者は、アチン（Achin）の境界へ耕地を擴張することを望んだが、アチン人（Acninese）に對する保護は國家に依存してゐた。

同時に新しい輿論の流れが、勢力を増しつつあつた。ファン・デ・プッテの盛衰は、實際的な、また學問的なそして人道主義的な自由黨の間に、分裂をもたらした。その上プッテの影響は、彼自身の黨に限られなかつた。彼は彼の反對者達に、彼等の主義を再考することを餘儀なくせしめた。

そして新しい保守黨は、それにも拘らず自由黨の思想によつて、色彩づけられてゐた。それは自由黨に對する、反動としての形を取つたからである。フルーン・ファン・プリンステレル（Groen Van Prinsterer）により、後にはカイペル博士（Dr. Kuyper）による指導の下に保守黨は、單なる反革命的、宗教的な新しい政策に對する彼等の方途を感じたゞけでなく、建設的なものを感じた。既に一八六九年保守黨員は、自由黨の空想である「自由耕作、自由勞働、個人的私有」が事實に於いて暗々裡に「所謂歐洲人の友人達にジャワ人を引渡し、彼等自身の懐具合と土人に對する愛との釣合をとることを許す」[1]ことを意味すると抗議した。この新しい態度は、道德的責任の教義として一八八〇年の彼の反革命宣言たる**我が計畫**（Ons program）に於いて、カイペル博士によつて具體化された。これは注目すべき案出であつた。人道主義は、長い間自由主義の最も價値ある資産であつたが、一八七〇年以後人道主義者達は、實際的自由主義者達から離れ去り、道義的責任の教義は、彼等の反對派に加はるやうにいざなつた。更にファン・デ・プッテが「不公平に基礎づけられた」一組織を攻撃し始めた時に、その數において有力であり、從つて民主々義の場合において有力であるが、無關心な多數派に對して、人道主義者より以上に訴へる事が出來た。この多數派はその懐具合に關係しない限りいかなる良い主義にも贊成する傾向があつたから、又カイペル博士の「**我が計畫**」に引き付けられた。

利害と意見との衝突は政策において現はれ、「蘭領東印度で何事かやつてみようとする希望と、そこで金を消費するのを嫌がることとの間を動搖した」[2]。毎年蘭印の豫算案は追加支出の提案が特殊の利益の興味を喚つた。しかし帳尻剰餘金（batig slot）即ち剰餘は一般利益に關するものであつた。新しい紛擾即ちアチン戰爭（Achin War）が起らなかつたならば、行詰りは無限に永引いたかも知れなかつた。オランダ領土設立以來一八七〇年代の間に初めて、香料群島以外の他の外領（Outer Province）が興味の中心になつた。

三、外領との政治關係[3]

一八一九年にファン・デル・カペレン（Van der Capellen）が總督として統治權を握つた時に、外領のオランダ法は、事實上モルツカ群島（Molucca）にのみ效力を有してゐた。他の何處に於ても、それは單に名目にすぎなかつた。當時は數年間も騷擾が續けられて、一八一七年サパルア（Suparua）に、一八二三年セラム（Ceram）に一八一八年西ボルネオに、一八二五年東ボルネオに騷擾があり、セレベス（Celebes）では斷へず不穩であつた。しかし最もすごかつたのは、スマトラ（Sumatra）であつた。そこではオランダ東印度會社は、海岸に足場を維持したのみで一、二時間位の行程を越へて奥地に入る事は出來なかつた。東印度會社の沒落は熱狂的マホメット教徒（Padris）に新しい力をあたへ、一八一九年五月オランダに對しパダン（Padang）を返還するに當つてオランダン人の城塞であるとしてイギリス人が煽動したので、騷擾が勃發した。パレンバン（Palenbang）も亦引續を妨害された。一八一一年イギリスの干渉は、バンカ（Banka）とビリトン（Billiton）が合併された時に、二人の王位繼承候補者を殘置し、一八一八年その一人がイギリスの援助を求めた。（ラツフルスその當時ベンクレンにゐた）により軍隊は送られたが、捕へられ、武器を取上げられた。一八二四年の直接命令が布告されるまで動亂は續いた。その年に成立した協定によつて、マラツカと印度大陸の二三のオランダの屯營とは、スマトラのイギリスの屯營と交換された。イギリスはビリトンにおける彼等の權利を放棄し、シンガポールの占有を確認された。かくて一八二五年オランダは、スマトラに於ける歐洲人の競爭者から自由になり、パレンバンを確保した。而し外領の他の何處にも、最後的解決はなされてゐなかつた。この年に始まつたジヤワ戰爭のためにそれ以上の發展は不可能となつた。

耕作制度（Culture System）の利益は、安い勞賃に存した。しかし外領は人口が不足であつた。そこでファン・デン・ボスは他の領有地は熟慮したのち閑却し、ジヤワに强力な行政を集中することにした。「バンダとバンカと以前から私はそれを得意がつてゐるがスマトラとを除いて、外領はすべて不利な重荷である」と彼は言つた。バンダはニクヅク、バンカは錫を產した。西スマトラにおいて彼は强制的耕作制を持込まうと企てた。しかしコーヒーの强制供給が可能となる程靜穩な狀態となつたのは、一八四七年以後であつた。南スマトラのランポングス（Lampongs）は以前はバンタムの所屬で、一八二九年迄バンタムの理事州の一部であつた。この地におけるオランダの地位は非常に薄弱であつたので、一八四六年に、地方司令官は、叛亂事件の際は守勢をとる樣に警告を受け一八五六年に漸く占領が現實的となつた。一八五〇年に東スマトラに勃發した錫鑛山の暴動がバンカの直接統治を導き、それがリオウ（Riouw）とビリトンにも擴大され、一八六三年ニンハイス（Nienhuys）が煙草が有望であると指示した。東海岸において行政は土民支配者の名に於て、農園栽培者の働きに、大部分が殘された。かくて一八七〇年スマトラの大部分は、少くとも名義上はオランダの支配の下にあつた。しかし北部ではアチン人が

なほ彼等の剛勇と一八二四年オランダが彼等の獨立を認めた條約とによつて獨立を保つてゐた。スマトラ以外の地では、殆んど進歩はなされなかつた。ボルネオは等閑にせられ、一八三一年に三十五人の軍隊を虐殺したのに對し責任を負つた一土民首長が、やはり二十年後も權力を保持し一八四一年ラヤ・ブローケ (Rajah Brooke) がサラワク (Sarawak) を占領した際に憤慨を惹起したが間も無く、無頓着に歸つた。それはついに一八五〇年に新しい騷擾があつて西ボルネオの屈服となるまで續いた。一時は石炭が南ボルネオに注意を集めたが、一八五九年バンヂェルマシン (Banjermasin) の虐殺は、此の地方の企業を沮喪せしめた。バリ島 (Bali) とロムボック島 (Lombok) は名目上以外は一八四一年迄獨立してゐた。一八八五年に至るまでさへ、バリ島のほんの一部が實際に占領されたにすぎなかつた。セレベスについては、たとへそれが少量のコーヒーの供給を生產するとはいへ、一般に普及してゐた見解は、フアン・デン・ボスの見解、即ち「セレベスについて聞くことが少ければ少い程良い」[4] のであつた。

かくて一八七〇年ジャワ以外のマレー群島に於けるオランダの權力は、侵入者を警戒するために生きてゐる旗印 (levende wapenborden) として植付けられた官吏によつて代表されたのみであつた。[5]」

而しアチン人に對しては、何事かなされねばならなかつた。舟行の發達と共に、アチン人の海賊による侵入は堪へ難い煩しいことになつてきた。イギリス政府はもしオランダが法律を守り切れなくなつたら、第三者が調停に乘出すことを提案した。一方アチン人は不正當とは思はれないことであつたが、最上の煙草農園のある地方に對する支配權を要求したので、土地に關する紛爭を生じてゐた。しかし一八七一年にオランダは、一八二四年の條約によつて課せられた制限から免かれ、イタリーとトルコから、アチン人が保護を求めた時、より急迫を告げてきたアチンの取扱ひについて自由の手腕をふるふことができた。しかし困難は、克服し難くなり、オランダ人は、多大の費用を費して僅少の進歩しか遂げなかつた。このことは蘭領東印度の剩餘の處置についてのオランダ國民議會 (States-General) における論爭を間もなく終結せしめた。何となれば、剩餘利益が消失し、一八七七年以後は、オランダに對する蘭領東印度の貢獻はそれ以上なされなくなつたからである。

四、土地政策[6]

一八七〇年の土地法 (Agrarian Law) は一八五四年の行政法規 (Constitutional Regulation) 第六十二條に五條項を追加した。これが土地政策の基本原則を置いたのである。七十五ケ年に至るまでの期間、資本主に繼承し得る長期租借 (erfpacht) を政府から與へることにより、一八五六年の法律の下に經驗された、讓渡 (Grants) に關する諸困難をこの追加條項が取除いたのである。またそれは資本主に土民から土地を借りることを得せしめることにより、一八三八年の法律の下に經驗された集合的契約 (Collective agreement) に關する諸困難を取除いた。同時に、また土地に關する現行の慣習的權利に基く占有を土民に保證し、また彼等をして土地の個人的所有の權利を獲得する事を可能ならしめた。これらのすべての事柄に於いて、土地法は單に原則を立てたのみであつた。

そして細目は、一連の法令 (Decrees) と布告 (Ordinauces) によつて、解決せられた。

繼承しうる長期租借 (erfpacht) に基く讓渡の許可は一八七〇年の一一八條 (S. 118) の土地法と增補の布告においで取扱はれた。最初土地法は、個人所有でない土地はすべて國家の土地 (domein van den Staat) であるといふ原則に、法的形式をあたへた。この國有土地の定義は、土民の所有する土地を包含した。そこで自由地 (Free

Land）卽ち土民の權利から自由な國有土地と、不自由地（Unfree Land）卽ち土民の權利に繼屬する國有土地とを區別する必要が生じた　細目に亙つて修正を加へ今日なほ效力を有する土地法の下にあつて土地はオランダ臣民やオランダ又は蘭領東印度の住民や或ひは蘭領東印度において登記をした諸會社に對して、オランダ政府により貸與される。土地の讓渡は五百ボウ（bouw）を超過しえなかつたが同一の借地人に對し一以上の借地契約を許可することができた。地代（canon）は五年後に支拂はれ、普通一ボウにつき一フローリンから六フローリンの間であつた。規定はもつと小さい讓渡のためにも設けられたが、それらは重要でなかつた。これらの條令の重要さは、信用の擔保として用ゐる權利を與へられて長期間廣大な土地の所有を資本家に可能ならしめたことである。

土民からの土地の賃貸料は、一八七一年の地代法（Rent Ordinance）により取締られた。或る條件の下に、卽ち主として契約の期限と政府の干渉に關する條件に服して、資本家は土地を土民から借りることを許された。慣習的所有に基く土民の所有する土地に對する借用の最大期限は五ケ年に定められ、個人の財產として土民が所有する土地に對する借用の最大期限は二十年に定められ、その契約は登記する事を要した。この協定は、諸の契約がそれに從ひ勞役と生產の爲めには爲されたが、土地のためには爲されなかつたところの古い諸規則に基く困難を取除いた。

かくて、土地法と補助條令は、一八〇三年の報告に村落の借用が先づ避けられてこの方懸案となつてゐた問題に解決をあたへ、又資本家達を土地と勞働とに接近せしめたが一方土民の權利には保護をあたへてゐた。さりながら個人企業の普及は、間もなく移動農耕*（roofbows）の一般的な習慣で、山林を切り倒した事に基因する土地の疲弊に注意を引きつけた。そして一八七四年に開拓法は村の首長から政廳の官吏に荒地開拓の許可權をうつした事により、村の自治を蠶食した。

* 移動農耕（マレー語 ladang、ビルマ語 taung-ya）は、勿論穀物の輪作（wisselbouw）とは全然違つたものである。

此の立法が續けられてゐた間は、たとへその土地の大部分が、公共の所有であると知られてゐても、土民の所有地は極めて不完全に了解された。土民の手を離れてヨーロッパ人の所有になつて行く土地の「變更」なる自由政策は　すべての占有者に對して個人所有の權利を認める事にあつた。といふわけは、一部公共所有は良き耕作に妨害であると考へられてゐたためでもあるが、、主として該政策が、正確な財產所有權と一緒に讓渡し得る彼の土地で、所有地の權利をもつ人として、ヨーロッパ人が土地を獲得する事を助長したためである。既に述べた如く、耕作法の運行に對するフアン・デ・プッテ（Van de Putte）の失敗につゞいて一八六七年の土地所有の質問が生じた。委員達（Commissioners）は二十七章、五十四頁一杯の質問書を編輯した。そして不幸なる郡事務官達は、彼等の知識と他の仕事がゆるす時間の限り、その答辯をせねばならなかつた。たとへ質問が一八七〇年に完成されたとはいへ、その結果は未だ役に立たなかつた。殆んどあらゆる方面に於ける土地所有と村の生活に關する役に立つ興味ある情報の山を含んでゐる報告は、三卷になつて公表され、一八七六年、一八八〇年、一八九六年にそれぐ現はれた。かくてそれは政策に殆んど效果を示さなかつた。

しかし知識の缺乏は、フアン・デ・プッテが土民の土地所有を個人所有に變更する彼の計畫を遂行せんとするのを妨げもせず、又保守黨員がそれを阻止せんとするのを妨げもしなかつた。一八七二年再び返り咲いた彼は自由主義者であるロードン（Loudon）總督の行動を促したが、フアン・デ・プッテの保守黨後繼者であるフアン・

ホルツテイン（Van Goltstein）はその行動の中止を打電した。そこでロードンは退き、一八七五年の王位法令（1875, S. 179）は、このやうな讓渡は法的效果がないであらうと指圖することによつて、外國人に土民の土地を讓渡することに反對して、オランダ法の古き傳統に公式の效果をあたへた。

そしてこれは、それ以來土地管理に一つの基礎的原理を殘した。しかし變更の原理は、保守主義者の間にさへ邪魔を除いた。一八八二年時代に後れたファン・ホルツテイン（Van Goltstein）は退かねばならなかつた。一八八五年保守黨內閣の下に變更は、王位法令により認められた。しかしこの變更の規定は土民の慣習を輕視したものであつて、それ故に人々は與へられた新しい特典の利益を殆んど享受しなかつた。そこで總督と植民大臣の辭職の後々迄事件は殘つた。そしてこの耕作者は問題を彼等自身の側で解決した。

五、勞働政策[7]

たとへ一八七〇年に始まる土地政策は、土民の利益のより良き保護の爲めに、改正が必要であつたと云ふ事が、經驗により示されたとはいへ、その年の土地法は、その一般的方面に對して規定せられてゐた。勞働問題の解決は一層より困難であると云ふ事を表はした。この問題は二つの側面をもつてゐた。卽ち勞働準備と强制勞役の廢止である。

常に勞働を得るのに困難があつた。會社の下に於いては、牧師でさへも家庭の召使として奴隷を所有することにためらはなかつた。然し一八一五年度奴隷制度[8]は、自由主義にあつては良心の問題となつた。そしてエロートはウィルバーホース（Wilberforce）の指導を求めた。さりながらその事に於て委任員達は奴隷賣買と奴隷の移入（一八一八年の行政法規、第一一三—一一四條（R. R. 1818. Arts 113–14）の禁止に同意し、かくて奴隷制度の擴大の阻止とその濫用の制度とを狙つた。一八五四年により强力な方法を取る事が出來た。そして行政法規（第一一五—一一八條）は奴隷の公開賣買を不法なりとなし、一八八六年から蘭領東印度を通じて奴隷制度の廢止の用意をなし、且又ジャワで負債奴隷を禁止し、一方蘭印政廳をして適當な時に、外領に對してこの規定を擴大せしめた。一八五九年、それはジャワでは負債奴隷の所有者に補償することに決定し、一八七二年マレー群島を通じて漸次負債奴隷の廢止に步を進めた。

その間奴隷制度は、一層近代的假面をかぶつた個人的自由の蠶食に移りつゝあつた。一八二九年スラバヤに對する警察法令は、契約を破ることに對して刑罰を課することにより、召使に對する法的權力を主人にあたへた。一八五一年によりこの刑の制裁は、ジャワの大部分と外領の部分に擴がつて行つた。一八七二年の警察犯處罰令（Police Penal Regulation）は、仕事に對する契約の違反を刑に處するといふ理由を以てこれに代へたが、オランダ國民議會の主張の結果、一八七九年の此の刑罰の廢止を見た。さりながらこの時迄に勞働統制の問題は、新性格を帶びるに至つた。卽ち利益の中心は、家內生產より輸入勞働を以てする工業生產に移行した。このことは特に數十人の支那苦力を使つてゐた東スマトラの煙草栽培に於いて見られる。異常な狀態は、普通の法律の下に於いては取扱はれないと云ふ議論は、重きをなすやうに考へられた。一八八〇年スマトラの東岸に對する苦力法は、他の外領に對する同樣の法律を生むに至り、雇主に對して彼等の移入勞働に對する效果的な法的管理機構をあたへた。

强制勞働の廢止は、一層大きな、一段と複雜な問題であつた。これは四項目になつてゐた。卽ち强制栽培、土

民官吏に對する强制的賦役(Heerendiensten)、並びに村に對する强制的賦役(desadiensten)、である。勞働の義務は地方的習慣に依つてゐた。中央ジャワ即ちジャワ人の地域に於いては、勞働の義務は、土地占有の權利に關聯してゐた。西部ジャワと東部ジャワのスンダ人(Sundanese)とマヅラ人(Madurese)の地域に於いては、この義務は、家族に懸つてゐるか、または全然個人に依つてゐた。然し一八五四年にはこれらの種々なる勞役の區別と地方的な差異の本質とは極めて不完全に認められた。そして總ての種類と變化は、個人的勞役として一般に考へられた。一八五四年の行政法規(Regeringsreglement)に於いて、規定は、强制栽培の規制とその漸次的廢止との爲めに設けられた(第五七條)。個人勞役は、總督により各理事州(gewest)に對し、種々規制せらるべしといふ事が決められた(第五七條)。同時に、たとへ個人勞役が村落制度と共に拘束されてゐたと考へられてゐたとはいへ、村は地方的問題に關しては、自治權を保證されてゐた。强制勞働の規制は、それにより、一層困難となつた。かくて初めから强制勞働の廢止に關する實際上の困難は、その廢止に關する法律規定の矛盾によつて拍車をかけられた。

强制勞働廢止自體の實際的困難も侮り難いものであつた。さうしたものに主として三種あつた。もし村民達が國家に對する彼等の義務を免かれるならば、農園栽培者達はより大なる勞働の供給が得られると期待してゐた。然し一方彼等は國家が、强制勞働が自由勞働に換へられた後に、勞働力を獲得する爲めに個人企業と競爭し、賃金の程度を上げるかもしれぬことを懸念した。第二に、國家が勞働に對して賃金を支拂ふことは、租程收入の增加を要求し、重税が產業に新しい負擔を課することとならう。第三に、村の官吏を通じて行はれた强制により、國家はその勞働力を獲得した。しかし同樣に農園栽培者達もそのやうに行つた。もし首長が國家に對してもはや勞働を補給出來ないならば、個人企業に對しても亦そのやうにすることが出來なかつたであらう。自由主義理論は、雙方にそれぞれ議論を用意した。自由放任政策は村の問題の取扱ひは村にまかせておく事に於いて、政廳を正しいとしたが、しかしそれは各個人としての村民の自由には致命的であつた。一方政廳は村人に關する自由放任政策を揚棄するにあらざれば個々人の自由を促進させることが出來なかつた。すべてこれらの困難が解決されたのは、たゞ僅かづゝであつたにすぎなかつた。そしてそれらの或物は、自由主義の原理では解き得られぬ事が證明された。一八六〇年代に種々なる政策が續出したこと――その爲め國營栽培がある作物から他の作物へ次から次へとやめたり變へられたりしたのであるが――は原理の變化を表はすものとして、象徵的な重要さを持つものであつたとしても、それは實際には多くを意味するものではない。何となれば國家の爲めに、これらの作物を耕作せる土地は極めて瑣々たるものであつたからである。しかして一八七〇年に砂糖法は、國營栽培の最後的消滅の先驅をなすやうに思はれた。一八七五年に委員會は、すべての强制栽培は、禁止されねばならぬと勸告した。さりながらこの時迄に砂糖法は土民栽培者又は國家に有利なるよりもむしろ農園栽培者に有利であるやうに見え始めてゐた。そして自由耕作の熱心は衰へつゝあつた。遠からずして、アチン(Achin)の紛擾は、財務部を空虛にしてしまつた。收入を犧牲にする事は不可能であつた。一八八四年ファン・デ・プッテでさへ、やはり大なる負擔を課する事なくして、コーヒーの國家栽培からの收入に待つ外他に採るべき途を想ひ付かなかつたと云ふ事を認めねばならなかつた。かうした事情の下に於いて、コーヒーの强制栽培は棄てられねばならないと云ふ一八八八年の第二院(Second Chamber)の決議は、たとへ、議會が原則として自由耕作制を明確に採用したことを指示するものとして、注目すべきであらうとも、實際的效果はなかつた。しかし乍らファン・デ・プッテは、强

制栽培に對する賃金の引上げを採用した。これはコーヒーからの利益を減じた。そしてその源泉からの收入は漸次重要性を失ひ、遂に一九一五年、一八五四年の五十六條が撤廢せられ、利益を目的とする國營栽培は、一九一八―一九年に終焉することとなつた。

栽培とは別のことであるが、強制勞働のことについて注意を受ける最初のことは、官吏に對する強制賦役[9]（Pantjendiensten）の禁止であつた。これらの勞役は大部分は、家内を掃いたり、草を取つたり、水をもつて來たり、又は挨いたりすることより成つてゐたので骨の折れる事でなかつた。さりながらそれらは毎日のやうに要求されたので、重荷であつた。この項目の賦役に關してすら一八六六年まで何一つ企圖されたものはなかつた。この年ファン・デ・プッテに諮つて、總督は、官吏の俸給を高めると同時に、人民の土地と勞働と財産についての彼等の權力を奪ふことを法令で公布したのであるが、然し同年にメイエル（Mijer）が後繼となるに及んでこの法令は中止された。

一八六七年と一八七四年に、ファン・デ・プッテがこの組織を一層攻撃することにより、勞役が幾らか緩和された。しかし國家の發達と共に輿論は、重要なる公共事業の強制勞働に對する支拂の代用の方へ動いて行つた。この目的の爲めに、基金を準備する見解と共に、一八八一年總督は、官吏に強制勞働をあたへる責任あるすべての人々に、一人當り一フローリンの税を課するならば、彼等が金錢で代償するに充分であり、そして又公共事業の自由勞働の賃金支拂に役立つ剩餘を殘すであらうと提議しそれを八十萬フローリンと見積つた。彼の提案は、一八八二年に受け入れられた。その時、村の官吏より寧ろ土民官吏に對するすべての強制勞役は禁止された。それらの代りに人頭税（hoofotgeld）が課せられた。

その當時、重要な事業に對して、勞働を雇用することは、長く進歩を續けて來た。何となれば州政廳の賦役（heerendiensten）として、強制勞働の雇用は、間違つた經濟[10]と認められるやうになつたからである。ある物語、多分事實ではないが興味ある物語（ben [illegible]ovrats）には、理事州で働く責任のある各人に一石を投げ落すことを要求することにより、河を横切つて堰を作つた理事官のことが出てゐる。政廳が初めて賃金を給與して苦力勞働を使用したのは一八四九年のスラバヤの港灣及び防備工事であつた。これが申分なくいつたのは、一八五一年の法令がすべての政廳の建造物は有償勞働を以て建設すべきことを命じてゐるのに徵しても明かである。一八五四年公共土木部（Public Works' Department）が設置された。そして、一八五七年「反對の特別命令がなければ」すべての政廳事業には有償勞働を用ひなければならぬことが決められた。さりながら灌漑は、地方官吏に依然殘されてゐた。工事は時として大規模だつたので、十萬日の強制勞働が、たゞ一つの運河に使用されねばならない程であつた。然し一八八五年特別の「灌漑隊」（Irrigation Brigade）が組織され、而して大灌漑工事に強制勞働を使用することは廢止になつた。

有償勞働の傭使が、益々增加したのにも拘らず、生産の增加を伴ふその國の發達、栽培園と工場、工場と海岸間のより良き連絡に對する要望等は、強制勞働の負擔を絶えず增大せしめた。一八六三年の報告には、「多くの理事州に於いて、強制賦役の義務を負ふてゐる人々の勞働力は、恥づべくも濫用された[12]。」と述べられてゐる。一層速かな發達と共に、一八七〇年後事件は惡化した。同時に理事官は、公共的收入を地方的事物に用ひる權力を制限した。然し彼等の裁量の餘地が自由になると、彼等は直に妨げられた[13]。基金のいかなるこのやうな變化も帳尻剩餘金（batig slot）を損つた。そして官吏は、怠慢のかどで譴責されるか、強制勞働によつて工事を完成せ

しめるか、その何れか一方を選ばねばならなかつた。一八八二年人頭税が導入されたのは、この窮境から官吏を解放する見地に出でたものであつた。

人頭税の導入は、強制勞働に關する局面を一變させた。一八五六年の行政法規は、「個人的勞役」は、「各理事州に於いて」調整されるべきである、と規定した（第五七條）、然しこれは一八八二年まで行はれなかつた。州政廳の賦役(heerendiensten)は總ての理事州に對する一般法令により取締られてゐたが、村の勞役は取締られてゐなかつた。さりながら、人頭税は、地方的に課せられ、且つ分配された。されば、今や三十年近くも行はれなかつた第五十七條に基いて處置し、各理事州で強制勞役の取締を規定することが差し迫つた問題となつた。更にまた誰がこの賦役を課する任務があるのか、又五十七條によつて取締られるべき賦役と、村の事柄であるからとて七十一條によつて干渉を禁じられた賦役との何處に區別が存するのか、何人も之を知らない事が程なく明かになつた。それ故公共事業に關する強制的賦役 (heerendiensten) 調査會が一八八五年に設立された。この調査會が懸案となつてゐた間に、新しい發展がある決定を一層緊急缺くべからざるものとした。官吏に對する手心の上に人頭税によつて與へられた差額は、通常八十萬フローリンと評價され、數百萬フローリンに上る事もあつた收入からつくり出された。そしてこれは元來企てられた如く、地方的に割り當てられたのではなくて、一般收入の一部として、政廳により取扱はれた。然し一八八七年のオランダ國民議會に於ける抗議の結果州政廳の賦役の救助に對し二百萬フローリンの支出を見るに至つた。州政廳の賦役の規定が村の自治權に侵入したかどうかはやはり疑問であつたが、しかし輿論は村の事務に干渉するも已むなしといふ方向に動いてゐた。一八八九年植民大臣が、第七十一條の自治權の保證は國家に對する強制的賦役を含むものではない、と斷定した事により、問題の決着を見るに至つた。「このことは村の生活に干渉するのを禁止する政策の破棄を示し、且つ又、これまで禁ぜられてゐたと考へられて來た領土への第一歩であつた。[14]」同年、最初の一連の效果的な地方法令が公布された。一八九三年迄には同樣の法令が、すべての理事州に對して公布された。かくて、四〇年後、一八五四年の憲法法規の五十七條の條項に、效果があたへられた。

一八八二年土民官吏の賦役 (Pantjendiensten) が廢止された後も猶依然として村民の義務となつてゐた賦役は、監督や保護に大部分關係した十五項目の下に考へられた。[15] 一八八六年迄にはこれらの大部分は、廢止されたが、猶まだやはり驛路小路、堰、溝、水路の建設並びに維持、村の見張所や治水工事の看守の維持等が殘つてゐた。かてゝ加へて、人々は村の賦役 (desadiensten) を爲す義務があつた。州政廳賦役調査會を司會したフォッケンス (Fokkens) は、既に金錢を支拂つて免れた賦役は三百七十萬フローリンと評價され得る、そしてその殘餘が行はれるのには三百六十萬フローリンで充分であらう、と報告した。政廳が勞働に對して報酬を與へるのは賃金を上げるかも知れぬといふ憂ひが懷かれたのであるが、然し彼は、もし政廳がその勞働に對する需要を、人民が自分等の田畑や栽培園の仕事に忙しくない時季に限るならば、「個人企業と競爭を起す事を恐れる必要はなく、從つて賃金を引上げる心配もないであらう。[16]」と考へた。この處置を促進せしめる見地から、村は、承認された金額を支拂つて、五ケ年間その義務を免れることを許されたのは、一八九〇年から後のことであつた。然るところ一九〇二年代償なくしてまだ濟んでない州政廳の賦役を免除することに決定した。

村民は、依然として村の賦役 (desadiensten) を爲す義務があつた。[17] 州政廳の賦役の廢止に伴つて、官吏は今迄州政廳の賦役と考へられて來た仕事を、村の賦役として引受けることを人々に要求してゐるといふ不平が間も

なく起つた。或る場合には、道路は村の路として、再分類され、そして、人々は所有地の生産物の運搬に用ひられた村の事みちに砂利を敷くことを要求された。そのやうな事實はさうたびたびあつた事ではないやうに思はれる。だが然し、より良き交通に對する農園栽培者の要望は飽く迄も强く、しかも基金は、大いに制限されてゐたので、官吏達はやはり强制勞働を用ひることを辯明しようとした。不平は村の賦役の廢止を要求するに至つたが、一九〇三年迄何事も起きなかつた。この年、自由主義がその力を費ひ盡した時に、新しい考慮は、政廳政策を動搖せしめた。

六、行政政策[18]

一八五四年の行政法規は、既に注意した如く、「適法の一紀元」即ち法律の規則[19]の堂々たる初まりである。王位法の下では、政府によつてその職權を與へられた官吏はその職權により、法定の手續をふむことなくして、彼の命令に違反した者、或ひは彼が不穩當と思惟した行爲を爲した者に輕い刑罰を課する權限を有する者であると看做されてゐた。しかし乍ら一八五四年の行政法規には、「何人も、一般法規に記載せられたる場合並びに手續によるの外告發及び罪せらるゝことなし」と明瞭に規定せられた（第八十八條。）

一八四八年の司法制度の改革に於いてもなほ依然として土民の事件は警察記錄（Police Roll）に基づいて事件を自由に處分する權限のある理事官の裁判に委ねられてゐた。警察記錄はそれによつて公けの秩序を亂す小犯罪並びに其他の輕い告訴事項の告發が一括して、「司法官といはんよりも寧ろ警察官としての理事官の行政的權限によつて取扱はれたものの記錄である。[20]

現代の一法律家、ピーペルス（Piepers）は、組織の說明をあたへた。警察記錄は、「蚊がブン〳〵となく聲のやうに、」土民の上に覆ひ懸つてゐると彼はいふ。即ち不正なるもの、禁止されたるものと見做されてゐる行爲或ひは違反に對しては警察記錄が課せられる。かゝる問題の解決には職權を有する誰もが出來るだけ多くの權力を持たうとするが如き司法上の權限に關する問題は存在しなかつた。普通刑罰の一つに杖刑があつた。これは「あらゆる點に於いて優れたる處罰であつたが、正道を履むかと思へば正義を潰す氣まぐれな治安判事の手に掛つては、苛酷な拷問手段であつた。」ピーペルスは、一八六七年以前には精神病の收容所或ひは赤痢の病院に關することで處罰された者がある、と述べ、その實例を擧げてゐる。この例證は疑ひも無く英領印度に於いては周知の執行官の法律的に油斷なき注意により着色されてゐるものである。しかしそのとき次第に專橫的な處罰を許してゐる制度の下に於いては、行政上の不條理が行はれる餘地が明らかに存在したし、はつきりさうと決まらぬ犯罪にも審判が認められてゐた。一八四八年の立法によつて訴訟手續に關する改修が見られたが、刑法（Penal Code）はなほ一八六六年にヨーロッパ人に對して公布されるまで存在しなかつた。同じ年に杖刑は廢止された。しかしピーペルス（Piepers）に依れば、島内の大部分では一八二九年にスラバヤで採用した半自治的規則が一八四八年の立法よりも多くの官吏達になほ一層良く知られてゐたといふ。けれども一八七二年に土民達に對して別々に刑法及び刑事訴訟法が規定せられ、「それ以後實質的にも形式的にも、また刑事上私法上それ〳〵の全般に渉つて二元制となつた。[21]」

新刑法は英領印度に於いて個々の條令として見られるものを大々的に包括した尨大なものであつた。即ち市法・村落法・國內消費稅法（Excise Act）等々や、また英領印度に於いては「普通の思慮あり氣質を有する」人

々にとつては取るに足らぬ憤慨するに足らぬものと見られる多くの犯罪や又、この新刑法に照して考察すれば過去に於いて犯罪と考へられうべきもので除外されたものがあるか否かを怪しむ程あらゆる犯罪を包括してゐる。この立法は理事官を拘束したけれども土民理事官はなほ一九一〇年まで無條件の權力を有してゐた。事實土民理事官及び其他の土民官吏の法官的權力はかなり制限せられ、英領印度に於ける村長に與へられた如き程度のものとなつた。しかし彼等が權力を行使するにあたつては法規にそれ程拘束されなかつた。それ故法規の原則が效果を生ずるやうになつたのは極めて徐々であつた。

法規の理念に依つて拘束することは司法と行政とを峻別することで、これこそは自由主義の得意の信條であつた。王室の支配の下に在つては**土民裁判所**（Landroad）は裁判長たる理事官と判事たる土民理事官とから成つてゐた。故に判事席は全體として强い行政官的の偏見を有してゐた。けれども一八六九年に政廳は裁判長の職務を理事官から取上げて法律專門家にゆだねる原則を採用した。そして一八七四年この原則は外領にまで及ぼされた。同時にかゝる政策がとられたのは土民理事官に代へるにあまり偏頗の無い退職文官を以てするためでもあつた。しかし裁判長としての行政事務官に代へるに法律家を以てする過程はかなり漸進的であつた。一九〇〇年ジャワに於いてさへそれはなほ未完成であつた。

法規による統治を最も强く提唱する者は法と秩序の維持に關して政廳の諸職能を弱めやうとはしなかつた。これに反して一八五四年の行政法規は政廳の活動を擴大せしむるに至つた。前に注意したがこの法規において「一般の文明國政府の基本的機能」を取扱ふ個々の部のための規定が作られたのである。初めこの法規の意義は注意を拂はれなかつた樣に思はれる。何となれば一八六六年に於いて新設せられた各部は財政、歲入と領有地、生産物と倉庫官營栽培及び市民公共事業を取扱ふにすぎなかつた。けれども一八六六年に新會計法に關聯して再び改正が必要となつた際、法規が國內行政即ち敎育、宗敎及び產業、公共事業、財務の任に當る四行政部に關して夫々作成せられた。一八七〇年司法行政の重要性は新たに司法部（Department of Justice）の設立を實現せしめた。

政廳の責任と職能が擴大したにも拘はらずそれが政廳官吏の性格と仕事とに變化を來たさしめたことを認めるには多少の時日を經過した。そして事實上かゝる變化は、審議の結果行はれたものでなくて四圍の事情に基くものであつた。かくて行政法規はヨーロッパ人官吏及び土民官吏に對して新しい訓令を必要とするに至つた（第六八・六九條）これまで理事官は一八一九年の法令に基いて仕事を爲し（東印度公報——ISB. No. 16）土民理事官は一八二〇年の法令に基いてゐた。（東印度公報 No 20）即ち一八五九年に起草され一八六七年に廻狀(Circular)によつて公布された新法令は（東印度公報 No. 114）同じく一般的な效果において、また同意語ではあるが多くの主だつた條項に關して、主として早期の法令を整理したものであつた。理事官は出來る限り「任命され承認された土民の首長」を通じて仕事をすることを命ぜられてゐた。然し土民の首長等が自己の權限を侵略せられざる爲めの警戒はまた豫想以上に念入りなものであつた。即ち彼等は强制勞働の負擔の輕減、食用穀物の栽培に對する特種の注意、「彼等の要求に基いて」土民の爲めの學校の設立の奬勵、理事官の屬官をして土民の言語を硏究し、科學的調査を行はしめること、或ひは國內官吏をして文化の發展に對する希望を起さしむること等を要求した。また土民理事官は前述の如く耕作を嚴重に管理することを要求せられたが、しかし新法令は土民及びヨーロッパ人の栽培者間の知合を精査することを彼等に要求してゐた。他の注目すべき訓令は村落自治權に對する侵害の防

止、土民學校の管理、正當の認可を受けずしては何人も宗教的稱號を僭稱することはできないが故に土民牧師の登錄の維持。乞食の禁止及び老齡者のための法規の作成に從事するように指令した。これらのうち後者の條項は土民理事官が純然たる土民社會に於いては人爲的の奬勵無くして隆盛に赴くが西洋の影響を受けてゐる土民社會に於いては衰退しがちな活動を助力することになつてゐた證據として興味がある。彼等はまた各自に社會秩序の維持に關する詳細なる要點を明らかにし、少くともフアン・デン・ボスの時代以來オランダの植民政策の一つの不動の原則を維持してゐる。

これらの法令から、政廳が行政機關を變形して主として法及び秩序の維持を目的とする官吏團體にすることを企てなかつたことが分る。むしろ新立法は行政官の專制力を排除し制限する效果を生んだが、それは未だ警察の機關たる「警察官」の問題を殘してゐた。そして警察官はなほ法律手續に關係なく權力を行使してゐた。けれども事情の推移は必然的に警察官の權力を有する者から權力の下に置かれる者に變化せしめた。恐らくこれらの法令の重要なる點は第一に法規の理念をあらゆる階級に漸次に普及することであつた。第二には理事官即ち一人でなくて五人の長官を有する行政部長官の組織に關してゞあつた。第三には一層直接的で效果的だが有給勞働の代りに强制勞働を以てすることであつた。そして凡そ數百の苦力が道路工事に召集されたのか、或ひはその他の公共事業に召集されたのかは、何人も大して關心を拂はなかつた。しかし支拂が勞働に對してなされると、それは計算書に記載せられて說明がなされねば ならなかつた。會計法 (the Accounts Law) はすべての支拂に對して議會の承認を受けることによつて同樣の效果を齎らすことを期待される場合もあつた。しかしこの支拂が詳細に檢討されて屢々王の統裁の下に植民大臣がこれを却下してゐるけれども。會計法がそれ自ら中央集權に貢獻したかどうかは疑はしい。されど通信機關の改善は確かに地方官吏の自治權を限定する傾向を有した。

一層官僚的な性格を帶びる傾向が行政機關に現れて來た一例は、その擴大と一層有效なる方向に沿ふその後の改革とに見出される。一八三〇年から一八七〇年の間に副理事官の人員は二倍となり三十人から六十人に增加した。そして一八七四年には、フアン・デ・プッテは全く行政機構を改革したが、これはその後幾分氣まぐれ的に擴張された。各理事州は行政區劃に應じて分州 (Afdeelingen) に區分せられた。各分州の長官は副理事官 (Assistant Resident) がこれに當り、また或る場合は監督官 (Controleur) がこれに當り、各副理事官には監督官 (Controleur) の補佐が認められてゐた。しかし改革の特色は行政區劃を一層細分することにあつた。ラッフルスが郡 (Districts) (彼に從へば分州) を制定した。然しこれは主として土民法規の下に旣に存在してゐた單位であつた。各郡長と村長との間には往々仲間の首長が存在したが、各郡は無組織に區分されており、又殆んど組織立つてゐなかつた。フアン・デ・プッテはこの組織を變更して、副郡官吏の下に各々約十五ケ村より成る副郡 (sub-districts) または區 (circles) の組織を整へた。さらに改革が行はれて、それが土民理事官の地位をおびやかした。これら各郡は特種なる官吏、土民理事官補佐官 (Patih) の補佐を長い間必要とした。一八七四年に各土民理事官及び土民理事官の居らぬ各分州に土民理事官補佐官が任命されたことは、それの新しい重要性を意味する。同時に郡事務官 (Wedána) 及び各副郡事務官 (Adsistent Wedána) はその段階を定められた。これらの刷新は謂はゞ半ば世襲的な大地に根を下ろしたものでなく普通の政廳官吏たる正規の土民行政機關の礎石を置いた。土民理事官自身でさへも後に述べるが如く世襲的な貴族としてよりも官吏として考へられるやうになつた。かくて新行政理念の效果はフアン・デン・ボスの下にオランダ法規の基調となり、世襲的職權の原理を動搖せしめた。一

九〇〇年には（東印度公報——IBS. 220）土民理事官補佐官の地位が改められ、土民理事官の正式の代理となつた。しかし「諸々の土民理事州に於いて土民理事官補佐官は統治に關する業務を取り扱ひ、從つて統治の任務は大部分土民理事官補佐官に移讓せられた。[22]」かくて土民理事官は政廳の機關と言ふよりも裝飾となりはてゝしまつた。

兎角する内に官吏生活の日課が新しい性格を持ちつゝあつた。そして一八六六年にヨーロッパ人官吏は耕作手數料（culture percentage）を失ひ、新行政部長官と彼等との關係は相互の交渉及び事務の増大を來した。しかしそれよりも大いなる變化はヨーロッパ人經營の事業の繁榮に對する影響であつた。あらゆる讓渡の出願に對して調査が進められねばならなかつたが、植民報告（Colonial Reports）に見られる如く是認せられたものと拒絶せられたものと相半ばした。かくてあらゆる讓渡はその運用に於いて絕えず起つて來る問題卽ち勞働供給、水の供給、生產物の運搬、災害及び小さな盜難等に關して生ずる諸困難が官吏の時間を新たに蠶食するに至つた。かくて農園經營者に關するかゝる諸問題は益々理事官の時間と注意を占め、從つてヨーロッパ人の人口の增加と共に理事官は土民理事官が土民に對して政廳を代表してゐたやうにヨーロッパ人に對して政廳を代表する樣になつた。そして更に社會と行政との二元的性格が益々認められるに至つた。

土民理事官はなほ理事官の「弟」いな寧ろ理事官補佐官として殘存した。しかし彼も亦同樣に、新たなる地位を占めるやうになつた。前に注意した如く土民行政機關の重要性が增大したことは、土民理事官を後退せしめる傾向を有した。これは或る程度に於いて思慮ある政策であつた。ファン・デン・ボスは土民理事官の世襲的性格を強調したが、ウインクラー（Winkler）[23]が言ふ如く一八五四年の立法の趣旨は「土民理事官を全般的に官吏として認めることであつた。」土民理事官に依つて行使せられた壓制は**マックス・ハーフエラール**（Max Havelaar）の負擔であつた。それ故自由主義の得意の標語の一つは專政的勢力の限定であつた。土民理事官がその耕作手數料を奪はれ、次いで一八六七年に土民理事官が官有地として保有してゐた土地を取上げられ終りに一八八二年にその人民に私的奉仕（土民官吏の賦役 Pantjendiensten）を命ずる權限を奪はれたのはこの自由主義の傾向と一致するものであつた。かくて自由主義時代に於いて土民理事官は、土民理事官補佐官及び土民行政機關の創設に依つて後退せしめられたのみならず、土民理事官自身益々官吏に任官する傾向が強く鄉士乃至世襲的貴族たる傾向が減少するに至つた。

けれども官吏としてのヨーロッパ人及び土民は監督官（Controleur）ほどにその地位及び職能に於いて變化を蒙つたものはなかつた。一八一八年（東印度公報——ISB. 49）に委員（Commissioner）は、國營コーヒー園の管理の任にあたる地租檢査官（Opzieners der landelijke inkomsten）の役を監督官に任命した。然し、監督官は、耕作制度の下に强制耕作を採用するにあたつて、此の問題に關する政廳の主要なるヨーロッパ人代表として新らしき重要性を獲得した。彼等の新しき任務は住民との密接なる接觸をはかることであつたが、しかし住民に對して同情を寄せる意志を嚴しく抑制されてゐた。卽ちボード（Baud）は耕作制度の下に利潤を望む爲めに「少數の若い紳士の柔しき情愛」（het gerief van eenige Heeren Kontroleurs）[24]を許さうとしなかつた。さて政廳が一八五〇年以來、かゝる惡習の除去に盡力してゐる間に監督官の仕事は益々好轉し、活動の分野が擴大した。種々の時期、特に一八三七年に於いて[25]種々の職能が彼等に規定せられ、そしてこれらの命令が集成せられ改訂せられ、遂に住民特に土民の首長と親密なる關係を涵養する任に當り、またジャワ及び蘭領東印度の繁榮をはかるこ

とを任とした。しかし一八七二年に彼等のこの新しい地位は彼等を行政機關に編入する規定に依つて明らかになつた。そして監督官に對する新しき法令を必要とする問題が起つた。この問題の進行の經過はオランダ人が不思議にも職權を委任することをきらふ好い實例を提供した。理事官の代理としての副理事官は自已の責務内のあらゆる問題に對して責任を持つてゐると論ぜられた。もし特種の職務が監督官に割當てられるとすれば副理事官はもはやかくの如き問題に關して責任がないと考へるであらう。そこで監督官は獨立性を與へず職權を與へないことになつた。それ故に監督官の指導に關する正式の訓令は何等公布されぬことに決定された。けれども監督官の任務の大要は一八七八年に政廳の認可を得て發行された半官の便覽 (Manual) に記されてゐる。[25] 一方監督官は副理事官の命令の下に嚴格に行動し、有用と思はれるあらゆる報告を副理事官に供與することになつてゐた。他方土民官吏の「生來の友となり助言者となり」あらゆる地方的の名望家及びその近親と密接に接觸し、特に土民理事官とその從屬郡事務官に依つて開かれる月々の集會 (vergaderingen) に出席し、自ら政廳の見解を代表し、また人民の意見を聽取することを目的とした。監督官はまた專制的行爲を押へる爲めにその權力を用ひ又「餘り過激な反對に至らぬ内に」助言または情報を求める種々の要求に對して耳を傾け、あらゆる難事を除いて穩便にすますべきであつた。いかなる場合にもいかなる條件においても監督官は、行政的・警察的職權を行使することがなかつたと同樣に財政的・物質的の調整の責任を有しなかつた。あらゆる若いヨーロッパ人の文官はかゝる監督官たる地位に於いて不斷に施行しつつ、治安判事・警察官・或ひは收稅吏としてゞはなく世の信用有る友人として、自由に人民と接觸して彼等の勤務生活の十二年間或ひはそれ以上をも暮した。かくて東印度會社の粗暴なるコーヒー軍曹は次第に發展してオランダの行政制度がその上で轉回した旋回點となつた。即ち西洋と東洋との間に於ける連絡官吏となつた。そして官吏の仕事の發展その他の新しき諸變化にも拘らずかくの如きものが監督官の性格である。この熱帶屬領に於いてこの仕事以上に興味があり、責任ある高度の行政事務に對する訓練となるものを考へることは困難である。

しかしヨーロッパ人及び土民の官吏の性質及び職務のかゝる變化は事實、彼等の地位の根本的變化（即ち支配者の變化）の單に皮相的なきざしに外ならなかつた。即ち最高權威者は最早やオランダ國王ではなくて議會に於ける多數派の政黨であつた。ボード (Baud) の治下に於いて、耕作制度の苛酷さを緩和しようと欲したとしても官吏は、殆んど同情を寄せられなかつた。自由主義時代に於いては、官吏はそれを欲したとしても、私的企業による搾取の潮流を阻止するために力を致すことは餘りできなかつた。官吏は新しき支配者を獲、新しき人となつた。行政機構の變化は比較的重要ではなかつた。問題とすべきは、その新機構を指導する精神に於ける變化であつた。

七、經濟的進步

a　農業企業

スエズ運河の開鑿と新農業政策の施行は、極めて短期間その進行を妨げられた後、耕作制度 (Culture System) の初期におけると同樣に生産の增加を伴つた。土民生産はこの變化によつて影響されるところは少なかつた。ジヤワの土民人口は一八一五年から一八四五年の間に倍加し、そして次の三十年間にあつては單に大體五〇パーセ

ント増加したにすぎず、一八八〇年から一九〇〇年の間には一千九百五十四萬人から二千八百三十八萬人となつた。この同じ一八八〇年――一九〇〇年の間に土民耕作面積は二百八十五萬ボウから四百四萬ボウに増加した。[27] 一八八五年から灌漑部は活動を開始したが、しかし一九〇〇年にあつては官廳の報告によれば、灌漑米田面積の増加は十萬ボウより幾分少なかつた。これらの數字は大なる信頼を置き得るものではない。しかし、それは人口の増加率の低下を暗示し、そして食糧作物の生産は人口の緩漫な増加と何時も歩調を合はすものではないといふフアン・デーフエンテル (Van Deventer) の見解を裏書するものである。これに反してドウ・プスが豫言したごとく、資本家的企業のもとにおける輸出向生産の増加は人口の増加を遙かに凌駕した。國家のために耕作された土地は企業農業家に手渡された。一八五六年の規則のもとにおける借地權は、**永小作權** (Erfpacht) に基く租借權によつて代位され、土地の開發のためにより自由に資本を使用することが可能となつた。そして**永小作權**に基く多くの新しい租借權が許容された。同時に多數の企業農業家は一八七一年の地代法令によつて農民から土地を借入れる際に利益を與へられた。砂糖がこの活潑な近代企業に對し主要なる刺戟を與へた。資本の新なる増加は機械の輸入と生産の發展を可能にし、單に一八八二年から一八八四年の間だけでも十八の新工場が建設された。それだから一八七〇年から一八八五年の間に生産は十五萬二千噸から三十八萬噸に増加した。一方、ジヤワにおけるコーヒーの生産はより一層その地歩を維持した。一八八一年から一八八四年に至る間における官營コーヒーの平均生産高は百萬ピコルを越え、耕作制度の初期におけると同程度の大なる數字であつたが、民間のコーヒーの平均生産高は二十五萬ピコル以上であつた。煙草の生産もまた大いに増加した。かくして一八七〇年から一八八五年の期間において農園經營者は富裕となつた。

しかし、そこには既に來るべき不況時代の暗影が認められた。一八七八年にコーヒーの病害が發生し、一八八二年には砂糖農園において始めて甘蔗の病害 (Sereh) が發見された。しかし乍ら、それより遙かに由々しいことは價格の急落であつて、これは經濟組織全體を完全に破壞する虞があつた。一八七七年より一八八三年に至る間に、コーヒーの價格はピコル當り六〇フローリンから三〇――三五フローリンに下落した。砂糖の價格はさらに一層慘落した。ジヤワの繁榮は自由主義法制よりもむしろスエズ運河に依存したが、交通の發達は更に反動を起した。すなわちアメリカから來た穀物が歐洲の農民の關心を甜菜砂糖に向けしめ、ジヤワの富の源泉を崩したのである。歐洲の二・三の國々は奬勵金を與へて甜菜の栽培を奬勵した。そして十四號砂糖の價格は、一八七七年にはピコル當り一九フローリンに達してゐたものが一八八三年には一三・五フローリンにまで下落した。十四號砂糖を多量に生產し得た農園經營者は僅かであり、それより品位の低い砂糖の價格は、殆んど採算がとれ得ぬ程であつた。一八八四年の收穫期には十四號砂糖の價格は九フローリンに下落し、農園經營者は最早借金せずには居られなくなつた。この價格の急落は先物を買つてゐた商人を苦境に陷れ、同時に英領印度におけるオリエンタル銀行の破産はジヤワの銀行に取附け騷ぎを起さしめた。

b 生產の金融[29]

當初より農園の金融は不安定な方針の上に行はれてゐた。そして一八七〇年以後は信用機關はより一層輕卒に流れた。既に述べたごとく一八五〇年以後資本に對する新なる要求は銀行業の發達を導き、特に一八六三年にはジヤワに信用を供給するため三つの新銀行が設立された。しかし乍らこの時には、一八五〇年における自由主義

の最初の衝撃による經濟的發達の波は消滅してゐた。銀行業の利潤は小さくそして再三缺損を告げた。一八七三年に新に設立された信用機關の一たるロッテルダム銀行がジャワから退陣した。それはその事業の大部分がジャワに存在してゐたにも拘らず、決して此處に一の支店も設置しなかつた。この後スエズ運河の開鑿が第二の經濟的發達の波をまき起し、そして殘存せる銀行は多大の利潤を收め、やがて競走者を誘引した。一八七八年には百二十五萬フローリンの資本をもつて商業組合（Handelsvereeninging）が、一八八一年には五十萬フローリンの資本をもつて植民銀行が設立された。これらは商業銀行および國際銀行と同樣農園の金融を專門に取り扱ふ農業銀行であつた。今一つの同じ樣な性質の機關はドレパール會社であつて、その事業の大部分は土侯領にあつた。一八八〇年に香上銀行がバタビヤに支店を開設したが、特許銀行（Chartered Bank）と同樣、農業銀行のごとき方法で農業に資金を融通することはせず、守舊的な方針に從ひ確實な銀行業に業務を限定した。一方、農業銀行は急速な發展を遂げ、一八八四年にこれらの機關の資金貸附狀況は、オランダ商事會社（N. H. M）は別として概要上の表の通りである。

1884年に主要金融機關より融資せられたる企業[30]

銀行	融資せられた農園その他の數			
	砂糖	コーヒー	その他	總計
蘭印商業銀行	29	20	4	53
國際信用組合	12	20	—	32
植民銀行	9	17	12	38
ドレパール會社	22	38	53	113
商業組合	4	2	1	7

當時オランダは近代的な商業的經營においては未だ非常に遲れてゐたから、農園の金融にとり必要な近代的銀行業や長期信用機構に關する理解を殆んど缺いてゐた。この事業はすべて極めて危險な方法で行はれてゐた。農園經營者は有限責任會社を形成して自己の安全を計らうとはせず、そして銀行は先を爭つて不充分な擔保で無制限に金を貸出し、その手形を割引して貸附けては危險を累增せしめたが、それは「豚を賣つてその代金を豚肉をもつて支拂はれる」類のものであつた。二つの英國の銀行を除いて、この「豚肉の紙幣によつて支拂はれる豚」は簡單に買手を見出すことは出來たが、價格の急落はその全面的な破產を招かんとした。

しかし乍ら、オランダ商事會社とジャワ銀行の二つの機關が鞏固な狀態にあり、援助を與へることが出來た。最初の農業銀行たるオランダ商事會社は未だ農園經營者と若干重要な關係を有してゐたが、しかし一八八〇年以降、偶然にか或ひは豫知してからか、かゝる種類の事業から手を引き、本來の銀行業に着手した。一八八〇年には一千百九十萬フローリンにのぼつたその農業企業における投資額は、一八八二年には七百五十萬フローリンに減少しかくして巨大な流動資產を擁するに至つた。ジャワ銀行の地步もまた强固なるものがあつた。不況期の初期にあつてはそれは、政廳から紙幣の發行に制限を課せられたので大なる援助を給することが出來なかつた。しかし乍ら一八七五年において、それは正金または金塊で四〇パーセントの準備金を保有するといふ條件で、紙幣發行に關する完全な自由を獲得し、その結果危機に對應することが出來た。一八八四年にそれは百五十萬フローリンを蘭領東印度商業銀行に、二百五十萬フローリンを國際信用組合に貸出した。十一月には植民銀行が助力を求めたが、それが許容される直前にこれは支拂ひを停止しなければならなかつた。そして一週間たゝぬ中にドレパール會社は破綻し、その主要債權者の一であつた蘭領東印度商業銀行の地步を危ふからしめた。比較的預金の少なかつたアムステルダム商業組合は苦境を切り拔けることに成功し、またジャワ銀行の援助を得てオランダ商事會社やオランダにおける若干の金融業者、その他の銀行は全き破滅から免れることが出來た。國際信用組合は

社債を募集し植民銀行は改組を遂行した。蘭領東印度商業銀行は新會社たる蘭領東印度農業會社によつて引繼がれ、ドレパール會社は改組してドレパール銀行となつたが、しかしこれは一八八七年再度土侯領農業會社に改造されなければならなかつた。これらすべての改組の一般的結果として、三千萬乃至三千五百萬フローリンの新なる資本が、オランダからもち來されて蘭領東印度における信用機關の自由に委ねられたのである。

この恐慌は遠大なる結果をもたらした。それは、單なる生産の改善や金融の安定への道を開いたのみならず、ジャワの社會の經濟的構造の完全な再組織への道もまた開いたのである。恐慌以前にあつては農園經營者は土地の所有者たる富裕な貴族であり、各農業銀行は一箇の自治機關であつた。恐慌以後は企業は組織を改められて有限責任會社となり、單に自己に對してのみ責任を有する民間の個々の土地所有者は、會社の重役に對して責任を有する俸給を支給される支配人にその地位を讓つた。農業銀行はこれらの企業に引續いて資金を融通したが、その關係が以前は純粹に商業的なものであつたのに反し、彼等は今や支配權を主張した。彼等は最も有能な農園支配人の中から、單に貸附に關することばかりでなく耕作や事務の管理についても意見を提供し得る人間を選び出した。彼等はかくして生産の技術的および經濟的改良や共同販賣政策を主張し、「經濟的發達の礎石を形成し得たのである。[31]」さらに農業銀行それ自體は最早自治的なものではなかつた。それはオランダに本店を有する正常な金融機關と結ばれたが、これらの機關は「豚肉に對する豚」のごとき貸附制度を默視しようとはしなかつた。かくして自由主義の原則たる個人企業と自由競爭は聯合と共同方針にその席を讓つたのである。社會の經濟的構造は最早個人分立主義的ではなく明らかに大資本家的であつて、その重心は最早ジャワになくてオランダにあつた。これは蘭領東印度に關する新なる權力をオランダの議會に附與したが、同時に議會における蘭領東印度の形勢に新しい轉換をもたらした。一八七〇年には企業農業の利害が蘭領東印度政策を支配したが、一八八五年の恐慌以後の蘭領東印度政策は資本家の金融的利害によつて左右された。

c　生産に於ける改良、灌漑[32]、組織及び技術

灌漑　恐慌の一結果として、灌漑改善の必要に關心が向けられた。この問題は資本家的企業の發達し始めた當初から考慮されて來て、一八七一年にはこれを處理するために一委員會が任命された。しかし、この時には農園經營者は多額の不勞利得を得て居り、そして議會は本國への送金（帳尻剰餘金）が侵害されることを躊躇したので何事もなされなかつた。恐慌の後、繁榮囘復のための第一歩として、一八八五年に灌漑隊（Irrigation Brigade）が形成されたが、これは程なく公共事業部によつて引繼がれた。一八八九年に特別灌漑部が設置され、そして一八九〇年には野心的な計畫が認可された。

組織　政廳の灌漑事業は民衆を救濟したが、また農園經營者をも救うた。しかし乍ら、農園經營者はたゞ單に政廳の助力だけを待つてゐたのではなかつた。支配權の集中は共同の政策を可能ならしめた。そして砂糖工場は相合して試驗所を設立した。はじめ個々の三の試驗所があつたが、程なくその一はなくなり、他の二は合併して單一の支配下に入つたので、各々異つた種類の問題を專門に扱ふことが出來るやうになつた。次いで一八九五年に第二の恐慌の結果、産業の一般的利益を增進するために全製糖業合同組合が結成された。

技術　砂糖生産におけるこの共同政策の一の結果は技術の目覺しい發達である。肥料の輸入金額は一八八五年には三十三萬五千フローリンであつたのが、一八九〇年には二百萬フローリンを越え、一九〇〇年には五百四十

五萬フローリンにのぼつた。同時に工場は新式の高價な機械を裝備した。耕作制度の下において、初期の手押機械は蒸氣機械にその席を讓つたが、しかし八十年代にあつてはこれらは時代遲れであり、製造家は多額の費用を拂つてそれを取り換へた。一八九一年において、過去七年間に砂糖生産用のものを主とする機械の輸入金額が三百萬フローリンにのぼつたことは、目覺しき進步の證據として注目されたが、それは程なくこの數字を淩駕し、一九〇〇年には砂糖機械の輸入金額だけでも三百八十九萬フローリンに達した。

この結果は間もなく砂糖の生産高において現れた。一八七〇年には甘蔗の耕作面積は五萬四千百七十六ボウであつて一ボウ五十ピコルの砂糖を産出したのに反し、一九〇〇年にはその面積は十二萬八千三百一ボウに增加し一ボウ當り百ピコル産出された。全生産高は一八八五年の三十八萬米噸から一九〇〇年には一八九六年に根莖病害が發生したにも拘らず七十四萬四千米噸に增加した。加之、輸出統計（二九一頁）は、價格の相變らぬ下落を考慮に入れても、技術の進步が製造家をしてその地位を維持し、且つ急速な發達をなすことすら可能ならしめたことを表示してゐる。

同じ時にコーヒー農園經營者は未だコーヒー病害と困難な鬪爭を行つてゐた。この病害は一八七八年以降に**アラビカ・コーヒー**を襲つてから**リベリカ・コーヒー**に轉じたが、これは數年間病害にもち堪へた。この後九十年代にこれが順番に病害に屈してから、新にベルギー・コンゴで發見された**ロブスタ・コーヒー**が輸入されたのである。官營コーヒー栽培は減退した。何故なら强制勞働に對して相場に準じた賃銀を支拂ふといふファン・デ・プッテ（Van de Putte）の政策に基き、良好な土壤の上においてでなければ作物は利潤をあげ得なかつたからである。しかしジヤワにおける民間のコーヒー生産は、年々の大なる動搖にも拘らず、一八七〇年の十五萬三千ピコルから一九〇〇年には四十一萬二千ピコルに增大した。

一八八五年の恐慌は他の方面においても間接的に有益であつた。何故ならそれは農園經營者の關心を新なる作物に向けしめたからである、砂糖に關する專門的栽培の成功は他の種類の栽培への科學的方法の適用を奬勵した。一八七九年に砂糖は別として、工業において使用されてゐた蒸氣機關の數は二百六に過ぎなかつたが。一九〇〇年にはそれは一千百八十一に增加した。この結果が如何なるものであつたかは輸出に關する數字が證明してゐる。即ちそれに從へば一八七〇年においてはコーヒーと砂糖の輸出金額は七千六百萬フローリンであつて全輸出金額の殆んど七五パーセントを示してゐるが、これに反して一九〇〇年においては、コーヒーと砂糖の輸出金額が一億八百萬フローリンにのぼつたにも拘らず、それは單に全輸出金額の四〇パーセントを示してゐるにすぎなかつた。かくして、一八八五年の恐慌は當時にあつては災害とも思はれたのであるが、それはジヤワにおける科學的栽培の發達の直接要因であり、そしてまたファン・デン・ボス（Van den Bosch）が持ち込まんと大いに努力した、豐富な種類の熱帶産物に對し關心を向けしめるに與つて力あつたのである。

d　林　業[33]

ジヤワの物的富の一要素はチークである。ファン・デン・ボスは森林の眞の價値を決して認識しようとはしなかつたやうであるが、しかし、一八四九年には二人のドイツ人の山林技師が募集され、一八五七年には四人のオランダ人官吏が任命されて山林部の基礎を形成した。當時森林は未だ强制勞働により國營で伐採されてゐたが、一八六〇年には一委員會が任命され、山林開發のための新制度の考案と山林調査に當つた。そして一八六五年に

は自由主義の影響の下に山林法が起草され、チーク林は民間の企業家によつて開發さるべき旨が規定された。一八七〇年には十三の歐人材木商社が活動をなし、新工場や農園の建設による大なる需要は、この産業を非常に急速に膨脹せしめたので、一八八〇年には商社の數は三十六に增加し、その中少くとも十二が支那人の所有するものであつた。材木商社は農園と同様、大部分は借入資本によつて資金を賄つて居り、多くは既に金融機關の手に引渡されてゐた。

これらの商社はチーク材を取扱つた。しかし乍ら、この時には林業において別の様相が現れて來た。既に述べたごとく山腹の急速な露呈は一八七四年に開墾法を制定せしめ、伐採を制限せんとする政策はジヤングルの保存に對し周到な注意を拂ふことを要求した。それ故一八七五年には新事態に適應して山林取締規則は修正され、一八七九年には總監一人と十三人の土民理事州山林官吏 (Divisional Forest Officers) に林務官や山林官の職員を擁する大きな山林部が設置された。これはチーク林の伐採問題に一つの新しい轉機を與へた。長い間政府の代辯者と民間の開發者の間に論爭が續けられた。一八九四年には調査が開始され、より一層の科學的方法に基いて伐採を調整するため伐採計畫が立てられた。そして自由主義の反動が既に强力化した一八九七年には、新しい山林取締規則は漸次個人企業を國營に代へることを規定した。

e　鑛　業[34)]

自由主義のもとにおける鑛物資源の開發もどちらかと云へば同じような經過を辿つた。鑛業においても林業と同じく、政廳は民間の企業を刺戟せんと努めたが、二つ乍ら結果は香しくなかつたので、その反動として國營に傾いた。しかし、鑛業と林業の初期の歴史は異つて居た。何故なら鑛物、少くとも錫は古くから輸出のために生産されて來たからである。一七一〇年にバンカの錫は始めてオランダ人に知られ、そして一七一七年には少量ながらヨーロツパに送られた。しかし乍ら、オランダ東印度會社がバンカを領有してゐたパレンバンのサルタンと、規則的な供給に關する契約を結んだのは一七五五年が最初であつた。數年間に輸出は二萬ピコル(千二百五十噸)を越えたが、しかし殆んどそれは組織的なものではなく、特に東印度會社の沒落以後は産出額の多くは密貿易者や海賊の手中に歸した。ラツフルス (Raffles) はバンカを占領して事態を新しい基礎の上におき國家管理を導入した。彼の置いた基礎の上に生産は急速に成長した。バンカはフアン・デン・ボスが無視しようとはしなかつた所の外領 (the Outer Provinces) における新地域の一つであつた。そして耕作制度の末期にあつてはその每年の生産は六萬ピコルを超過した。

この後一八五〇年に民間企業に對する自由主義的狂信は、鑛物資源の資本家的開發の奬勵を意圖する諸規則を包含する一法令の中に表現せられた。そして四人の鑛山技師を任命して鑛物調査が開始された。彼等は多くの鑛床につきその有望なことを報告したが、しかし、オランダの資本家達は一定の範圍の企業農業以外に危險を犯してジヤワに投資しようとはしなかつた。ウイリアムの子ヘンリイ公がビリトンの錫を開發するため漸くにして一會社を設立することが出來たのは、全く彼の個人的勢力の賜物であつた。この會社は一八五二年に四十年間の採掘權を與へられたが、その條件が非常に有利であつた爲め始め五百萬フローリンの資本金であつたものが漸次償却されて百萬フローリンに減少し、採掘權の全期間を通じて純益金は五千四百萬フローリンに達した。かゝる多額の利潤でさへも關心を呼び起すことは出來なかつた。そして、一八七三年には、採掘權にもつと魅力を與へる

ために諸規則が改正せられたにも拘らず、實際には何等の反應もなく、一八八七年にシンケップの錫の開發に對する採掘權の許可があつたことは僅かな例外の中の一に屬する。

石炭は何れかと云へばさう不利とは思はれなかつた。それはジヤワに少しスマトラに若干ある。しかし、最も廣大な炭田はボルネオにある。この植民地の石炭資源が始めて世に知られた時、丁度蒸氣船が進歩し始めたばかりであつた。そして一八四六年には既に政廳は商船隊の燃料を確保するためにボルネオの炭田を開發しようと努力した。石炭業はこの樣に前途頗る有望であつたから、常に民間企業を誘引した。一八五二年における鑛物採掘權に對する僅かな申請の中、最初の一は石炭に關するものであつた。しかし、一八五四年以降におけるボルネオの石炭を採取せんとする種々の努力は不成功に終り、一八五九年のベンジヤルマシンにおける殺戮を以て悲劇的な終局を告げた。蒸氣船の數の增加と一八六七年に始めて鐵道が數哩開通したことは、石炭に對する需要に一層拍車をかけ、一八六八年にはスマトラのパダン近傍のオムビリンの炭坑に注意が向けられた。政廳は未だ民間企業に信賴をかけた。しかし、交渉は長びいて何等の成果をもあげなかつたが、それは部分的には炭田の開發がパダンに達する鐵道がなくては不可能であつたからでもある。一八九一年には政廳が開發に當るべき必要が認められた。

このやうに、資本家企業を誘引すべく熱心に努力しただにも拘らず、實際には鑛物の全生産は國家の手中にあつたが、遂に前世紀の末に石油が發見されて鑛業は新たな基礎の上に置かれた。この時期に自由主義に對する反動が始つたが、鑛業生産のそれ以上の發展は次章に讓る。

f　交通[35]及び通信

耕作制度（Culture System）と自由黨の時代において道路を發達せしめるため多大の努力が拂はれたが、しかしそれは主として强制勞働をもつて行はれたのであつた。これは鐵道の建設に際しては有效に使役することは出來なかつた。耕作制度の時代にあつては政廳は鐵道にもその他のことにも金を掛けようとはしなかつた。一八四六年にロッフセン（Rochussen）は私人の敷設權にさへ反對した。その自由主義的後繼者たるフアン・トヰスト（Van Twist）は本國政府の承認を得て、鐵道敷設事業を民間企業にまかせることに贊成を表明した。しかし、大規模な株式會社は未だ珍奇なことに屬して居り、鐵道敷設事業から利潤があがるかどうか疑問とされてゐたので、フアン・デ・プッテが激勵して、熱意と確信の波を新たに昂揚せしめるまでは何にも爲されなかつた。この激勵によつて最も利益がありさうに見えた二つの計畫が敷設權を獲得した。一つは一八六二年にセマランと土侯領の間の鐵道線に與へられたが、それは最も近づき難く且つ利益のある、農園の中心たる地域を開發せんとするものであつた。もう一つは一八六四年に主要港バタビヤと、政廳の所在地であり且つコーヒーや茶などのプレアンゲルにおける高原栽培の中心地であるバイテンゾルフを結ぶ鐵道線に與へられた。しかし進捗振りは緩漫であつて費用も嵩んだ。一八六七年には二十五粁が開通したが、全長二百五十粁そこそこの二つの線は一八七三年に至り漸く完成された。當時農園經營者は奧地に散在して居り、鐵道を要望して居たにも拘らず、鐵道より有利なものに投資した。そして一八七五年には政廳は、スラバヤとセマランの間の砂糖地帶を開發するため、最初の國營鐵道を敷設する權限を與へられた。

ジヤワにおいては國家が鐵道敷設事業に干與したのは經濟的事情に起因して居るが、ほゞ同じ時代に鐵道が開かれたスマトラでは、主として政治的動機に基いた。一八七四年に政廳は軍事的目的のためアチンに輕便鐵道の工事を開始した。その後、一八八三年にデリー煙草會社が東海岸において鐵道敷設權を獲得した。そして一八八七年には政廳はオムビリンの炭田とパダンの間に一本の線を敷設した。かくして一八〇〇年にはジヤワとスマトラには大體千六百粁の鐵道が存在し、一九〇〇年にはその粁數は三千五百粁を突破した。（四五九頁參照）

民間企業のもう一つの結果は通信機關の急速な發達である。一八六〇年においては、ダーンデルス（Daendels）が、村落の驛馬によつて維持される地方郵便制度を確立して以來、殆んど進歩の跡が見られなかつた。しかし、一八六二年に國内郵便制度が設定されてから間もなく、一八六六年には引き續いて外國郵便制度が設定された。一八五六年に國内電信機關が開設され一八八〇年には海底電線がヨーロツパに到達するを得た。その上特に興味のあることは、各地に散在する多數の歐洲人の便宜を特に計つて、電話が早くから且つ廣汎に使用せられたことである。他の大部分の發達せる通信事業と同じく、最初これは個人企業に委ねられてゐたが、普通のものより大なる成功を收めた。故に一八八二年に設立された最初の電話會社に見倣ふものが多數出で來たが、その結果一八九八年に國家が干與して電話事業を接收した時には三十五の會社が存在してゐた。

g　海運および港灣[36]

しかし乍ら、海上交通についてはオランダは遙かに立ち遲れてゐた。數においても噸數においてもオランダは堂々たる商船隊を有してゐたが、産物がその速力は遲いが大きい船に積み込まれたのは、全く委託制度によつて與へられた保護のためである。而して郵船事業は英國人の掌握するところであつた。一八四五年に英國が東洋に向けて陸路を經由する毎月の郵船事業を開始してから、オランダ政府は何時も軍艦をシンガポールに派遣してジヤワ向の郵便や旅客を引繼ぐ習慣になつた。當時の東印度諸島における唯一の民間汽船はバタビヤにある英國の一商社に所屬してゐたが、これはシンガポールとの交通を引繼いだ蘭領東印度汽船會社の濫觴をなした。しかし乍らロツフセンは前オランダ海軍士官デ・フリース（De Vries）に東印度諸島内の汽船の交通事業を開拓するように勸め、一八五九年にはデ・フリースはシンガポールで契約を獲得したが、一八六三年に蘭領東印度汽船會社によつて安く入札されて終つた。かゝる間に島内交通は發展し、一八六一年には東印度諸島における民間汽船の數は十八隻に增加し、一八六五年から一八六七年に至る間に二十隻の汽船が、一八六七年には蒸汽浚泥船一隻が輸入された。しかし、大型汽船は極めて僅かであり、スエズ運河が開通するまでは外國汽船は殆んど或ひは全く見られなかつた。その後、殆んど時を同じうしてスエズ運河が開鑿され、砂糖貿易が開放された。そして差別關税が撤廢され、速力の遲いオランダの帆船は新しい汽船との競爭に直面しなければならなかつた。汽船の交通の發達は上表に示されてゐる。

バタビヤに到着せる船舶

年代	帆船（歐式）		汽船		合計	
	數	噸（1000）	數	噸（1000）	數	噸（1000）
1865	3077	496	——	——	3077	496
1874	1628	624	566	447	2194	1071
1875	1773	615	1041	746	2814	1361
1900	184	172	3445	4862	3629	5034

一八七八年に東印度諸島には小型汽船が蝟集したが、その大部分は英國々旗を掲げて居り、且つすべての交通は蘭領東印度汽船會社によつて支配された。當時この會社は英領印度汽船會社と聯繫してゐた。「その本店はロンドンにあり、如何なる船舶もオランダでは建造されることなく、汽罐一箇でさへも修繕されなかつた。すべての必要品は英國から送られ、已むを得ざる如何なる修繕もシンガポールで成し遂げられた。技術家や機關士はすべて英國人であり、傭船契約條項には唯單に船橋の上のオランダ人船長一人の名が記されてゐるに止つて居た。[37]」かくして委託制度の終局的結果として、全オランダ商船隊を始めから新しく建設し乘組員を整備する必要に迫られたのである。

ヘンリイ公は他の事業と同様にこれにおいてもウイリアム一世の立派な後繼者であつたが、その人民に彼等の商船隊を再建する必要を强調し、一八七〇年のオランダ汽船會社の設立にあたり指導的役割を果した。長い間、この新會社はその船舶を外國から購入しそれを運轉するために外國人を雇傭しなければならなかつた。そしてそれは一八七六年に更に低い率で十四年間の契約を更新するを得た蘭領東印度汽船會社と困難な競爭を行ふのが精一杯であつた。蘭領東印度汽船會社は非常に有利な條件で蘭印政廳のために大いに用を足したが、契約のお陰でそれは實際上の獨占權を享受した。かくしてアチン戰爭に關聯して行はれたるがごとく、それは契約外の如何なる業務も同じ條件で取り決めることが出來た。一八九一年に漸くその契約が滿期になつたので、この機會をとらへて政廳は一八八八年に設立された王國郵船會社に契約を交附した。かくして實際にオランダ海運が東印度諸島に著しい發達をなしたのは二十世紀に入つてからである。

新しい船舶は港灣施設の改良を要求した。[38] スエズ運河の開通がヘンリイ公をして近代的商船隊に關する識見を感得せしめてから、彼は蘭印政廳に對し船渠の便宜を改善する必要を强調した。彼の勸告に從つてバタビヤのために一八七二年に新しく港灣工事が起工され、一八九三年に二千六百五十萬フローリンを費して完成された。土侯領から南海岸に鐵道が敷設され、これに基いて一八八六年にチラチヤプに一港灣が建設された。同じ年にパダンおよび炭田のためにエムマハーフエンが起工されたが一八九三年に完成し、一八九〇年にはデリーの煙草地域のためにベラワンにおける港が活動を開始した。

h 商業

1870—1900年に於ける商品輸出狀況[39]

年次	輸出價額合計（單位 1000フローリン）	對和蘭輸出價額（單位 1000フローリン）	項目 コーヒー 噸(1000)	コーヒー 價額(1000フローリン)	砂糖 噸(1000)	砂糖 價額(1000フローリン)	煙草 噸(1000)	煙草 價額(1000フローリン)
1870	107,759	82,423	—	44,140	—	32,299	—	3,654
1875	172,243	110,947	77	70,488	209	52,434	13	9,126
1880	175,286	——	85	59,880	222	48,893	11	15,751
1885	185,128	——	55	29,708	420	84,078	21	20,714
1890	175,395	——	38	36,561	367	51,489	32	32,343
1895	223,933	——	56	54,702	575	80,592	32	32,816
1900	258,237	——	51	34,615	736	73,660	54	32,091

註　232, 233 頁の相應する表に於けるが如く、此の數字は政府取扱ひ商品を含んでゐる。1870 年以後の政府取扱輸出商品はコーヒーと錫以外は含んでゐない。

1870—1900年に於ける民間商品の輸入價額(單位1000フローリン)

年次	合計	項目					瓜哇及びマヅラ	
		米及び籾	木綿品	肥料	鐵鋼	機械	米及び籾	木綿品
1870	44,459	592	16,024	24	1,709	575	—	—
1875	108,173	11,890	48,104	76	2,774	3,159	—	29,105
1880	145,220	24,119	34,333	504	2,539	3,079	16,447	28,519
1885	119,153	5,767	36,184	335	2,876	3,339	2,387	28,771
1890	141,322	12,177	35,662	2,117	3,754	3,622	4,606	25,579
1895	145,051	14,664	34,993	2,820	4,270	3,834	7,544	29,524
1900	176,078	17,520	35,744	5,450	10,013	11,305	9,445	28,937

われわれがその色々な方面について考察して來た經濟的進歩の純粹の結果は、上に示した輸入數字に最も明瞭に表はれてゐる。これら輸入の一つの特色は特に注意する價値がある。スエズ運河開通前は東洋と西洋は消費用の物資を交換した。香料、煙草、コーヒー、砂糖の奢侈品や嗜好品は、それぞれの地方で生産された木綿よりも遙かに魅力的な木綿製品と交換された。しかし、一八七〇年以後、東洋は安價にして多量の商品を供給することが出來るやうになり、そして西洋は肥料、鐵、鋼材、機械および器具などのやうな生産に使用される商品を供給し始め、東洋の生産力を増大せしめたのである。

i　國家財政

一八六四年の會計法のもとにおける最初の豫算案たる一八六七度年の豫算案が議會の審議に附されたとき、蘭領東印度は未だ本國の利益のために支配される屬領地と見做されてゐた。歳入組織は東印度會社時代と同じく、主として勞働及び生産物をもつてする人民の貢納に依存せることを顯著な特徴として居り、直接税にしろ間接税にしろ現金による課税は實に僅かなものにすぎなかつた。東印度會社の一般的政策はヨーロッパ人には税金を課し、土民からは貢納を取立てるといふことであつた。土民に直接税を課したのはラッフルスをもつて最初とするが、彼はこれをして貢納に代位せしめんと企圖した。一八六七年に政廳は、東印度會社によつて課せられたヨーロッパ人に對する税金を殆んど修正することなく、またラッフルスが土民から勞働と生産物を要求する貢納の代りに彼等に課した税金を維持した。かくして歳入組織は東印度會社時代と同じく、本質的には或る方法におけるヨーロッパ人の小部分の寄與と他の方法における土民の大部分の寄與とより成る二元的なものであつた。また外領は殆んど支配されてゐなかつたから、歳入の大部分はジャワで徴收された。歳入組織の顯著な性格は、「租税」、コーヒー、砂糖、木材および錫のごとき「生産物」、阿片、鹽および質屋のごとき「專賣」、印刷、郵便局および鐵道のごとき「官業」と「雜」の五大項目の存在が認められる計算書の中に反映されてゐる。

一六二〇年からはじめられて居た關税とは別に、一八六七年において歐洲人に課せられた主要な税金は、一六四〇年より施行された家督相續税または遺産相續税、一六五七年より施行された印紙税、昔の奢侈税の代りに一八二六年に始められた馬車税、民兵税、昔の財産税の代りに一八三九年に始められた財産讓渡税などであるが、歐洲人により支拂はれた他の唯一の著名な税金は、一八〇〇年にバタビヤの家屋や庭園に課せられた税金の代りに、一八二三年に不動産に對し課した税金たる歐洲人の不動産税である。土民は一六二〇年より行はれてゐるアラク酒釀造税によつて間接に課税され、東印度會社や土民統治者より繼承した數多の零細な通行税を課せられて居た。しかし、彼等の主要な金納はラッフルスにより施行された地租、一九三九年に家屋税の代りに施行された

土地家屋所有税などであるが、この家屋税は地租を免れたものに對しラッフルスが課した借地税の代りに、一八二四年に施行されたものである。税金による全歳入は二千五百五十九萬フローリンに達した。そのうち約五分の四は土民の納入したものである。しかし、土民はまた七千五百八十萬フローリンにのぼる多額の生産物に基く歳入の全部と、專賣より生じた一千六百七十萬フローリンに達する歳入とを納めた。歳入のもう一つの主要項目は印刷事業や郵便局などの「官業」であるが、これからは經費や損耗を控除して百萬フローリン足らずの總收入があつた。

1867—1897年における收税（單位百萬フローリン）

	1867	1877	1887	1897
不動産税	0,9	1.5	1.6	2.2
間税	7.4	8.5	1.9	11.1
消費税	0.1	0.2	1.4	4.6
地租	12.6	16.3	19.9	17.7
人頭税	—	—	2.6	3.1
その他	4.5	9.1	12.6	14.3
税收合計	25.5	35.6	46.0	53.0

自由主義の課税理論は、國營栽培に代へるに自由企業を以てしたなら、歳入殊に關税と地租の收入を増加させ得るであらうし、それは國營農産物より生ずる利益の減退によつて、損失を被るより確かに重要な意義があるといふのである。かくして、自由主義的な思考方法のもとにあつては、一八八二年に賦役の代りに土民から徴收された人頭税を除いては、新しい税金は課せられなかつた。「租税」の項目のもとにおける歳入は事實増加した。しかし、上の表に示したごとく、これは特に地租に關しては思はしくなかつた。地租は栽培事業の成長と歩調を合せることは出來ず、一八八七年以後には減少した。財源としての地租の不成功は部分的には管理が當を得なかつたにもよるが[40]、また部分的には他の原因に基く。一八七三年の新關税は米の大量輸入を導いたが、この結果米價は一八七五年には噸當り百二十フローリンしてゐたのが、一九〇〇年には百フローリンに下落した。それだから、土民農産物の一エーカー當りの價額は、一九〇〇年においては恐らく一八七五年より少なかつた。これはこの財源からの收入の増加を豫想するに當り、自由主義者の看過した所の發展である。「租税」よりの全收入は「專賣」や「官業」よりの收入と同じく増加したのであるが、しかし、これらの項目の收入増加は「生産物」による收入の減少をとても補塡することは出來なかつたので、一八九七年における全歳入は一八六七年のそれより少なかつた。

一方經費は大いに膨脹した。これは保守主義者によつて豫言せられた所であつて、彼等は一八六四年の會計法のもとにおいては、蘭領東印度の寄附金は間もなくなくなるであらうと豫告した。「左樣ならと云へ、諸君よ、君達の帽子をとれ、君達は最早それを見ることはないであらう。」數年の間寄附は同じ水準を維持したが、その後急速に減少し一八七七年には遂に消滅した。

j 帳尻剩餘金[41]

ファン・デン・ボス（Van den Bosch）が始めて蘭領東印度の歳入のうちから本國の財政に寄與をなしたのは一八三一年である。それ以前においても送金はあつた。しかし、これらは負債の淸算の意味でなされたのであつて、一八三一年の始めにおいてもまだ東印度會社の一億三千四百七十萬フローリンの舊借方差額とその後の負債三千三百五十萬フローリンが未濟となつて居た。一八三一年以後の寄與はこれらの負債の支拂ひとは別箇の純粹なる貢納であつた。實際にはその全體は國營栽培の利益を表象するものである。しかし、一八六一年には送金は

國營農產物から生じた額を超過し、通常歲入の中の七百五十萬フローリンがその中に含まれてゐると見做された。そしてファン・デン・ボスが一八四〇年に述べたごとく、蘭領東印度は如何なる方法を以てしても、それから得ることが出來るだけ得て仕拂つたのである。オランダにおいてはこの金は一部は負債の償還（二億三千六百萬フローリン）と稅金の輕減（一億一千五百萬フローリン）に、一部は國營鐵道の建設（一億五千三百萬フローリン）と軍備の擴充（一億四千六百萬フローリン）にあてられた。耕作制度に對する自由主義的批評家は屢々、蘭領東印度の歲入を本國の要求に充當せしめたのはファン・デン・ボスに責任があるかのごとき口吻をもらしたが、寄與が頂點に達したのは一八六一年―六六年の自由主義的統治の時代においてゞあることは上の表より知り得ることであり、自由主義者が止むを得ずしてこの制度を廢止しその功を自分のものとしたのは一八七八年以後のことである。

本國財政に對する蘭領印度の寄與（單位百萬フローリン）

年　次	合　計	平　均
1811—40	93.0	9.3
1841—50	141.0	14.1
1851	15.0	15.0
1852—60	228.8	25.4
1861—66	194.25	32.4
1867—77	160.3	14.5
1831—77	832.4	17.7

キルストラ、32頁、1867—77年の數字はオランダ商事會社に對する1000萬フローリンの負債及び1090萬フローリンの利子の支拂ひを含む

しかし、寄與制度の廢止は實際は自由主義政策に基くものであり、その結果行政費は膨脹した。アチン戰爭は始めから終りまでに四億フローリンの費用を費したが、それぱかりでなく、「ヨーロッパ人の產業に必要な交通、治安增强のための裁判制度の改善、土民の購買力を增大するための敎育に關する經費が生じたが、これはファン・デン・ボスの夢想だにもしなかつたことである。」[42] ヨーロッパ人は堪へようとはしなかつた。地租を增加しようとする計畫は新聞における官吏の反對（英領印度では信じ得ぬことであるが）によつて抹殺された。[43] 一方一八八五年の恐慌以後、ヨーロッパ人の運動は砂糖に對する稅金や輸出關稅の停止および輕減をかち得た。そして輸入製品に課稅せんとする計畫は極めて猛烈な反對を受けたので、植民相はこれを斷念せざるを得なかつた。その結果赤字は累積し、それは一八八三年には四千五百萬フローリン、一八九八年には五千五百萬フローリンの公債をもつて補塡されなければならなかつた。

しかし乍ら、缺損は、歲入では賄ひきれぬ主要經費の支拂ひに概ね起因するものであるから、思つた程由々しい問題ではない。一九〇〇年までに二億五千萬フローリンが直接生產と關係のある目的に費された。すなはち一億五千萬フローリンは鐵道敷設に、二千萬フローリンは生產的な灌漑工事に、三千萬フローリンは港灣に、同樣に千三百萬フローリンが間接的に利益になると思はれる灌漑工事に投じられた。蘭領東印度の歲入から本國の支出へ寄與することは共同會計の理論によつてのみ正當化する事を得たが、しかし缺損を補塡するために發行された公債は蘭領東印度の歲入の借方に記入された。そして、一九〇〇年には既に長い間、本國と植民地の財政關係は新たなる基礎の上におかれねばならぬといふことが明白となつてゐた。

八、社會經濟

a　ヨーロッパ人

耕作制度（Culture System）に適合した財政關係は最早自由企業制度のもとにおいては適當でなくなつた。何

故なら自由企業制度は政治的にも經濟的にも全く新しい構造をもつた新しい植民世界を出現せしめたからである。われわれは一九〇〇年には社會の經濟的構造は明確に資本家的であつたことを知つた。しかし、社會はまた同じ國において相並び、しかも異つた世界に色々人種の異る人民が住んでゐることに基くその複雜な性格から、明らかに由來したもう一つの變化を體驗した。一八五二年において、ヨーロッパ市民の人口は、ジヤワにおいては一萬七千二百八十五人、外領では四千八百三十二人を數へる位のものであつたが、民間人の數は千人よりは少く、恐らく六百人位のものだらうと云はれてゐた。一九〇〇年にはジヤワにおける市民の數は六萬二千四百七十七人、外領では一萬三千三百五十六人であつた。この大部分は恐らく民間人であつた。議會において金融的、商業的および農業的勢力が强大となり、蘭領東印度の政策やその行政上の細い點まで完全に議會により支配されてゐたので、この民間人の方が官吏よりも事實上の權力を握つてゐた。一八五〇年には何れかと云へばヨーロッパ人の半分以上がヨーロッパ人と土民との混血兒たる混血蘭印人(Indos)であつた。何故ならオランダ人は土民を母としヨーロッパ人を父とする嫡出子および庶子をヨーロッパ人として計算したからである。しかし、一八六〇年以降、蘭領東印度以外の地で生れた人々の割合は增加した。砂糖より生ずる巨額の利潤はオランダの上流階級のヨーロッパ人を誘引したから、一八八五年には豪奢な贅澤な生活をする富裕にして貴族的なヨーロッパ人の人口も若干見られた。一八八五年の恐慌はこのすべてを變化せしめた。一九〇〇年にはヨーロッパ人は主として俸給を貰つて働き比較的に貧しい中產階級か地方生れのものであつた。しかし、彼等の大部分は宛もヨーロッパにおいて暮したるかのごとく充分に教養を積んでゐたが、それは教育については一八五〇年以來一大變革が行はれたからである。一八五〇年には蘭領東印度には公立中學校はなかつたが、一九〇〇年には各理事州に一つづゝ子供がそれによつて本國の同胞と同じ水準に到達し得る學校が見られ、各三つの港町には大學に入るために必要とされてゐる標準に至るまで、ヨーロッパにおけるものと全く同じ課程を教授する學校があつた。

b　支　那　人

支那人は自由主義時代にはヨーロッパ人より大なる發展をさへ爲したが、數はそれ程急速に增加はしなかつた。一八五〇年には既に約十五萬人の支那人がジヤワに居たが、一九〇〇年にはそれはジヤワでは二十七萬七千人、外領では二十五萬人となつた。(五五四頁參照)以前と同樣、彼等は未だ特定の都市に居住を制限されて居り、新來者は許可がなければ上陸出來ず、旅券なくしては何人と雖も國內を旅行することが出來なかつた。しかし、移民に對する制限は極めて緩やかであつた。或る點に關しては彼等の地位は一八五〇年以來改善された。何故なら一八五五年に、彼等はその商取引の大部分においてはヨーロッパ人の民法のもとに置かれ、これが彼等の社會的地位を土民より高めたからである。しかし、一般的には彼等は土民やヨーロッパ人とは別箇の生活を營んで居た。一個の多元的な社會があり、相異る要素の間の關係は經濟的動機によつて嚴密に統制されてゐた。

ヨーロッパ人と土民の間に介在し、兩階級にとり必要な存在として、支那人は兩方から取扱料を取立てることが出來た。阿片吸飮窟や質屋や賭博場の所有者たる支那人の懷に、新に生產された富のうちジヤワ人に手渡されたものは手渡されただけ、立ち所に轉り込んで行つた。一九〇〇年に土民が一人當り買ふ織物や米の量は一八八〇年より少なかつた。しかし、阿片稅は一八六七年の千五十萬フローリンから一八九七年には千八百七十萬フローリンに增加し、同じ期間において質屋稅は三十七萬三千フローリンより百二十三萬フローリンに、賭博稅は三

十六萬五千フローリンから八十四萬四千フローリンに增加した。そして大部分は支那人から徵收される國內消費稅もまた十一萬二千フローリンから七百三十七萬フローリンに激增した。支那人が貿易業、卸賣業および小賣業の發達から得た利益も同樣大きいものであつた。土民がヨーロッパ人に賣るものはすべて支那人の手を經由して賣るのであり、ヨーロッパ人より買ふものはすべて支那人の手を經て買ふのであつた。商業と生產においても、支那人はまた低賃銀で有能な勞働を提供した。そして彼等は書記や會計係や販賣員または職人などの新しい廣汎な職業分野を開拓した。支那人はまた土民生產の組織に向つて大いに努力した。一八九二年の臘纈織物工業に關する調査は、土產織物が支那人の手を通して臘纈織物生產者が購入する輸入織物にとつて代られ、その結果この工業は全く支那人の手に引渡され、土民職人の地位は奴隷に等しきものになつたことを明らかにした。支那人はまた生產においてヨーロッパ人とも競走した。多くの大きな個人農園が彼等の手に移り、また材木業においても彼等は群を拔いた。かくして、土民の浪費や不品行の周旋人として、雇人、仲買人および生產者として、支那人は一九〇〇年には一八五〇年におけるより遙かに强固な地位を獲得した。

c　土　民

自由主義統治時代において、ヨーロッパ人と支那人が富においてもまた數においても成長しつゝあつた間に、土民は數において、何れかと云へば前ほど急速ではなかつたが、增加した。しかし、富裕になるべきであつたのに拘らず貧困化した。[41] 上揭の數字（二七六頁）は、米の生產の增加は遙かに人口の增加に及ばなかつたといふファン・デーフエンテル（Van Deventer）の議論を裏書するものである。ホンフレイプ（Gonggrijp）が云へるごとく、「人口の增加は莫大な生產量を消費し盡した。」そして彼等がその所有地から得る食糧の一人當りの量は一層少くなつた。同時に彼等が農園經營者から地代や賃銀として受けとるものも少くなつた。耕作制度のもとにおいて、その土地に對し一ボウ當り四二・四八フローリンの地代を政廳から得て居たものは、一九〇〇年においては、同じ土地の地代として一ボウ當り單に二五フローリン農園經營者から得たに過ぎなかつた。賃銀について云ふならば、一八八五年の恐慌以後特に彼等の地位は急速に惡化した。今世紀の初頭に行はれた官廳の調査は、「多かれ少なかれ賃銀が大いに下落した」[45] ことを示して居る。土民は、その賃銀が下落したばかりでなく、その仕事の數も少くなつた。恐慌の結果、馬糞肥料の代りに輸入肥料が、國內產のバスケットの代りに輸入のズックの袋が、荷車の代りに輕便鐵道が用ひられるやうになつたが、このやうな經濟は土民が働いて金を儲ける機會を少くした。同時に一八七一年の地代法の拔道をくゞらうとする方法が工夫された。すなはち、村長を傭人として登錄し彼等に手附金を與へることに依つて、農園經營者は輕少な賃銀で土地と勞働を手に入れることが出來たのであつて、この法令の規定に從つて登錄された契約は殆んどなかつた。かくして農園經營者は一八八四年において、地代および賃銀として土民に一ボウ當り五百フローリン支拂つたが、一九〇三年においては一ボウ當り三百七フローリン位しか支拂はなかつた。土民が農園經營者のために働く仕事の數は少くなつたが、彼等はほかに金を儲ける手段を有してなかつたので、貧困のみならず失業をもまた宣告された譯である。

この事實の經過は米や木綿商品の輸入統計（二九二頁）の中に明瞭に示されてゐる。耕作制度のもとにおいては、飢饉の年を除き米の輸入は云ふに足りなかつた。しかし、その輸出貿易は漸次基礎を固め一八五六―六〇年の間に最高頂に達した。その時の平均輸出價額は七百八十一萬フローリンであつた。その後、人口の增加と共に輸出

は漸次減退したが、輸入においては何等重大な變化はなかつた。しかし乍ら、一八七〇年および一八七五年の間に米の全體の貿易帳尻は變化した。すなはち輸出は急速に且つ不斷に減退し、而して輸入は輸出の減退を遙かに凌駕し急激に飛躍した。米の耕作面積にも人口にも急激な減少がないのであるから、新關稅と自由企業の急速な發達に基く富の増加が、土民をして一層米を、恐らくは玉蜀黍の代りに消費させたものと考へなければ、その輸入の増加を説明することは困難である。木綿の輸入においても同様の事情が存在する。一八七〇年の輸入價格（一千六百萬フローリン）は一八四〇年のそれ（一千三百十萬フローリン）よりほんの少し多かつた。しかし、一八七五年にその價格は三倍に増加した。それは恐らく米の貿易の場合より遙かに明瞭に、急激な繁榮の到來を示すものである。

1870—75年における米及籾の貿易價額[48]
（單位1000フローリン）

年次	輸出	輸入
1870	3,364	592
1871	5.396	603
1872	2,856	1,932
1873	2,239	12,800
1874	1,450	3,672
1875	968	11,890

木綿の輸入價額[47]

年次	輸入
1870	16,024
1871	18,076
1872	21,734
1873	20,220
1874	44,079
1875	48,104

しかし、農民はその利益を維持し得る狀態にはなかつた。一八八五年の恐慌以前においてさへも、彼等は辛うじてその最低の生活を維持し得るにすぎなかつた。そして一八八五年には米の輸入は二千四百萬フローリンから五百萬フローリンへ、ジヤワのみでも一千六百萬フローリンから二百萬フローリンに減退した。この年以降、米の輸入は人口と共に増加したが、土民はその人口が増加せるにも拘らず、一九〇〇年において購入した木綿の總量は一八七五年より幾分少なかつた。農園經營者の地位が改善されつゝあつた間に、農民のそれは惡化に惡化を重ねた。一八七五年に米および木綿商品の輸入は、一億八十萬フローリンに上る全輸入價額のうち五千九百九十萬フローリンを占めた。しかし、一九〇〇年には、土民人口が非常に大きなものであつたに拘らず、米および木綿商品の輸入は一億七千六百萬フローリンにのぼる總輸入價額のうち五千三百萬フローリンにすぎなかつた。一方この同じ年の間において、ヨーロツパ人の生産のための商品の輸入價額は五百九十萬フローリンから二千六百七十萬フローリンに増加した。一九〇四年における土民經濟に關するフアン・デーフエンテル（Van Deventer）の調査によれば、家庭で消費される産物を含み一戸當りの平均收入は八十フローリン位のものであつて、そのうち十六フローリンに相當するものが政廳にとり上げられ、また一戸あたりの現金收入は三十九フローリンであつて、その中九フローリンを政廳が現金でとり上げたといふことが分る。フアン・デーフエンテルのこの調査はジヤワの土民の「遞減しつゝある福祉」に關する研究の一部をなすものである。この目的のために王室委員會が任命されたことは恐らく、「不正に基く」制度に代ふるに「利益追求よりも自由と正義を選ぶ」制度をもつてしたことの、物質的福祉の上に及ぼせる結果が如何なるものであるかを充分論證するであらう。

d　村　落　制　度[48]

われわれはフアン・デン・ボスやボード（Baud）の時代にあつては、「小共和國」たる村落の事柄は村落自體の處置に委ねるといふのが一つの根本原則であつたことを知つた。このことは一八五四年の憲法の中にも織り込まれて居り（七十一條）、そしてあらゆる黨派により一つの傳統として認められ長い間存續した。しかし乍ら、一八六六年にフアン・デ・ブツテは、在來の土地保有の個人所有への轉換を促進することを目指せる彼の制定した耕

作法において、これに直接的な打撃を與へた。當時土民の個有の制度については殆んど知られてをらず、且つ一八七六年に土地保有に關する報告の第一冊が出版され、この問題に關する豐富な知識を提供したのであつたが、村落不干渉の傳統はまだ殘存してゐた。

しかし乍ら實際には、政廳は都合のよい時には何時も村落生活に干渉した[49]。「官吏は自己の行動が村落の自治權を損ふかどうかを議論しないで、彼等は行動した。」境界劃定に關する村落の自治權は、ラッフルスが地代制度を導入した時に、それから一八三〇年の直接統治の擴張に際し再び、また一八七四年の再組織において三度無視された。土地の處分に關する村落自治權は、一八七四年の開墾法が官吏の許可なくして新たに土地を開墾することを禁止し、且つ農業法がしばしば村落の土地を資本家が所有することを許したときに毀損せられた。耕作制度のもとにあつては土地も勞働も地方的慣習を無視して國營栽培に利用された。そして一八五〇年以降、村落の勞働は全く個人的傭主の自由になし得るところとなつた。

しかし乍ら、不干渉の原則は引きつゞいて廣く行はれてゐた。それは部分的には村落自治機關が人民を壓制から保護し且つそれを侵害したなら、人民は憤るであらうと考へられたからであり、またそれは「平和と秩序」の守護神と見做されてゐたからでもあるが、主要な原因は村落自治機關が政廳の必要とする勞働供給の槓杆であつたことに存する。强制勞働が不評判となるに及んで始めて不干渉の原則も弱化し出した。前者を廢止するために先づ賦役に對する調査機關が設けられた。この調査の擔當を初めに命ぜられた官吏は、不干渉は實際には自由放任の原理と相反するものであり、それは村長に村民に對する專制的權力を賦與するものであるといふことを知つた。「微々たる個人の利害關係の混亂してゐる中では、積極的な指導と直接的な干渉は不可缺であつた[50]。」一八八八年に發行された一監督官の草稿のなかにおいて、村落制度の惡弊が有效に暴露されたが、これはさらに輿論を劃期的に變化せしめた。そして遂に一八九一年に、政廳は五十年も前にチエリボンにおいて指摘された村落自治機關の缺陷を是正すべく決意を固めた。村民より村役人の多い場合が屢々あつた。そして村役人が役場の所有地として所有する土地は、非公有地の面積の五倍或ひは十倍にすら上つて居たかも知れぬ。或る村落においては、村役人は八十七ボウの稻田を有してゐたが、これに反し他の村民の分前は八ボウにすぎなかつた。しかし、一八九一年においてチエリボンにおける村役人の數は、二萬二千九百五人から一萬三千三百六人に、その所有する水田面積は六萬四千百九十四ボウから四萬四千七百七十九ボウに減らされた。遂にフォッケンス（Fokkens）の賦役に關する調査報告によつて問題は確定された。彼は、若干の村落においては村民が服役しなければならぬ日數は一年に五十二日であり、隣村では僅か四日にすぎぬこと、この制度の弊害を防ぐために設けられた豫防策は無視されてゐることを指摘した。一層適當な分配に對し重大な如何なる反對があり得るであらうか。村落自治權は再三村民の感情を害しつゝ侵害された。彼等が彼等の利益のための干渉を憤るといふことがあるであらうか？。彼はこのやうなすべての相違を無くするために努力されなければならぬし、「より大なる統一を確保するために[51]」は村落を、そして必要なら郡をも無視するやうに勸告した。彼の報告が受理されたことは不干渉の古い傳統から完全に離れ去つたこと、個人主義なる自由主義的理想および機械的な統一統治の勝利を意味する。

かゝる間に社會秩序は他の方面からも打撃を與へられた。共有は私有にその地位を讓つた（四四五頁參照）。司法行政においては一般人民に對して「賢者が土民の禁忌に對すると同じやうに固有法に對する」辯護士が代位したが、このことは土民慣習法をヨーロッパ人の法律かヨーロッパ人の精しいマホメット教の法律に取り換へんと

する傾向を有するものである。一般民衆は「たとへ慣習法の何たるかを理解してなくても、それを守るために闘つた。」[52]かくして自由主義の全體的結果は、直接にはその行動により間接的にはその影響によつて、土民の社會秩序を崩壞せしめたのである。

e 再建設

當時、近代世界との有機的關係において新しい秩序を建設しようとする努力は殆んど爲されなかつた。[53]一八一五年高等委員達はヨーロツパ人の教育については準備をしたが、土民の教育は土民理事官の手に委ねて居た。耕作制度の時代において、政府機關への志望者に教育を授けるための準備がされなければならぬといふ地方官吏の提案は退けられた。一八四八年に至り漸く、ジヤワ人の間に特に官吏養成を目的とする學校を設立するため、年々二萬五千フローリンの金を割り當てることが承認された。しかし、教育の普及は自由主義の信條の一であり、そして一八四八年の憲法において、オランダにおけるすべてのものに對し教育の自由が保證されたことは、ジヤワにおける教育の公開にとり漸次一つの新しい形勢を導いた。一八五四年の憲法においては土民教育の責任は明白に政廳の上に課せられた。そして、トルベツク（Thorbecke）は熱心に法律の寛大な解釋を闘ひとつた。「蘭領東印度を明るくするのは我々の仕事であり義務である、」と彼は云つた。このことについては彼はフアン・ヘーフエル（Van Hoëvell）の贊成を得、また新たにジヤワで事業を行ふことを許された宣教師の支持をも豫期することが出來た。

オランダにおいては傳道的熱意は二百年近く潜伏して居たが、十八世紀の終り頃復活し一七九七年にオランダ宣教師協會が設立された。[54]蘭領東印度にはすでにヨーロツパ人のためにプロテスタントの宣教師が居たが、英領東印度におけると同じく、傳道事業はやゝもすれば宗教的偏見を煽動しがちであるといふ嫌疑の眼をもつて見られてゐた。そして、一八一四年に漸く宣教師の入國が許された時にも、彼等は、土民がマホメツト教徒でなく異教徒か然らざれば既にキリスト教化してゐる東部の諸島だけに制限された。一方ダーンデルス（Daendels）の時代にローマ舊教の牧師もはじめて入國を許されたが、彼等はジヤワの官立プロテスタント教會の宣教師達のやうにその活動をヨーロツパ人に限定しようとせず、あらゆる階級に働きかけた。一八五一年に漸くプロテスタント宣教師はジヤワに入る事を許され教育事業を開始した。かくして五十年代において、官吏や農園經營者の側からの教育ある使用者に對する功利的な且つ經濟的な要求は、自由主義者、人道主義者および宣教師からの文化的力としての教育に對する要求により强化された。

この運動は徐々に進められた。しかしこの五十年代における新しい特徴は西洋教育に對する土民の態度の變化であつた。一八四五年における二萬五千フローリンの割り當て金によつて、各土民理事州に一つ宛學校を開設することが出來た。そしてこの學校の數は一八四九年の二から一八五二年には十五に殖えた。これは教師に對する需要を新たに生ぜしめ、一八五一年には教員養成所が一つ開設された。同じ年に醫學上の助手を養成するための學校が一つ開かれた。しかし、これらの學校は、教育學や西洋醫學に對する熱意からではなく政廳に官職を得るための手段として、土民理事官やその他の高官の子弟によつて忽ち滿員になつた。これと時を同じうして上流階級は、オランダ語を習得すれば實際的な利益があることを知りはじめた。そしてオランダ語を學ぶことの出來る新しい宣教師の學校の入學許可を得ようと努めた。

遂に一八六四年に滔々たる自由主義の洪水はジャワを襲うた。多くの事柄が相合して、この年をジャワの教育發達史上劃期的な年として特色づけてゐる。政府機關におけるより高級の地位は印歐混血人や土民に開放された。一八四八年以降土民に對して閉鎖されてゐたオランダ人の學校も再び土民生徒の入學を許し始めた。二萬五千フローリンといふ土民教育に關する經費の制限は撤廢された。そしてこれらの變化のうち最も重要なことは土民教育に關する視學官が任命されたことである。これに次いで一八六七年に教育・宗教・工業部が設置された。この新部局は文化の結合は教育と經濟的進歩との間の關係について考へるなら無意味なことではないのである。そしてさらに一つ看過される手段としての教育に對する人道主義者や宣教師の要求を支持しその有力な味方であり、そしてさらに一つ看過されがちな傾向をもつてゐた。それは職業的熱意と自己の地位を正當化し自己の重要性を誇張せんとする無理からぬそして禁じ難き意欲から、經濟的條件と卒業生の就職口などを無視して、學校の設立を奬勵し生徒の數を増加させようとする衝動に驅られる種類の人間を造り出した。これらの有利な條件のもとに、學校と生徒の數は急速に増加し、一八八二年にジャワには大體三百の土民學校が存在し、外領には四百あり生徒は四萬人ゐた。しかし、民衆は文化的基礎といふよりむしろ物質的基礎の上において教育を評價して居り、このことは女生徒の數が極めて少く、たつた四十四人であつたといふことによつても分る。

一八八四年の經濟的破綻はこの前途多望な運動を破滅せしめる虞れがあつた。一八八七年において土民教育費の割當額は、一八八二年の百十九萬フローリンに對して九十九萬フローリンであつた。そして生徒の數の増加にも拘らず、學校の數は六百五十四に減少した。一時初等教育はすべて俗界か或ひは宗教界の私營に委ねることが考慮された。しかし、自由黨の植民大臣ファン・デデム男爵（Van Dedem）（一八九一―一九四）は、初等教育の經費は主として國家が支給するといふ政策を再確認した。そして一六九七年には學校の數は一八八二年のそれの二倍に増加し、生徒の數は二倍以上になつた。しかし乍ら、この増加は多く民間の努力に負ふものである。一八八九年において宗派の「非神聖聯合」はオランダに宗門學校を設立する許可を得たが、この政策は一八九〇年に蘭領東印度の宗教學校にまでその手をのばした。この學校の數は急速に増加したから、一九〇〇年には學校の總數は増加したにも拘らず、官立學校の數は若干減少しそして教育に對する國家の支出は一八八二年のそれより極めて僅かしか殖へなかつたが、學校の授業料の收入は二倍に増加した。

しかし、この教育は大部分は最も初等に屬するものである。七十年代の熱狂時代において、多くの新しい題目が課程に附加された。しかし、一八九三年に學校は二つの階級に分たれた。第一階級の學校は大部分官廳や事務所に就職することを目的とする生徒に五ケ年の課程を授け、一方第二階級の學校は殆んど讀み、書き、算盤を敎へる程度のものであつた。しかし乍ら第一階級の學校と雖もその子弟を書記の試驗に合格させようと欲する高級土民官吏にとつてはこと足りるものではなかつた。これはヨーロッパ人の學校で教育を受けた子弟にとつてのみ可能なことであつた。その上、土民キリスト教徒や軍人の子弟向の僅かな特殊な學校は別として、土民はヨーロッパ人の學校においてのみオランダ語を習得することが出來た。ヨーロッパ人の學校に土民の入學を許すことは贊成されなかつたが、それは部分的には土民は「オランダ語をうまく發音することは出來ぬ」といふ昔からの言傳へによるものであり、また土民が澤山入つて來てヨーロッパ人の學校の性質に變化を來すことを恐れた爲めである。それだから入學の許可を求める土民は、入學前にオランダ語を知り、一層高い授業料を納めなければならなかつた。これらの制限にも拘らず、入學許可に對する要求は極めて大であつたから、ヨーロッパ人の學校にお

ける非ヨーロッパ人の數は一八七〇年の二百六十六人から一九〇〇年には約二千人に增加した。一九〇〇年にヨーロッパ人の學校に非ヨーロッパ人の少女が多數居つたといふことは、上流階級の中ではオランダ教育が既に文化的資產と看做されつゝあつたことを暗示するものであるが、これらの學校の主要な魅力はそれが提供する物質的利益に存在して居たのである。

しかし、最高の教育を受けた土民と雖も、官廳や商業事務所においては屬官や下役以上に良い地位を望むことは出來ず、生產において獨立した役割を演ずる機會も得ることが出來なかつた。民衆の大部分は全く文盲狀態におかれてあつた。三千萬以上の人口のうち、僅か數千が讀み書きが出來る位であり、村長や村の書記の多くは開きめくらであつた。[55] かくして新しい經濟關係は固有の社會秩序を攪亂したが、それを新しい基礎の上に再建しようとする大なる努力は見られなかつた。これは自由主義の理論に反するものである。

九、自由主義の批判

われわれが注意したやうに、自由黨は蘭領東印度の發展のためには如何なる計劃も不必要だと主張することにおいて、ラッフルス (Raffles) 以後のすべての先人達と見解を異にするものである。彼等は、もし國家が法律と秩序の維持に心掛けるなら、個人所得に對する欲求といふ經濟的動機の支配のもとにおける經濟的過程の無制限の進行は、一般的福祉を增進せしめるであらうと主張した。そして蘭領東印度の複雜な社會においても西歐の單一社會における場合にも劣らず、これを正當な政治經濟學の原理として保持した。それ故、彼等は經濟的進步に對する障害を除去し、各個人を法律の前においては平等にすることによつて社會を統一しようと志した。彼等が作りあげた組織のもとにあつては、地方行政は次から次へと變る官吏によつて管理され、屢々責任は一人のものから他のものに轉嫁され、且つ議會における絕對多數者の出來心によつて左右されたので建設的な活動は不可能であつた。經濟的進步に對する障害が人工的に支持されなければ、自然的衰滅によつて崩潰するといふことがなかつたなら、破壞することは不可能であつたらう。

しかし、一時は彼等の理論もその結果によつて正當とされた。企業の自由は生產を刺戟した。そして始めは生產に寄與したものはすべてその利益の分前を得た。しかし、間もなく、オランダの歲入に貢献するに用立てられた餘剩額たる帳尻剩餘金の消滅は、蘭領東印度における生產の發展がオランダにおける一般的福祉を保證するものではないといふことを明かにした。程なく蘭領東印度における事業でさへも均衡を失し、餘剩額は漸次缺損に轉化した。國家の歲出は增大する一方において、一八九七年の歲入は一八六七年のそれより少なかつた。國家の歲出の增大は自由主義の理論が不完全であつたといふことに對する多くの證據の一つである。外領の開發において鑛業および林業において、鐵道建設および蒸汽交通において、民間資本を誘引するに足るだけの利潤を得る見込がなく、國家の干與が必要であることが分つた。企業農業は急速な發達をなした。しかし、これは個人企業といふよりはむしろ資本家企業に負ふものである。そしてこれは、われわれが既に知りたるごとく、個人として資本の力に對しては無力な土民を犧牲にし、またその利益が土民の福祉の中に存在するオランダの手工業者をも犧牲として發達したのであるが、然るに一八九五年における全輸入金額は一八八〇年のそれより少なかつた。

企業の自由は社會の統一に何等貢献しなかつた。これに反し、ヨーロッパ的要素は數においても富においても急速に成長し、それより大きな程度においてさへ支那的要素も成長した。然るに土民は狹い經濟的な境界內に何

時も窮屈に閉ぢ込められ、如何なる一層廣汎な社會秩序の中に開放されることなく、自己の社會生活が破壊されるのを坐視した。

最初は自由主義の刺戟は耕作制度（Culture System）の最初のそれと同様福祉を增進した。しかし、双方の場合において、進歩の後に沈滯と後退が續いた。そして「自由主義の豫言者の上品な意見と拔目のない豫想から、偉大な物事を期待した多くの人々にとり、その結果は慘めな落膽させられるものであつた。[56]」一九〇〇年より遙か前に自由主義はその仕事をなし遂げ活動力を停止したのである。

「參考書目」

Colenbrander, Dr H.J. en Stokvis, J.E. Van Deventer, Leven en Arbeid. (3 vols. 19•6) コーレンブランデル及びストツクヴイス共著「フアン・デーフエンテルの生涯と業績」

Fokkens, F. Eindresumé v. h. Onderzoek naar de Verplichte Diensten der Inl. Bevolking. (1903) フオツケンス著「土民の義務勤勞調査の結論」

Gorkum, Dr K. W. van. Gids voor de Kontroleur bij het Binnenlandsche Bestuur. (1878; 2nd ed. 1896) ホルタム博士著「國內行政に關する監督官の手引」

Hasselman, C. J. Eindverslag over het Onderzoek naar den Druk der Dessadiensten (1905) ハツセルマン著「村の賦役に關する調査報告」

Hollandsch-Inlandsch Onderwijs-Commissie, Eindrapport and Résumé, 1930, 1931. オランダ語土民初等教育委員會「結果報告及びその結論」

Teng Sioe Tjhon. Dr. De Landrente Belasting (1930) テン・シユー・チヤン博士著「地代の負擔」

「註」

1 レンゲルスの七二一頁。
2 ハツセルマン、コレイン、スチツペ共著の第二卷、二八頁。
3 キルストラの「確立」、東印度におけるオランダ勢力の確立及びコレイン・スチツペ共著の第一卷、三四九頁。
4 キルストラ。コレイン・スチツペ共著の第一卷、三七五頁。
5 コレイン博士。デ・グラーフの「(行政)改革報告書」、二五頁參照。
6 クレインチエス第二卷、四三七頁。ベルフスマ。フアン・フオーレンホーフエンの「インドネシア人」。
7 アンヘリノ第二卷、七章。ベルフスマ。フオツケンス。ハツセルマンの「村の賦役」。
8 クレインチエス第一卷、一二四頁。アンヘリノ第二卷、七章。
9 「土民官吏の賦役」。クレインチエス第二卷、三九九頁。レンゲルス七三八頁。
10 「州政廳の賦役」。フオツケンス。ハツセルマンの「村の賦役」。ベルフスマ第三卷、五七頁。
11 蘭印百科全書、符四卷、七一一頁。
12 ハツセルマンの「村の賦役」八頁。
13 デ・ワールの「我が蘭印の財政」第五卷、一六頁。
14 ハツセルマンの「村の賦役」一〇頁及び一一頁。
15 コーレンブランデルの「フアン・デーフエンテル」の第一卷、二七八頁中で與へられたるリスト及びフアン・デーフエンテルの「概觀」三九頁。

16 フォッケンスの二三頁。
17 ハッセルマンの「村の賦役」
18 ブロンク。ピーペルス。アンヘリノ第二卷、一章。
19 ケウフェニウス第三卷、四五一頁。
20 ピーペルス。ローヘマン、三五頁。蘭印百科全書、第三卷、五六六頁。
21 アンヘリノ、第二卷、一六三頁。
22 クレインチェス、第二卷、七五頁。
23 ウインクレル。
24 キルストラの「財政」二二頁、
25 官廳發刊、一八三七年の東印度公報、(三〇)附屬雜誌（一〇六七）
26 ホルクム。
27 官廳發刊、「福祉調査報告」、二二頁及び二四頁。統計年鑑。
28 デーフェンテルの「概觀」。
29 マンスフェルト。デ・ブレーの「記念錄」。ヘルフェリッヒ。
30 ヘルフェリッヒ、四三頁。デ・フブレーの「記念錄」、三二四頁。
31 ヘルフェリッヒの序文。
32 ラベルトン、二二四頁。
33 ベフェルスライスの「林業」

34 蘭印百科全書、第二卷、八三八頁。
35 同、第四卷、六八頁。第四卷、七〇〇頁。
36 同、第三卷、二五四頁。第四卷、一一一頁。
37 同、第三卷、二五四頁。
38 同、第二卷、六七頁。官廳發刊の一九二〇年の年報、二一七頁。
39 「商業統計」。
40 ファーニヴァルの「土地牧濟制度」參照。
47 キルストラの「財政」。
42 コーレンブランデルの「オランダとの關係」二〇頁及び二一頁
43 テン博士の一八頁。
44 ホンフレイプの「概要」一七五頁以下。
45 ハッセルマンの「減退國富」一五六頁。
46 「商業統計」。
47 同書。
48 アダムの「獨占」。ブッケの「村落」。ファン・フォーレンホーフェンの「インドネシア人」と「發見」（慣習法の發見）。ベルフスマ。フォッケンス、ハッセルマンの「村の賦役」。
49 ハッセルマンの「村の賦役」九頁。
50 同書九頁。

51 フオツケンス、一四頁及び一五頁。

52 ファン・フオーレンホーフエンの「發見」（慣習法の發見）、一一同頁。

53 官廳發刊、オランダ語土民初等教育委員會の「結果報告及びその結論。」ラベルトンの一八八頁及び一九二頁。

54 宣教。クレインすエスの第二卷、五一五頁。コーレンブランデルの「植民史」第三卷、一二四頁。

55 ハッセルマンの「村の賦役」七〇頁。

56 レンゲルス、七四八頁。

第八章　能率、福祉、自治

一、新植民地世界

一九〇〇年までは自由主義は時代遲れの主義であつた。然しまだ自由主義が衰へなかつたのは、耕作制度が衰へなかつたのと同樣である。ちやうど一八三〇年の是非必要とする時に、あの天才ファン・デン・ボス（Van den Bosch）によつて創造せられた耕作制度が、自由主義から發生した力によつて一掃された如く、一八七〇年の必要に基礎を持つ自由主義制度も同樣であつた。卽ち、それは道德的に、物質的に、力を失つた。そして、自由主義原則によつては解き難い多くの問題を生んだ新しい植民地的世界が創造された。

この新しい世界では、ジャワの經濟の均衡は、もはや政府の責任ではなく個人資本の責任に存じたのである。一八七〇年には少數の富める農園耕作者は孤立してゐた。しかるに一九〇〇年には、遙かに多數の富める非官吏（Non-official）の社會が成立した。この社會はその利益を保護する爲めに共通の行動のとり易い二、三の有力な會社が指導をした。經濟構造はもはや個人主義的でなく資本家的であつた。植民地の資本はシヤコブ（s'Jacob）に（一八八一――八四年）總督を、クレメル（Cremer）に（一八九七――一九〇一年）植民大臣を與へた。そしてそれは、東印度評議會から村長に至るまで全行政を支配した。一八七〇年に於いては農園耕作者は、蘭印政廳に反對して國會の援助を要望した。然るに、一九〇〇年に於いては、本國の資本と密接に結合してゐた植民地資

本は、國會による統制に耐へられなかつた。だが、國會に於ける輿論の阻止が無かつたなら、植民地資本は完全に强力であつた。官吏以外の者は、外領を開拓し、交通、裁判、警察、灌漑を改良し、子供及び從者の爲めにより良い敎育を與へることの出來る一層積極的な有能な政廳を欲した。然しすべての企ては、資金のない爲めに當惑してゐた植民大臣の支持を得なければならなかつた。そして東印度の事はその黨爭に於けるほんの枝葉の問題に過ぎなかつた議會に於いて、嚴密な審査を通過せねばならなかつた。全般的の支持を捷ち得た事柄でさへ、面倒な行政機關は進步への道を阻止した。そして永年の熟慮とあらゆる忠告を受入れた後に、政府は、承認でもなければ非承認でもないといふ解答を與へた。[1] 斯くて、發展、能率、福祉の問題に關して、在野の社會は、彼等の費用によらずして資金を自由に使ひ得る政府を欲した。その結果「地方分權」を要求する運動が起つた。卽ち、本國政府から植民地政府へ、植民地政府からその各部及び地方官吏へ、官僚から地方自治團體へ權力の委任を求めたのである。

新植民地の官界はまた、一八七〇年以來變化してゐた。少壯派文官が、ムルタチユリ (Multatuli) の感情的理想主義に心を燃やして、オランダの大植民目的に於ける自己の役割を果すために出現した。公共事業部 (the Public Works Department) の彼の同僚等は、社會主義が全盛期であつたデルフト (Delft) (譯註、オランダの地名) からの學徒であつた。これらの人々は、福祉を增進し得る有能な情味ある政治を欲した。然し彼等は前任者等より一層人民の爲めに多くを貢献することを欲したとはいへ、一層少くしか爲すことはできなかつた。彼等はもはや自由勞働によつて道路を作り、灌漑を改良する事が出來なかつた。却つてすべての計劃を計算に訴へねばならず、議會の不活潑と詭辯をふりまはす節約論とによつてそれらが挫折するのを見なければならなかつた。その議會に於いては植民政策は次々に植民大臣が代る每に迅速に新しい方針に變つて行つたのである。植民地の官吏も、在野の人に劣らず發展と能率と福祉を愛した。そしてみな等しく本國からの統制から自由であることを望んだ。地方分權はすべての階級の標語であつた。

東印度に於ける變化は、ヨーロッパの寫しであつた。鐵鑛や鋼鐵に關する新しい發明、運輸の改良、株式會社の發達によつて創められた新しい財政上の技術など、これらすべては、多少ども直接に、自由主義の原則が經濟生活の上に適用されたのに由來したが、それらは大規模生產と共に巨大なる資本の蓄積に導き、そして、原料供給地としての、またさらに重要な事には、一層廣い市場としての熱帶地方に手を伸ばした。一八七〇年以前には、東西兩洋間の通商は主として贅澤品か娛樂品の交換であつた。しかし一八七〇年以後は、既に前に注意した如く(二九二頁)ヨーロッパは生產のために使用する物品を東洋に供給し始めた。一九〇〇年に近くなつて他の變化が生じ、東洋は、西洋の生產組織を採り入れ、生產要具は東洋の輸入に於て著しく目立ち始めた。色々な理由の爲めに、だが主としてジャワが既に一層古い生產物を耕作してゐたので、外領 (the Outer Provinces) の方が一層よく新しい需要を供給することが出來た。從つて、オランダ本國の資本は、發展に對して著しく關心をもつた。同樣に、フアン・デン・ボスの愛兒たるオランダの綿產業は、一層廣い市場を求めつつあつた。一八七五年に於いて、綿製品の輸入は、一八七〇年の三倍であつて、價格においてその年の全輸入高を超えた。議會に於いては、この製造業への關心が增大したので、一八九六年には輸入稅を課する提案を否決しえた。そして一九〇〇年には商業會議所は、ジヤワ人が衣服に費すのに金が不足であると言ふ苦情に同情を示してゐた。これは全く新しい態度であつた。一八九〇年代に於いても東印度政廳はまだ、ロツフセン (Rochussen) の治下に於ける如く、低賃

銀をジャワの繁榮の支柱と見做した。然し一九〇〇年迄には土民の福祉についての關心は、ファン・ヘーフェル（Van Hoëvell）の當時と同樣にもはや博愛主義ではなかつたし、或ひは多くの自由主義者達に於ける如き僞善でもなくて、それは經濟的であつた。それは生活の水準を高めるための金の儲かる事業となつてゐた。福祉の增進と擴張は、資本者側より以上に勞働者側の興味に投じた。取引の發展、市場の擴張、原料の供給に對して、被傭者が雇主と同樣に興味を有してゐた。然し彼等は東洋に於ける高い利潤が本國の資本力を增加しない樣に、東洋に於ける低賃銀が歐洲の支拂率を害しない樣に氣遣つた。そして、勞働は、一八七〇年よりも一九〇〇年に、その數、組織、政治力に於いてはるかに强大であつたので、その關心を調整せねばならなかつた。

オランダのすべての階級間における發展、能率、福祉に對するこの共通の關心は、經濟的方面と同樣に政治的方面をも有してゐた。十九世紀は、英國人の經濟的侵入に對抗する一つの長い鬪爭であつた。そしてそれは一九〇〇年には失敗した鬪爭の樣に思はれた。商業及び財政に於いて長い間足場を堅固にしたイギリス人は、東部スマトラに煙草及び茶の農園栽培者として盛大になつた。そして、ロンドンは、シェル石油會社（the Shell Oil Company）の爲めの資本をオランダの探鑛者に供給した。すべての西洋の强國が、「白人の重荷」を分擔することが出來る「日當りのよい場所」を獲得しようとして爭つてゐたにも拘らず、資本は國際的になりつゝあつた。そしてアフリカの分割は、ボーア人の共和國の破滅に於いてその頂點に達しつゝあつた。英領印度に於いては、蘭印の政策の變更を餘儀なくした經濟力が、カーゾン（Curzon—譯註、ジョージ・ナサニエル・カーゾン、一八五九年生、一九二五年歿、侯爵、印度にて手腕を發揮した。）の能率主義を鼓舞しつゝあつた。そこで外領を無視し續けることによつて、結局外國に併呑されることがない樣にとオランダ人が怖れたのは充分に理由のあることであつた。

オランダに於ける黨爭は新しい發展を加へた。一八七〇年には、保守黨と自由黨との間にはまだ明確な一線が引かれてゐた。ムルタチュリ（Multatuli）に從へば、彼等は二つの非常に異つた主義を持つてゐた。即ちその一つは、東印度から出來るだけ多くを得ようと欲した。それは眞實であつた、然し完全な眞實ではなかつた。「自由黨は、保守黨の姉妹のやうに、そこで得られるはずのすべてのものを東印度から得た。[2]」然し保守黨は國營開拓によつてそれを得ようとし、自由黨は資本家的企業によつてそれを得ようと欲した。保守黨の亂民は、その破滅で終りを告げた。そして一八八八年以後、保守黨の位置は、反革命主義者（the Anti-Revolutionaries）やカルヴィン主義者の黨とカトリック黨（the Romainsts）との同盟によつて占められた。それらは、非宗敎主義的な左翼に對して右翼の新しき敎權黨（a new Clerical party）を作るために、その古き自由主義の味方を見棄てたのである。一方において經濟的進步と資本家的利害の發達は、右黨に對する偏見を多くの自由主義者に與へた。そしてなほ奮進せんと欲した人々は、異つた、そして屢々反對の方向に於ける新しい道に沿つて新しい出發點から出發した。一八八六年の耕作法（the Culture Law）の否決に於いて最初に明白となつた割れ目は、一八七二年のトルベツケ（Thorbecke）の死後に廣くなつた。一八八九年に、急進主義者（Vrijzinnig Democraten）が分離した。一八九四年に穩健進步主義者が自由黨（Vrije Liberalen）を結成した。そのうちに一方に於いて、一八八七年に於ける第一回社會主義者代議士團は、保守黨のやうに國家活動の力を信じ、又自由黨のやうに經濟進步を信ずる新しい黨の前兆をなした。この新しい挑戰に對して、自由主義者は國家活動の必要を認めることを多少いとはなくなり、保守黨は秩序ある進步の思想に一層和解する樣になつた。宗敎の線に沿つて諸政黨の方針を再決定したことは双方の敎會内に富者と貧者を生ぜしめた。そして一八九六年の參政權の擴張は、經濟的色彩の種々異つた

型を以つて政治的生活を豐富にした。自由黨が非常に國家干渉の方向に動いたので、新しい自由主義的政府は、社會的正義の內閣として知られる様になつた。

斯くして、すべての政黨は一致する傾向があつた。宗教的差異は比較的少く、しかも回教に對立すれば甚だ危險となる植民地政策の問題においては殊にさうであつた。災害のために冷靜になつて最初に新しい植民地政策の梗概を示したのは右翼の政黨であつた。一八八〇年に出版された「吾々のプログラム」(Our Program) に於いてカイペル (Kuyper) 博士は、植民地の開發が國家による場合も個人企業による場合もいづれにしても、保護主義に基く道德的責任の政策 (A policy of moral responsibility) に從はねばならぬと主張した。[3] それ故に、この政策は土民を道德的原理に基づいて教育し、土民の最上の利益となる樣にそれを統治し、結局、神が許すならば民をして自治の資格あらしめることを意味した。長年の間、自由主義者は企業の自由に固執し、社會主義者は帝國主義と資本主義に反對することに滿足してゐた。それからフアン・デフエンテル (Van Deventer) が、土民の權利を保護しその道德的、物質的發展を增長するの必要を强調する仁愛なる個人主義の新しい自由主義政策を提案したのと殆んど同時に、一方においてフアン・コル (Van Kol) は、殆んど同樣の結果となる建設的社會主義政策を發展させた。教權主義者は道德的進步の上に、自由主義者は物質的進步の上に、社會主義者は人間的進步の上に重點を置く傾向があつた。だから、社會主義者は或る意味に於いて、自由主義者より教權主義者に近かつた。フアン・コル (Van Kol) は、クレメル (Cremer) とイーデンブルフ (Idenburg) とを比較した時に、カルヴイン主義の大臣の方を好むと言つた。そして、カイペル博士も、商業原簿に於いて「ジヤワ人に對する愛」といふ項目は、單に「記念のために」(Pro memorie) 書込まれた形式にすぎなかつたといふ點でフアン・コルの說に同意した。[4] 然し、氣分に於けるこの相異は、植民地政策に於ける實際問題に關するすべての政黨の一般的一致を妨げなかつた。そしてすべての黨は、オランダ本國に於ける國家活動の增加を處理するために一層多くの時間を持ちうる樣に地方分權論を擁護し、同樣に又、東印度の仕事に對する統制を失ふことを恐れる點に於いて同じであつた。彼等は、東印度政廳に萬事仕事を行はしめてゐる間、東印度に對する權力を保留せんことを欲した。斯くして一九〇〇年までに、經濟的事情の變化は、新しい種類の意見を生ぜしめた。すべての政黨は、發展と能率と福祉の方向に於ける國家活動の政策に賛意を表した。そして代々の植民大臣は、植民地政策前面に、東印度の福祉を置くことに於いてすべての政黨の一般的一致を强調した。この新しい仕事の進路は、倫理的政策 (the Ethical Policy) として知られる樣になつた。

二、倫理政策

植民地統治に於ける新しい傾向の最初の當局の發表は、一八九一——九四年までの自由黨大臣フアン・デデム男爵 (Baron van Dedem) からであつた。東印度に於ける辯護者として盛んに活動した後に、彼は一八八〇年に議會に入つた。そして本國財政と植民地財政の分離を力說することによつて直ちに名聲を揚げた。一八九一年の彼の最初の豫算演說に於いて、彼は公共事業に餘裕ある支出をなすことや、進步の爲めの障礙を除去することや、人民の福祉を增進する爲めの確かな基礎の上に東印度の財政を置くことによつて東印度をして地方分權に適したものとすることを目標とすると述べた。[5] 彼は又、アチン (Achin) に於ける叛亂者を鎭壓することを强力に推進すると述べた。地方分權と能率と福祉と發展といふ新時代の基調音を打鳴らすこの演說は、「新しい植民地的傾向

の純粹な具體化」として迎へられた。それは、進歩の障礙を除去せんとする古い消極的な自由主義政策を乘り越えたものである。そして、建設的な政策卽ち新政治機構や、物質的富と人間的幸福の建設の方に向つて進んだのである。然しフアン・デデム (Van Dedem) は政治家であつたとはいへ、革命家の突進力を缺いてゐた。彼は用心深く、人を怒らすほど逡巡して仕事をした。そして殆んど成果を上げなかつた。次の植民大臣ベルフスマ (Bergsma) は、官吏生活に於いてその後繼者に困な難仕事を殘す術を學んでゐた。そして彼の後繼者クレメル (Cremer) は舊派の硬骨の自由黨員であつた。その間にフアン・ヘーフエル (Van Hoëvell) の外衣は、新しい豫言者達フエン・コル(Van Kol)、フアン・デーフエンテル(Van Deventer)、ブロースホーフト (Brooshooft) に讓られた。

フアン・コル (Van Kol) は、これらの中で名を揚げた最初の人であつた。デルフト (Delft) に於いて機械學と社會主義を研究した後、彼は東印度に於ける公共事業部に於いて技師としての彼の十分な才能を示し、また休暇を得た間に勞働黨を再組織することによつて社會主義に對する熱意を示した。政廳は、「見たところ彼の健康にさう惡いとは思はれなかつたが、肝臟病の故に」[6] 彼の勤務をやめさせた。——多分、彼の社會主義が膽汁の故障に歸せしめられたのだらう。——そして彼は議會に入る樣に勸められた。こゝに於て、植民地行政の個人的經驗を持つたヨーロツパの最初の活動的社會主義的政治家として、彼は早くも社會主義的植民地政策に新しい色彩を與へた。彼は決して單なる感傷家ではなくて、最も處理し難い物質を處理することに慣れてゐる實地の技師であつた。そこで彼は彼の批評家よりも一層よく事實を知つてゐた。彼の熱のある演說は議場の注意を捷ちえた。そして多くの批評は元々嘲笑を以つて迎へられたが、充分根據があると分つた時に深い尊敬を受けるに至つた。

フアン・デーフエンテル[7] (Van Deventer) は異つたタイプの人であつて、ムルタチユリ (Multatuli) 派の自由主義者であつた。東印度に於ける司法勤務の數年の後、彼は辯護士業に入つた。大石油會社の一つに勸めてゐた彼の義兄の一人を通じて、彼は外領に興味を持つやうになつた。そしてボルネオの石炭鑛山にジヤワ人勞働力を補給する仲介業を始めた。彼は一八九七年退職に際して自由黨に加入した時に、自由黨には「個人企業の自由なる發展を增進する」以上の植民地綱領がまだ存しなかつたことを知つた。そこで彼は、土民に道德的、物質的福祉を與へることが第一に重要であることと、地方分權と行政上に土民を一層廣く雇傭すべきことを主張する新しい綱領を起草した。これが彼を植民地問題に關する自由黨の指導者として定めた、社會主義はまだ尊重すべきものとなつて居らず、堅實な多數者がまだ自由主義であつたので、彼はフアン・コル (Van Kol) より一層廣い影響を及ぼした。そこで一八九九年の「證文のない負債」(Een Eereschuld) といふ彼の論文は國中の人を驚かした。そしてこれは、フアン・ホーヘンドルプ (Van Hogendorp) の「斷片」(Stukken) やフアン・デ・プツテ (Van de Putte)[8] の「砂糖契約」(Sugar Contracto) より顯著なる植民政策に於ける轉回點として傑出してゐる。

人は皆、東印度は金を持つてゐないと不平を言ふと彼は述べた。[9] 然し若し本國と植民地との財政を分離するイギリスの政策をオランダ人が採用してゐたなら、東印度は榮えてゐたであらう。我々オランダ人は、さうすることが出來たし、なすべきであつた。我々は一八六七年にさうすればできた。當時オランダ本國の財政が東印度の貢納がなくてさへも健全であつたと認められたからである。我々はさうすべきであつた。東印度の財政に對する責任を負ふことに於いて、間接に東印度人民の代表者になつたからである。しかし一八六七年から一八七八年ま

で、東印度から寄與されたものは一億八千七百萬フローリンであつた。この帳尻剩餘金 (batig slot) の政策は、東印度は服從 (overheerscht) せしめらるべきでなく、況んや搾取せらる (geexploiteerd) べきでなく、支配せらる (bestuurk) べきであるといふ原則と直接に衝突した。我々オランダ人の行動は防護し得べからざるものであつた。そして、一八六七年以來東印度から得た金はすべて返却さるべきものであつた。返金は法律上の手續きによつて强制することは出來ないが、然しそれは、一層高い正直と名譽の法律のもとにおいては當然支拂はるべきものである。それは「證文のない負債」である。――とファン・デーフェンテルは論じた。

オランダ本國と植民地の財政の分離は長く議院に於いて議論された。そして東印度の剩餘金が缺損に轉ずるに至つた後財政の分離は物質的に有利となつた。然し、ファン・デーフェンテルは、その問題を一般民衆に徹底せしめ、そしてそれを道德的基礎の上に置いた。彼の論文は雲霧を拂ふ落雷であつた。そこで一層新鮮な空氣の中で、植民地問題は新しい樣相をとることになつた。次の二十年間、ファン・デーフェンテルは、東印度問題に於いて堂々たる大立物であつた。

ブロースホーフト (Brooshooft) は、ファン・デーフェンテルや、ファン・コル程著しく頭角を現はさなかつた。彼の仕事の大部分は、ジャワに於いて記者をしてゐた時になしたものであつた。然し、一九〇一年に彼は、「植民地政策に於ける倫理的傾向」[10] と題する小册子を以て廣く知られるやうになつた。彼は言つた、「百年以上の間、倫理的太陽 (ethische zonnetje) の光線は、利己心の雲と鬪つて跪きつづけてきた、そして遂に植民地政策を明るく照らすに至つた。」と。この光は長い間行き渡らなかつた。從來政廳はジャワ人の慘めな收入からその二十五パーセントを收めてをり、西洋に於いて數百萬の人が陷つて跪いてゐる恐怖の深淵にジャワ人を陷れる外に

は、何の返報もしなかつた。自由主義は人民に自由を許してゐると誇つた。然し人民を放置してある眞の理由はその怠慢のためであり、また、それに金を費したくなかつたためである。自由の名に於いて農園栽培者は最も良い土地を奪ひ取つた。そして、名目ばかりは人民の保護の爲めとして採用された方策が、苟くも役に立つたとしたら、農園栽培者の保護の爲めに役立つたのである。前借金によつて貧窮に陷らしめられた土民は工場に追ひこまれた。そのために、個人の道德は頽廢し、社會生活は紊亂した。資本は、至る所でその勢力を示した。卽ち、農園栽培者のための土地の獲得に於いて、勞働法や鑛業法に於いて、ヨーロッパ人官吏には一層高く俸給を支拂ひ、土民官吏には一層少く支拂ふ文官制度の改革に於いて、法廷や警察に於いて、しかも一方において土民の爲めには何もなされてゐたかつた。然し倫理的原理は、道德的、物質的幸福への建設的努力、村政の嚴密なる統御や地方分權を要求した。以上は地方分權と能率と福祉などの話題となつた標語を主張した點に意義のある、むしろ主張が一貫してゐない小册子の要點である。然しこの小册子は主として植民地政策の新しい「倫理的」傾向に對して名を與へたことにおいて注目すべきものである。

三、福祉の減少

一般公衆は、若しも事情が同時にその懷に關係しなかつたなら、これらの改革家の訴へに良心を感ずる程敏感でなかつたかも知れない。一八九六年に根の病氣は砂糖を襲つた。またリベリア・コーヒーは、アラビカ・コーヒー (C. arabica) が陷つた病氣に脅かされた。物價は下落しつつあつた。錫は一八九六――九七年に一ピコル (Pikol) 三九フローリンに下つた。コーヒーは一九〇一年に三二フローリンに下り、砂糖は一九〇二年に十五番

品四・五〇フローリンに於いて底値をついた。輸出は殆んど不振であり、輸入は衰へつゝあつた。長たらしきアチン戰爭 (Achin war) は癌のやうに國を疲れ果てさした。費用は騰貴し、收入は下落した。そして新しい收入をあげやうとする企ては不生産的であつた。見込は非常に惡かつたので東印度に於ける生活を求めたヨーロッパ人は少なかつた。そしてヨーロッパ生れの人口は、一八九五年の一四、三一六人から一九〇五年の一三、六七六人に減つた。代議士達は、狀態が不安なのか、愕ろくべきであるのか、危險であるのか、危機であるのか激論した。然し、みなが患者は病氣であることに同意した。それから一九〇〇――一九〇一年に於いて、一般的の不作と家畜の疾病の報知は一般經濟瓦解の不安をひきおこした。

この急場に於て、道德的責任論の綱領を有する敎權黨 (the Clerical Party) が政權を握つた。そして一九〇一年の議會に於いて、オランダ女皇は「ジャワ人民の福祉の減少を調査する」政府の意向を公表した。一九〇二年に、前年議會に入つた東印度の技師長の一人であつたイーデンブルフ (Idenburg) が植民大臣に任命されたので、新しい人物が舞臺に登場することになつた。すべての政黨の賛成、殊にファン・コル (Van Kol) の賛成を博した一大豫算演說に於いて、彼は東印度の窮迫の主要なる原因を診斷して人口の增加にありとなし、その結果農業への報酬の減少を來したのであるから、その救濟策として土民資本による土着產業の創造を提議した。[11] また「證文のない負債」について論ずることなくして彼は、人民を一層高い福祉の水準に揚げることによつて次の瓦解から東印度を保護する手段を本國の財政は用意すべきであることを是認した。この目的の爲めに彼は、三人の專門家、卽ちファン・デーフエンテル (Van Deventer)、キールストラ (Kielstra)、フオツク (Fock) を任命して、それぞれ經濟的狀態、植民地財政の狀態及び救濟のために採用すべき方策を報告せしめることとした。

ファン・デーフエンテルは人民の最初の統計調査を試みた。[12] そして、產業に關するG・P・ルフアール (G. P. Rouffaer) の附錄と共に、所得、課稅、勸告の三項目に分けて念入りな報告書を提出した。彼は、人口が食物や家畜の資源よりもはるかに迅速に增加したといふ結論に達した。そして家族收入を八十フローリンと見積つた。その中で、僅かに三十・九フローリンが現金收入であつて、殘餘は生產物收入であつた。然るに、家族に對する課稅は十六フローリンであり、その中、九フローリンは現金で、殘高は生產物か勞働であつた。

キールストラは退職陸軍士官であつた。一八一六年以降の東印度とオランダとの間の財政關係に關する、彼の非常に役に立つ興味深い調査は、[13] 東印度の全貢納額が八億三千二百萬フローリンに達することを示した。そしてその中、一八六七年以後の貢納が證文のない借金と認められるならば、一億六千萬フローリンが償還せられねばならないとした。經常費に於いてのみで既に、一八七二年から一九〇二年の間に一億五千一百萬フローリンを超える缺損額は、コーヒーの價格の下落と共に急速に增加する虞れがあつた。臨時費は同期間に於いて、二億七千二百萬フローリンの一層多額の缺損であつた。その多くはたとへ代償を齎すものとして分類されるものでも、事實に於いて收入に貢獻しなかつた。また、收入の財源は殆んど改善の徵候を示さなかつた。それにもかゝはらず、金は東印度の財政狀態を改善する費用として差迫つて必要とされた。從つて、東印度の曾つて齎らした利益を認識すれば、必要な資金を供給することは母國の義務であつた。「本國からの援助がなく、單に自身の有する資源のみからでは東印度は何事も出來なかつた」のである。

フオツクはジャワに於いて辯護士を業とした自由主義者であつた。彼は、支那人の「有害な影響」を細かく論じた。[14] そして、一層良き敎育が行政に於ける土民の分子を次第に强化し、「それ自身の基礎に基づく東洋的政治の

健全なる發達」を促進するであらうと述べた。彼はまた灌漑や鐵道の建設や個人領有地（particuliere landerijen）の買戻しのやうな有利な計劃のための資本の必要を指摘した。然し特に、土民の福祉を增進することによつて間接に有利である資本支出の計劃を論じた。この項目の下に於いて彼は、保護的灌漑、農業的信用機關、灌漑の增進と、國營企業によりまたはオランダ人や土民の個人企業を財政的及び運輸的特許と市場の保證によつて援助することによるヨーロッパ人及び土民の產業の奬勵とに分類した。

これら三つの報告はすべて或る共通の特徵を持つてゐる。經濟的動機が福祉への充分なる刺戟であるとする自由主義の傳統を受容れてはゐるが、またそれらは國家干涉の望ましきこととその必要とを認めてゐる。それらはすべて、東印度の從前の貢献を認めて、オランダが東印度の狀態を改良する方向に向つて代償無しで或る貢献をなすべきであることを認めてゐる。そしてそれらは、人間的幸福よりもむしろ物質的幸福の發展を强調し、また眞の問題はジャワ人が獨力でなしうるものを發見することに存することに注意しないで、ジャワ人と共になすことが出來るものよりむしろジャワ人の爲めになすことが出來るものを考へる傾向がある。それらの立場は個人主義的であつた。そして問題を、社會的によりもむしろ機械的に考へたのである。

イーデンブルフ（Idenburg）は職に就いて以來二つの問題に直面してゐた。その一つは、オランダ本國と東印度との財政を分離すべきかどうかといふ理論的問題であり、他の一つは、直接の緊急の場合に應じて何をなさねばならないかといふ、實際的問題であつた。理論的の問題は大して困難を示さなかつた。一八六四年の會計法（the Accounts Law）は、「寄與」の項目の下に豫算への記入を規定した。然し東印度は一八七七年以來少しも寄與をしなかつた。そして連續的な東印度の缺損額は、不體裁な請求を本國大藏省に出させた。從つて一九〇三年、イーデンブルフが議會を誘導して會計法の修正を行つた時、彼は論爭以外に何の益もないこの項目を廢止すればそれでよかつた。然し同時に、彼は東印度に對し援助を與へんとする提議を明確に述べた時、その提議が常に痛切に論爭されたのでさらに熟慮するために彼はそれを後廻しにせねばならなかつた。そのために彼は、道德的必要は感じてゐるが金を持たないといふファン・コル（Van Kol）の嘲弄を蒙つた。[15] 一九〇四年に彼の三人の專門家からの報告を受取つて後、それ以上の猶豫は不可能になつた。そこで彼は新しい案を提出した。彼は東印度が必要な時にオランダを援助した以上、オランダは難澁してゐる東印度への援助の道德的責任があることを認めた。斯くして彼は證文なしの借金を認めなかつた。そして、良心の一層無理でない要求に應ずることで滿足した。かうした方針に沿ふてイーデンブルフは、政府がその當時約四千萬フローリンに達する東印度の一時的債務を本國の收入に對する責任として引受くべきであるといふ提議に贊成をうる爲めに議院を說得した。そして東印度政廳をして、それ以上借金せずにその金額まで、利益を生ぜぬ計劃例へばフォック（Fock）が推薦したやうな、特に移住や農業金融や灌漑に金を使ふことを得しめた。同時に彼は、福祉の減退に關する調査委員を準備しつつあつた。然し、四千萬フローリンのこの自由な補助金と共に、倫理的政策は既に實行に移された。そして宛かも德に對する報賞であるかの如くに、熱帶地方の生產物の價格が直ちに騰貴した。從つてその翌年、イーデンブルフは「貨幣の金の雨の下で」職を離れた。次の自由主義の大臣として彼の後繼者は彼にその豐當な思想を供給したフオックであり、今や一九〇七年の大建設豫算においてそれらを實施することになつた。

四、擴張

その間倫理的政策は外領に於いては違つた樣式で適用されてゐた。一八七三年に企てられたアチン人(Achinese)に對する作戰は全く費用がかゝつたし結局實を結ばなかつたので、一八八四年には「集中」の政策が採用されるに至つた。それは海岸に沿つて存在するオランダ人の屯所が實際にはアチン人によつて包圍されたことを意味してゐた。一八九三年から二人の人物が前進運動を主張した。それはイスラムの偉大な學者スヌツク・フルフロンニエ (Snouck Hurgronje) と、偉大なる軍人ファン・ヘエイツ (Van Heutsz) である。スヌツク・フルフロンニエはラインでアラビア語を學び、變裝して敢へてメッカに行きマホメツト教の生活と思想の詳しい知識を習得してから、マホメツト教と土民事務に關する政府の顧問に任命されたのである。彼は最後の、そして又効果的な征服は容易であると主張し、他に永久的の結果を與へうる何物もないと論じた。一八七二年に副官として東印度にきたファン・ヘエイツは小部隊駐屯による不斷の攻擊を唱道した。遊擊隊は逆の遊擊隊によつて對抗すべきであると彼は言つた。數年間といふものは、政廳は彼等の勸告に反抗し、オランダ人の味方についた或る傑出したアチン人の力によつて、一層多くの效果を一層少い費用で成し遂げうると思つてゐた。突如一八九六年に、その新しき友人（アチン人）は、彼に與へられたオランダの武器と彈藥のすべてをもつて脫走した。そこで、最早、積極的なる手段に出でざるを得なくなつた。その作戰の指揮者に任ぜられたファン・ヘエイツは、一年と少し許りのうちにアチン人の勢力を挫くことに成功した。三十年以上も續き、四億フローリン以上の戰費と大なる人命の損失を出した戰の後に、一九〇四年までには、北スマトラ全部が平定された。

ファン・ヘエイツは、積極的な手段は防禦作戰よりずつと效果的であるのみならず費用もかゝらないことを實證したのであつた。そしてこれが外領の殘部を實力によつて占據の下におく大なる激勵となつた。政廳が人民の福祉を保證し得たのは、たゞ實力による占據によつてのみであつた。「確固たる政府なく、秩序も安全もなくしては倫理的政策は存在しない。」[16] その上にこの時までに石油が、スマトラとボルネオの兩島に發見されてゐた。それ故に正義の名に於いて、また資本の利益のために、政廳は全群島をオランダの支配下に收める效果のある事業として、それを取上げた。一九〇四年にファン・ヘエイツは總督に任命された。行政にも戰爭にも同樣に天才を有した彼は、一九〇六年までに豫算に於いて剩餘額を示すことが出來た。彼の軍隊は、タパヌリ (Tapanoeli)、ジャムビ (Jambi)、中部スマトラのインドラキイリ (Indragiri)、中央ボルネオ全部、中部セレベス、バリ島、スンダ列島を經てチモル島に至るまで勝ち進んだ。そして一九一四年になつて始めて最後の兵がバリ島を引き上げたのであるが、マレー群島は「まるで新しい世界に來たやうだ。」[17] と思はれた程、ファン・ヘエイツが一九〇九年に手をつけた時とは全く違つてゐた。一五九六年以來初めて、全群島は單一のインドネシア王國の下に有效に統一された。そして外國の勢力は最早、オランダ人が自分等の所有物であるにも拘らずほうつておいた土地に、干涉することが出來なかつた。

この事業には、スヌツク・フルヘロンニエ (Snouch Hurgronje) もその役割を演じたのである。ずつと昔は土民の支配者との取極めは、その權力を列擧する契約の形式で結ばれた。そしてこれは、中央政府がその活動を擴大するのを妨げた。スヌツク・フルヘロンニエは、支配者は一般に契約の細目を殆んど主要視しないことを報告した。彼等は主としてオランダの主權を承認したことに對する報酬として、契約を自己の地位の保證であると看做してゐた。それ故に、スヌツク・フルヘロンニエは、一八九八年に始めて採用された僅か三條からなる「簡單な契約」(Korte Verklaring) を起草した。即ち第一に、支配者は自己の領土がオランダの統治下にあることを

認める、第二に支配者は外國と政治的關聯に入らぬことを保證する、第三に支配者の國に關して政廳が規定する通りのすべての規則と命令とに從ふことに同意する、ことであつた。[18] この時以來「簡單な契約」は一般に採用されるやうになつた。一九二七年には、二百八十二の國の中で僅か十五ケ國が長い契約によつて結ばれてゐたに過ぎなかつた。「簡單な契約」の下に政廳と土民の國との間の關係を規定する規則は、一九一九年に公にされ、一九二七年に修正された。

五、民族主義

然し、政府が倫理的方針に沿つて舵を合はせんとするや否や、それは新しい豫期せざる民族主義の潮流に走り込んだ。一九世紀の終りまで、ヨーロッパ人の優越と相對して、無力感のために、外國の支配に對する民衆の憎惡の如何なる效果的な表現も妨げられてゐた。そして、東印度の人民は從屬の地位に默從してゐた。然し西洋の教育が上流階級の一部少數の人々に新しい理想を鼓吹してゐた。そしてジヤワの外部では東洋はその眠りから醒めつつあつた。支那人や日本人は、ヨーロツパ人と同樣に戰爭を始めた。フイリツピン人はスペインに對して起ち上つた。拳匪の蜂起 (Boxer Rising) に於いて支那人はヨーロツパの强國を物ともしなかつた。英領印度には紛爭が起つた。トルコに於ける事件はマホメツト教の世界を戰慄させた。一九〇五年には、ロシアに對する日本の勝利は衝擊を與へ、それが他の熱帶の屬領に於けると同樣に、蘭領東印度の民衆を極端なる默從から極端なる自己主張に一變せしめんとした。三百年もの長い間己れの主人であつた人々に對するジヤワ人の新しい態度は、疑念であつた。しかもそれは、倫理的運動に對する有望な結果を約束するかに見えたので歡迎されなくはなかつた。斯くして益々發展するにつれて多くのオランダ人は幻滅を感じ土民の主張に對する反對の流れが愈々强くなつてきた時でさへ、それでも自治の原理が、政策の主要目的として次第に福祉に置きかへられて來た。斯くして一九〇〇年から以後行政や社會的經濟的生活に於けるあらる發展が次第に重點を變更しつゝあることを示してゐる。一九一二年は明らかに變化の過程において目立つてゐるけれども、何等明瞭な區別の線は存在しない。一九〇〇年から一九三〇年までの時期は、一つのまとまつた全體として取扱はるべきである。

蘭領東印度に於ける民族主義者の運動は、他の場所と大體同一の經過を辿つてきた。遲れて發展したためもあつて、英領印度の事情に非常に影響を受けてきた。然し蘭領東印度の社會は、運動に特別の性格を與へた或る特徵を持つてゐる。その一つは全面積の十五分の一の中に全人口の三分の二を有するジヤワの優位である。英領印度のやうな半自治領のない中央化された政府の所在地として、ジヤワはその人口の割合に多くの影響を政策の上に及ぼしてゐる。また土着の人民は階級から解放されてゐて、大部分は同じ宗教に屬し、そして少くともジヤワに於いては文化的にも同質である。その上、婦人はビルマの佛教徒より一層自由でさへある。しかるに一方蘭領東印度の社會は英領印度ではビルマに於いてのみ見出される一種の複合社會 (Plural Society) があるが、しかもそれが、ビルマよりさへ一層著しい。卽ち、そこには土民、支那人、ヨーロツパ人の三つの社會秩序が存在し、それらは並存しつゝ、しかも分離して生活して居て、物質的經濟的活動範圍以外においては相會することが稀である。ヨーロツパ人と土民との媒介者としての支那人は、單にその小賣取引の實際的獨占に於いてのみならず、資本の供給や農業的、手工業的生產の多くの部門に於いても、ヨーロツパ人と土民との双方の敵意の焦點となり勝ちである。しかも種々の點において支那人はその競爭者の利害關係が直接衝突することを避けつゝ、一種の緩

和物の役を勤めてゐる。次ぎにそこには、混血蘭印人(Indo-European)の一大共同社會が存在し、種々の點において複合社會における異る要素を成してゐる。然し恐らく蘭領東印度の顯著なる特性は、ヨーロッパ人の大人口の存在と、單に支配階級としてのみでなく、また活潑に生産やその他の經濟的活動に從事してゐる非常に雜多な構成とにある。これらのすべての顯著な特色は、蘭領東印度に於ける民族主義者の運動に特殊の色彩を與へてゐるが、英領印度に於ける如く、この運動の進行は政府に於ける確固たる目的の缺除と人民の間に於ける信頼の缺除との爲めに、制限されてきた。そしてこれらは相互に反動を起して、ヨーロッパ人と土民との間の軋轢を大ならしめた。それ故に從來、一方に於ては改革反對の心を固めしめ、他方に於いては暴力手段や極端な要求をなす傾向の增大が存した。

六、支那人の運動[19]

新生活の徴候は先づ支那人間に現はれた。壓迫のあつた昔と同樣に、一九〇〇年に支那人はヨーロッパ人から不評を蒙りつゝあつた。ラツフルス(Raffles)、ファン・デル・カペレン(Van der Capellen)とファン・デン・ボス(Van den Bosch)らはすべて、支那人の地位を攻略しようと努めたが、その努力の結果は、そのために却つて支那人が新しき生活樣式を創り出し、また富裕となり、勢力を獲るに至つたに過ぎなかつた。自由主義の下に於いて企業の自由から最も利益を得たのは支那人であつた。そして一九〇〇年に利益が減少した時に、ヨーロッパ人はその支那人の競爭者が低い個人的費用や低い賃銀に滿足してゐた强味を一層銳敏に感じた。この感情は支那人の土民に對する壓迫に抗議を申立てることによつて自然に現はれた。そして多くの人々は、支那人の壓迫を目して「ジヤワ人の福祉の減少」の主なる原因となした。フォツク(Fock)もこの見解の仲間入りをした。そして東印度救濟のための政策に關する彼の報告書中に、支那人の活動に對する一層嚴重な制御が緊急の必要であることを表立つた場所に記した。彼は、「支那人が國內に於いて有害なる影響を及ぼすと議論することは必要でない」[20]と言つた。抵當による金融や、農業に對する金融の供與に對して政廳のとつた政策は、一部分支那人の勢力に對抗して仕向けられた。そして支那人問題の顧問が任命された。然し支那人を一層强く怒らせた事柄は、一八九九年に法律的關係に於いて日本人をヨーロッパ人と同格に認めたことであつて、一方支那人はその大概の活動に於いて、未だ土民裁判所に屬するものとして取り殘されたのであつた。

これらの悲しい出來事に刺戟されて、支那人は西洋教育を要求し始めた。一九〇一年に彼等は學務委員を設置し、次の表に示す如くヨーロッパ人經營の學校に入る支那人の數が急速に增加した。然し一九〇五年に彼等も亦自身の學校を創立し始めた。そして商業的に一層役に立つものとしてオランダ語の代りに英語をもつてした。このことは、既に弛緩して安全でなかつた支那人に對する政廳の權力を弱め、商業生活に於けるイギリス人の經濟的地位を强める傾向があつた。そこで、政廳からの財政的、技術的援助によつてオランダ人と支那人との(共學の)學校を創立する取極めがなされた。教育運動の政治經濟的意義は、一九〇七年に至つて一層明らかになつた。その時、支那人は貿易委員を始めて置き、それは多く學務委員と同じ委員を含んでゐた。それから一九一一年に支那共和國(the Chinese Republic)の建國は、近年の多數の移

年	ヨーロッパ人經營の學校に於ける支那人
1900	352
1905	731
1906	793
1907	958
1908	1894
1909	2997
1910	4074

民間のみならず、多少オランダの分離主義政策の爲めに、インドネシア人よりもむしろ支那人に近い印度支那人（譯註―インドネシア人と支那人の混血種族）の間にも、激しい熱狂を生ぜしめた。新共和國の旗の陣列は失望に終つた。このことが非買同盟や暴動に導いたので、これは軍隊によつて鎭壓されなければならなかつた。そこで新しい支那人政策が採用されなければならないことは明瞭となつた。

實際フォツク（Fock）の提案は實行不可能であることが判明し、フォツクの勸告にも拘らず、急速な經濟的發展の時代に於ける支那人の重要性の增大は、從來彼等の上に課せられた制限を除去せしめることとなつた。一九〇四年に通行券制度は・一回の旅行のみでなく一年間效力を有する通行券を與へることによつて緩和せられた。そして一九一〇年、許可を得ること無く、主要なる公道を自由に通行出來る權利が認められ、支那人の名士は通行券の獲得の義務から免除せられたのである。しかし一九一一年に起つた暴動の最初に擧げられる結果は、ジヤワ人への同情の囘復と、そして支那人を一層嚴重に扱へといふ要求とであつた。支那人は「十の流行病よりも害毒を流し、人民の寄生蟲であり、土民に與へることが出來る最大の利益は、彼等を排除することである」[21]と言はれた。然し政廳はこの輿論に應ぜず、懷柔策を採つたのである。つまり一九一一年、支那の領事を認めることによつて、支那人の意見に大きな讓步を爲したのであり、一九一四年から一九一六年にかけて連續的に出された命令は、支那人に居留と行動の一層大なる自由を許し、一九一九年にはジヤワに於ける支那人の居住の場所的制限を全く廢止し、一九二六年にはこれが外領にも採用せられ、かくして一九〇〇年以來、分離政策（the policy of segrogation）は廢止せられて來たのである。

兎角する内に支那人の法律上の地位は改善せられた。一八五四年の憲法の規定によれば、支那人は法律上の資格に於いて土民と同樣に取扱はれた。然し政廳はこの憲法の規定に例外を設け得る權利を有してゐた。そこで政廳はこの權力に基いて、一八五五年に一布告を出し、ジヤワに住む土民以外の總ての東洋人に、ヨーロッパ人に適用されてゐた民法及び商法を適用するに至つた。尤も他の事項にあつては慣習法を適用したのである。然し乍らこの方策は、何等ヨーロッパ人と東洋人とを合一する理論から生み出されたものではなくして、商業取引に於いて、ヨーロッパ人の利益を保護したいと云ふ願望によつて採用せられたのである。支那人は一八九九年までこの樣な法律上の地位に默從してゐたが、一八九九年に日本人がヨーロッパ人と同樣の法律的地位を認められるに及ぶと、彼等も同樣の特權を獲ようと運動を始めたのである。この支那人の要求がフアン・デーフエンテル（Van Deventer）や其の他の自由主義者の統一政策と一致し、この政策が一九一四年に於ける「警察名簿」の廢止を導き更に一九一七年に於いて、個々の非ヨーロッパ人がヨーロッパ人の法律に從ふことを許した一方策を導いた時に、初めて彼等はその利益を享けたのである。次に出された一九二五年の法律によつて、支那人は土民裁判所（Landraad）即ち土民の爲めに設けられた裁判所の司法權に服することからは殆んど全く解放される結果となつたのであるが、ヨーロッパ人と同樣の法律上の資格をもちたいといふ彼等の要求は、未だに（一九三八年）容れられるには至らないのである。

このやうに支那人に對して從來よりも大なる社會的自由を許し、一層西洋的な法律上の地位を與へたことは、法律の前に於ける平等といふ自由主義的な且つ倫理的な原理と調和したのであり支那人をしてジヤワに一層親しみを感ぜしめる大なる利益があつたのであるが、支那人の間に於ける諸問題の推移は、土民社會に影響を與へたのである。支那人の運動は土民達の政治的活動を刺戟するところ甚大であつた。土民達は支那人の行つた運動が

許可を齎らしたことに注意し、支那人が强大になつて來るにつれて、彼等自身が後方に押込められたと考へるに至つた。そこで民族主義運動に經濟的傾向を與へ、しかもそれがヨーロッパ人の同情を贏ち得た最初のものは、土民に對する支那人の搾取といふことであつた。然し支那人の運動と土民の運動とは、大部分に於いて平行線上を互に異つた方向へと進んだのである。たゞ一九二五年にその線は交叉した。卽ちそれは、ほんの暫くの間ではあつたが、支那人とジヤワ人との共產主義者が、ぎこちない同盟によつて結合した時なのである。尤もこの同盟は、お互ひの目的が相異してゐたゝめ崩壞してしまつた。支那人の關心は民族主義者や土民ではなくて、資本家やヨーロッパ人であつた。そこで代議制度の採用は、數の上で優越し、また異なる關心をもつてゐる土民に對抗して、支那人をしてヨーロッパ人と結束せしめ、その地位を强化した。今世紀の初めより續けられて來た支那人の前進的方策は、一九三〇年の聲明によつて許された。卽ちその年政廳は、法律上の地位に於いて支那人もヨーロッパ人と平等であるとする手續を取る提議をなした。かくて今世紀の初頭にフォツク（Fock）其の他の人々や又ラツフルス（Raffles）やファン・ホーヘンドルプ（Van Hogendorp）にまで遡る思想のあらゆる派に屬する先輩達が土民の福祉の根柢に觸れるものと考へた此の問題は、その方向は初めに鼓吹されたものとは非常に異つてはゐるが、この程度に解決されたので、人々は「支那人に關しては問題が無くなつた」と言ふやうになつたのである。然し乍ら、支那人は一人種として離れて存在し、社會の他の部分との彼等の交渉は、今なほ嚴密に經濟的なものに止まつてゐる。

七、土民の運動

民族主義運動を鼓吹した意見が、一八六四年以前に、初期のジヤワの雜誌の或るものに書かれたことがあるにしても、民族主義の端緖は、一人の有名なる少女の出現に、その源を發してゐると云ふことが出來る。その少女とはジヤパラ（Japara）の土民理事官（Regent）の娘で、その名をカルチーニ（Kartini）と言ひ、(2) 彼女の父は、一八五〇年又はそれ以前から始められた一つの實踐運動に從つた人で、その敎育の一部をヨーロッパ人の家庭において受けた人である。一八一五年彼女が十六歲の時、地方の理事官が彼女の父に、カルチーニとその妹に、何かヨーロッパ人の社會を見せた方がよいと勸め、一九〇〇年になると、彼女は敎育長官（Director of Education）と共にバタビアに滯在するやう招かれた。この思遣りのある勸めに從つて、彼女は女子敎育に就いて工夫し「婦人に敎育させよ、然らば諸子は、大衆を文化的にする立派な而もすばらしい仕事に於いて、しつかりした協力者を見出すであらう」と言ひ官吏の子女を入れる學校を開いて自から範を垂れた。彼女は又オランダの授業方法を研究するに熱心であり、「ジヤワ人をしてヨーロッパ人を摸倣せしめてはいけない。ジヤワ人は自己の民族を一層よく理解す可きである。而して蘭領東印度とオランダとは、一層密接に提携しなければならぬ」と熱烈に主張したのである。一九〇三年に至り、彼女は己の思想に共鳴したジヤワ人の一官吏と結婚したが、翌年子供が生れたので、彼女の仕事も突然やめられたのである。人々は彼女の思想の中に、萠芽時代の民族主義を見ることが出來よう。彼女は敎育を熱望したが、それは敎育が物質的に利益があるからといふ爲めではなくして、同胞が發展する手段としての爲めであつた。而して彼女の功績の重要性は、彼女が行つた事や書いた事にあるばかりでなく、それ以上に、民族主義が旣に社會秩序の內にあり、充分に熔解せられ、刺戟さへ與へれば具體化すると云ふ狀態にあつたといふことを示してゐる點にある。その刺戟は其後外部から、卽ち日本が日露戰爭で勝利を收めたと云

ふことによつてもたらされた。だが然し、民族主義の主要な力は、その民族自身から湧き起つたのである。[23]

かくて退役軍醫副官ワイデン・スデイラ・ウサダ博士 (Dr. Waidin Soedira Oesada) が一九〇六年、彼の演題「ジヤワの前進」を提げて、地方へ旅行に出た時に、彼は自分に應ずる大衆を見出し、一九〇八年には最初の民族主義協會 (Boedi Oetomo) を創ることが出來た。この協會名は榮光ある勞力と云ふ意味である。外國人の支配に對する潜在的の嫌惡は、意識の境を超越し、積極的性質を帶びて、一九〇八年に開かれた最初の會議は、生活の信條として、ジヤワ人が民族主義を表明した最初のものであつた。この組織は有益な事業を爲したし、今も爲しつゝあるが、主に西洋流の教育を受けた人々の間で行はれてゐるのであつて、決して一般的運動とはなつてゐない。そして全體からみれば、それは民族主義者の活動に適當の影響を與へたと云ふ程度なのである。

次の發展は今迄とは非常に異つた性質のもので、一般的であり、また本來經濟的のものであつた。溯つて一八九二年蠟繪工業 (batik industry) に於ける支那人の進歩に注意が向けられたのであつたが、それを阻止することは何等爲されなかつた。そこで一九一一年、ジヤワの蠟繪業者は支那人の拔目ない策略から、己の身を護る方法を採つたのである。即ち社會的統一の象徵としての宗教をもつて、彼等が後になつて**サリカツト・イスラム黨** (Sarikat Islam) と略稱した名稱の下に一團體を形成したのである。一九一二年には反支那人的暴動があつた。そして政廳が最初この團體の行動を止めたが、その禁令は、程なく破られてしまつた。而してこの運動は教育ある階級の指導者の統御の下に行はれ、急速に蔓延したのである。一九一三年に會議が開かれた時、この團體の指導者チヨクロ (Tjokro) の主唱によつて國民の發展に役だつ一組の議決書が「政廳や法律に反しない方法で」[24] 通過した。斯様にして、その起源に於いては、地方的且つ經濟的であつたこの運動は、一般的且つ政治的になつたのである。一九一五年迄に五十六個の地方團體が出來た。そしてその翌年には中央聯盟が、地方團體の統一體として法律上認められた結社の特權を獲得するに至つたのである。

そのうちに民族主義運動は、新しい源から湧き出た流れによつて他の道に逸れてしまつた。混血蘭印人と、純粹のヨーロツパ人とを同化すると云ふことが、オランダの傳統的政策であるにしても、永久的な居留者 (blijvers) と一時的な居留者 (trekkers) との間には、事實利害關係に於いて、一種の裂開があつたのであり、或る場合には**永久的な居留者は一時的な居留者**よりも一層土民に近い待遇を受けたのである。一九一二年混血蘭印人 (Indos) の評論家で、ムルタチユリ (Multatuli) の甥の子に當るドーエス・デツケル (Douwes Dekker) が、彼の論文によつて大きな波紋を投じた。その論文に於いて彼は「蘭領東印度は永久の居留者たる我々の爲めに、卽ち居所をこゝに定着したヨーロツパ人、及び誕生と云ふ點で第一の權利をもつ混血蘭印人とインドネシア人の爲めに存在するのだ」[25] と主張したのである。これと時を同じくして、ヨーロツパ人の醫師組合によつて、混血蘭印人及び土民の醫者に對して爲された大なる攻擊が、土民の紳士であるチプト博士 (Dr. Tjipto) の憤慨を惹き起した。彼は民族主義協會 (Boedi Oetomo) の創立者中の第一人者であり、政廳の依賴により彼にとつても興味ある疾病の研究を棄てゝ、大衆の爲めに盡すと云ふ精神を示した人で、その功の爲めオレンヂ・ナツサウ勳章 (Order of Orange-Nassau) を授けられた。彼は又、二十二歳の若者で、士侯の出身であるが、貧乏して植字工として働く樣になつた今一人の卓越せるインドネシア人スウワージ・スーリヤニングラート (Soewardi Soeryaningrat) と共にデツケル (Dekker) に協力したのである。このやうな人々の援助を得てデツケル (Dekker) は、インド黨 (The Indian Party) を創り、その內に混血蘭印人とインドネシア人とを包含し、しかもそれは明らかに蘭印の獨立を目的とし

てゐたのである。この時までにオランダ植民局に於ける二回目の任期を果した後、ファン・フーツ(Van Heutsz)に代つてイーデンブルグ（Idenburg）が總督となつた。この人はこの運動は憲法に反するものであるとし、デッケル（Dekker）に謹愼する樣にと勸告したのである。然しデッケルは、彼の運動を續けた爲め、そこで一九一三年のオランダ獨立百年祭に關聯して、民衆の公憤を醸し出しだのである。それは殊に、オランダの支配下に於ける蘭領東印度の狀態と、フランスの支配下に於けるオランダのそれとを比較することによつて、ファン・デーフェンテル（Van Deventer）の樣な道義主義者の指導者の間に於いて然りであつた。そしてこの運動の三人の指導者を抑留する樣、命令が發せられた。だが彼等はオランダに赴くことは許されたのである。かくてインド黨は崩壞し、混血蘭印人の會員はインスリンデ（Insulinde）と云ふ長い間非政治的に存續して來た團體に加入したのである。然し乍ら一九二三年、デッケル（Dekker）の歸來によつて、インド黨は國民インド黨（N.I.P.）の名の下に、再び生命を回復したのである。

民族主義の運動に混血蘭印人が參加し始めるや、ヨーロッパ人は直ちにこれに干涉を加へた。しかし全體が新しい狀勢になつた時、世界大戰が勃發した。そして地方分權の政治は、一九〇三年の地方分權法に基づく地方會議の設置から、一九一六年の法律に基づく中央代表會議卽ち國民參議會（Volksraad）の設置へと進められた。此の立法は出版印刷及び政治的會合に新らしい體制を要求したものである。トルコ及びエジプトに於ける民族主義の曙光に伴つて起つた宗教的頑迷さが、一九〇〇年政廳をして、煽動的なマホメット敎の條款を輸入することを防ぐ爲めの處置を採らすに至らしめた。（これは大戰中、英領印度から、治安妨害的文書の入ることを防ぐのに有效であつたし、また更に數年後、支那から共產主義的文献が入ることを防ぐに役立つた規定である）。然し出版印刷の自由、及び集會の自由といふ古き自由主義者の標語は、道義的思想に合致するのであつて、一九〇六年先づ新らしい出版印刷規定ができ、豫防的檢閱の代りに、刑罰を以て臨むことによつて出版印刷を解放したのである。この新らしい規定がヨーロッパ人の出版印刷にも許されるに至つたとき、今迄の古い出版規定と云ふものはヨーロッパの新聞記者に對するものを除けば、殆んど實施されなかつたのである。そして一九〇六年には、若干の土民新聞は無意義なものとなり、ヨーロッパ人の手中に歸したものである。だがそれは間もなく民族主義者の利益にもなつた。と云ふのは、進んで一九〇八年から、彼等は雜誌の發行を始めたが、それによつて政廳のやり方に對する彼等の批判が、急速に擴まつたからである。同樣に集會の自由が先づヨーロパ人の利益の爲めに許される所となつた。一九〇三年の地方分權法は、これに關聯して行ふ集會のみは、一八五四年の行政法規(百十一條)に基いて禁止された樣な政治的性質をもつ集會とは見做さないと云ふことを許したものではあつたが、一九一五年に至ると「國民の政治的生活の發展と云ふ見地からして、この禁令を維持してゆくのは、實際實行上不可能なことである」[2)]と云ふことになり廢止された。尤もこの廢止は通告があつてから實施されると云ふ命令があつたのではある。この時以來、たとへ一九一九年迄その廢止が公にされなかつたとしても、それは實際上死せる法令であつた。かくて國民參議會條令（Volksraad Act）が一九一六年に通過したとき、出版印刷の自由と集會の自由とは、新らしき政治的雰圍氣を醸し出すに與つて力があつたのである。

民族主義運動が、假令最初にヨーロッパ人共同體の一部から痛烈に反對を受けたにしても、多くの人々は、この運動を或る程度是認し、又一般に道義的思想を以て眺めてゐたのである。ファン・デーフェンテル(Van Deventer)やファン・コル（Van Kol）は、この運動を熱心に支持した。そして又それは、スヌーク・フルフロンニエ(Snock

Hurgronje）の見解と同じ線に沿ふものであつた。この人はマホメツト教の頑迷さの危險に對して、人々を保護する最善の道として、蘭領東印度とオランダとの間の同盟政策を鼓吹した人であり、それはあのカルチニ（Kartini）孃によつて唱道された方向に非常に似てゐるのであつた。然し乍ら、これに對する政廳の關心は受動的であつたので、彼はその政廳の態度は優柔不斷で怠惰だと非難した。「もしマクス・ハーフェラール（Max Havelaar）が軍歌を唄つたり、又デツケル（Dekker）が**イブニング・ポスト**紙で驚きを傳へたり、又半暴動的な支那人が騷ぎ立て、彼等の欲する所のものを獲るならば、禮儀を厚くして自由を求めんとする土民があり得ようか。」[27] 而も蘭印政廳も、本國からの許可なしに、積極的な行動を爲し得なかつたのである。そこで古い狀況の下に育つた官吏は、己の考を變へることは出來なかつたのであり、彼等は「平和及秩序」（rust en orde）の學統に屬する者であつたが「將來に於けるこの政策の目標は、現狀維持でなくて前進にある」と云ふことを理解することが出來なかつたのである。事實、不穩を抑へることが政廳の第一の任務であつた。而して經濟上の論爭に於いて、平和を破ると想はれる勞働者を、てきぱきと處置すると云ふことは珍らしいことではなく、政治的に秘密裡に働くことが勢を增すのを明らかに警戒したのである。然しヨーロッパ人中の或る者達にとつて「前進過程に於ける開拓者が、あたかも公の平和の攪亂者であるかの樣に見られる」と云ふことはあり得ることであると考へられると共に、道義的原則の採用によつて自己の領分が、侵入を受ける他のヨーロッパ人からみれば、觀念上道義的原則を認めて、この運動に同情してゐるにしろ、それは不吉な咆哮であつたので、一九〇九年法律家達が、新らしい法律學校の開設に反對した時、一流のヨーロッパの新聞は、[28] 土民は矢張り土民であつて、獨立的な判斷や意見を述べる資格に缺けてゐると云ふことを述べた。そして一九一三年に提出された新醫學校を創設する案は、醫師の道德的方面から見た資格と云ふものは、元來東洋人の性質にふさはしくなく、又新しい學校で訓育された人々は、誘惑を娛樂とし、墮胎によつて生計を立てることにならうと云ふ醫師組合の反對意見を浴びたのである。大衆の取扱ひに於けるコツと優しい態度との重要性が、ちやうどその頃英領印度に於いて行はれた政廳廻狀の方法によつて諄々と教へられても、それらは何等價値なきものであつたのだ。たゞ總てこれらの關心と輿論の流れとを考慮するならば、民族主義運動の初期に於けるイーデンブルグ（Idenburg）の爲した事業の進路は、著しく賢明で同情的であると云ふことが認められねばならないのである。

世界大戰の勃發はヨーロッパ人の考を一新した。その最初の効果の一つは、植民地を普通一般の市場と切離して考へる樣になつたと云ふことである。植民者もその他經濟生活の指導者的立場にある人達も、もはや自分の生産品を賣つたり、必要な物を買つたりすることが出來なくなつた。そこで次第に地方的市場及び地方産業の開發へと努力が向けられたのである。間もなく若い助手の供給が停り、地方にてそれを徵募し、技術者を訓練する必要が起り、同時に植民地を防禦せんとする問題が、新たな重要性及び新たな特性を豫想させるに至つた。そして人間性の白由の爲めに動かされて總ゆる側面に顯れた大戰の影響に基づき、他の植民地問題も今迄の姿とは違つて來たのである。「一九一五年に於いては自治權は漠然としてゐた。」この樣な諸事情の下に於いて、ヨーロッパ人の數が、植民地政策に於いて新らしい關心を投げかけ、國民參議會（Volksraad）の創設は、ヨーロッパ人に、植民地事業の指揮に干與する新しい機會を與へたのである。

この問題の中で、英領印度に於けるヨーロッパ人と、蘭領東印度に於けるヨーロッパ人との間の特徵の相異は、非常に興味あるものでもあり、重要でもある。英領印度に於いては、相當數のヨーロッパ人は、パブリツク・ス

クール（Public School）―（譯註、傳統的な法典敎育を行ふイギリスの中學校）の傳統によつて支配された一つのまとまつた階級を造つてゐるが、蘭領東印度に於いては、英領印度に於ける同樣の立場にある人、殊に官吏の間にあつては、色々の種類の自由主義が公言され、又變り者や黨外人としての疑念も起さすことなしに、社會主義さへ公言されると云ふほどである。而して一層驚く可きことは、彼等は自分達の意見を檢討し、更に公然と又は新聞雜誌等によつて、政廳の政策や行動を批評したりすることである。更に英領印度に於いては、官吏の生活でも、又官吏でない人の生活でも、ヨーロッパ人の地位は相當高級なものに限定されてゐるが、一方蘭領東印度にあつては、官吏にしろ、官吏でない者にしろ、總てその等級が低下してゐる。ヨーロッパ人は居るが、その多くは、英領印度に於けるよりも遙かに低い社會的地位にあり、また遙かに低い給料で暮してゐるのである。これらの人々は屢々ヨーロッパに於ける民族主義的政治團體及び商業組合に屬して居り、彼等の政策や聯合主義を自分と一緒に東洋に迄もち來るのである。現世紀の初めより經濟的進歩が行はれる間に、總ゆる階級のヨーロッパ人の數が急激にふえたのであるが、この人口增加の初めより、政治的活動が蘭領東印度の政治組織に反映し始めたのである。一九一四年印度社會民主々義同盟（I. S. D. V.）が、本國のS. D. A. P.（社會民主々義勞働同盟）を代表して形成された。然し、これは間もなくオランダの穩健なる自由黨に相當する蘭印自由黨聯盟（N.―I. Vryzinnige Bond）によつて反對された。これは抑々全人類の穩健なる進歩發展を統一することを目的としてゐるものである。これらの非宗教的團體に反しオランダ敎權黨（Dutch Clerical Party）の中の二つの主流を代表して、キリスト敎倫理協會（Christian Ethical Party）とローマ・カトリツク協會（Roman Catholic Party）とが形成された。これと時を同じくして、I. S. D. V.（印度社會民主々義同盟）は革新的傾向をもつに至つた。そこでより穩健なる指導者クラメル（Cramer）により、初期のI. S. D. V.（印度社會民主々義同盟）が、共産主義的思想をもつた過激論者の集合體であつたのを改めて、インド社會民主々義協會（I. S. D. P.）を別に形成するに至つたのである。一九一八年國民參議會が開かれたときには、牧師以外の總てのヨーロッパ人は、東洋に於けるヨーロッパ人の領國としての、ジヤワの發展を目標としつつ自由主義的自由黨（Vrijzinnig）であり、進歩的であつた。次で總督ファン・リンブルグ・スチルム（Van Limburg Stirum）の自由政策は反動を導いた。大企業には危險の匂ひがするとされ、そのことが强調された。そして人々は、極めて愼重な指導者に從ひ、その企業の進歩を願ふが、一方いざと云ふときの必要をも考慮したのである。之と同じことが、本國の自由黨聯盟（Vrijherdsbond）に通信する政治經濟聯盟（P. E. B.）の形成に就いても言へたのである。かくて政治的活動は、ヨーロッパ的色彩の强い團體の間に英領印度に於けるよりも相互に敵對的であると云ふことを示すに至つたのである。

八、革　命[30]

最初混血蘭印人に、次でヨーロッパ人によつて爲された政治活動の影響は、すぐ民族主義運動に現はれた。一九一六年新らしい中央團體によつて召換され、而も三十六萬の會員を代表する八十の地方團體を伴ふサリカット・イスラム黨（Sarikat Islam）の會合は、デッケル（Dekker）からその名の暗示を得て、第一回國民會議となづけられ．それは、チョクロ（Tjokro）の說明によると、「土民の社會を國民社會にまで昂揚する」のを、新らしく目的とするものであると言はれた。然し彼は、これは三色旗（譯註―赤白藍のオランダ國旗）の下に、而も政廳の支持を獲て起り得るものであると考へ、又法律を尊重することを黨員に勸めたのである。然し乍ら翌年の會議は、た

またま、チョクロ (Tjokro) が手を染めた新らしいヨーロッパ人の同盟を、その目的と方法とに於いて、表示したのである。それは反資本主義的であり、革新的であつた。然しこの兩方の黨に於いて、チョクロは必配してゐた。それは彼の運動基金は、殆んど土民の資本家によつて獲られたものであるからである。それ故資本に對する戰は「惡い資本主義」換言すれば外國人の資本家達に制限された。そこで、革命の起る脅威があるかどうかは、組織方法の失敗によつて條件づけられたのである。之が、一九一八年五月國民參議會の開會當時のサリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) の態度であつた。

この時の總督はフアン・リンブルグ・スチルム (Van Limburg Stirum) であり、彼はイデンブルグ (Idenburg) から職を受けついだ人で、民族主義に同情的態度を示し、[31] 多くのヨーロッパ人の意見によれば、その同情は行き過ぎてゐたといはれる位であつた。國民參議會に對する選擧民は大部分官吏であつた。そしてサリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) が、この會議に議席を獲ることが出來なかつたとき、フアン・リンブルグ・スチルム (Van Limburg Stirum) は、その代表として、チョクロ (Tyokro) を任命したのである。おそらく彼は、最初の會期の間に於ける政廳を困らした總ゆる方面からの洪水の様な批判を、豫期してゐなかつたのである。[32] 全世界が熱にうかされてゐた一九一八年の末期に於ける次の會期には、一層激烈でさへあつた。更にこの問題はクラメル (Cramer) が I.S.D.P.（インド社會民主々義協會）、インスリンデ (Insulinde)（デツケルのインドネシア黨の後繼者）、S.I.（サリカツト・イスラム黨）及び B.O.（民族主義協會 Boedi Oetomo）を包含して、急進派ブロツク (Radical Block—統派 Coucentratie) を組織することに成功した時に頂點に達した。混血蘭印人の一會員が革命的な演説をした直後の二日目に、革命的突發事件として本國からニュースがあり、更に遙か本國よりの報告を暗示するかの如き總督からのメツセーヂが發せられたことによつて、この會合は大勝利を獲得したかの様に思はれた。

このやうな發展は進んでサリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) の政策にも反映して來た。指導者はヨーロツパ人の支持を歡迎し、多數のヨーロツパ人を含んだ急進的なものになり、次いで一層多く社會主義者を含むやうになり、そして遂には殆んど共産主義者の團體となつたのである。而して一九一八年の第三回國民會議は、社會主義者及び共産主義の標語に迷はされて、民族主義を殆んど無視したのである。扨またチョクロ (Tjokro) は、最低賃銀、最大勞働時間、兒童及び婦人の勞働保護、及び養老保險を含めた提案を示し、もし之が認められないならば、サリカツト・イスラム黨は政廳の統治に代る統治權を設立すると告げたのである。この提案は、英領印度に於いてそれが爲される場合程には、ジヤワに於いては馬鹿げたものではなかつた。と云ふのは、資本家的産業が非常に高度に集中してゐたからである。又商業聯合主義は、ヨーロツパ人の間でも土民の間でも活氣があり、ストライキを餘り鎭壓することは必ず憤激を起したのである。チョクロの提案の方向に沿うて決議案が採用されたが、これと同じことが、質屋從業員組合、工業勞働者組合、汽車電車從業員組合、新らしく結成された精糖從業員の組合、及びその他七萬七千人の名義上の會員をもつ二十四の諸團體を包含した商業組合同盟によつて、引續いて行はれた。然しインドネシヤ人の勞働者は、社會主義に對する活氣ある關心をもつには、餘りにも貧困であるし、無智であつた。そして、その團體の大多數のものは、回教をその象徴とする民族主義に對してのみ、注意を拂つてゐたのである。第三回國民會議に於ける狀態の眞實の説明は、その指導者達が、ヨーロツパ人の同盟により、また政治の策略に於ける彼等の一層優れた組織力及び理解力の擒になつたと云ふことである。一時こ

のきはだつた政策は、人目を惹いた樣に想はれ、一九一九年の第三回國民會議は、二百五十萬の人を代表したのである。この第四回會議が、過激的方策を採用することを拒んだ時、革新派の指導者たるセマウン (Semaoen) が、共產黨 (P. K. I.) を形成したのであるが、會議には破壞は起らなかつた。次の會議に於いて、それは一九二一年の初めまで開かれなかつたのであるが、チヨクロ (Tjokro) は、倘又器用に、社會主義者の敎義と、回敎の敎とを一致させることによつて、あの二つの翼を保持したのである。だが然し、同年の終りに、チヨクロ (Tjokro) が僞證罪に問はれてゐる間に開かれた第六回國民會議に於いて、彼の代理者アブドル・マイス (Abdul Moeis) は、個人的勢力少く、遂にサリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) の革新的部分は分裂したのである。

次の年には新らしい發展が見られる。古い自由主義の大臣フォツク (Fock) が、總督として、ファン・リンブルグ・スチルム (Van Limburg Stirum) の後を繼いだ。當時、ヨーロツパの留學から歸つて來た土民が、先づこの運動の第一人者となり、そして大部分彼等の影響を蒙つて、この運動は英領印度から非共同政策を取入れ、一層急進的になり、共產主義者と呼ばれるほどであつた。今一つの發展は、第一回全東印度會議に於ける、全群島を一貫せる民族主義者の協調と云ふことであつた。

オランダの政策は、土民をヨーロツパに赴かせることを奬勵すると云ふことでは決して無く、一九〇〇年に於ける在蘭土民は僅か五人であつた。[33] 然しそれから急速に增加し、一九〇六年には、彼等は非公式の集會を有し、一九〇八年になるとその人數は二十三人となり、全學生と混血蘭印人とインドネシア人との間の交際を奬勵するインド人協會を形成する樣になつた。これらの人々の大部分は、將來政廳の官吏、殊に文官になる事を樂しみに待つのであるが、これには難かしい問題が生じて來たのである。英領印度に於いてなら、直接統治の傳統をもつてゐるからして、少くとも理論上は人種的差異を無視しても、より高い官職につきたいといふ土民の要求を、正當に拒むことが出來るであらうが、蘭領東印度に於いては、これとは非常に異つた狀態なのである。ヨーロツパ人の文官と同じ程度の地位に土民の文官もあつたのであり、それは大體世襲的で、民族を代表してゐると見做されたのである。而して此等の世襲的官吏、卽ち七十六人の理事官は、ヨーロツパ人の文官中の二・三の選り拔きの人々と同じ金高の給料を得るのであつた。英領印度と異つてゐるのは、これだけではない。英領印度に於いては、行政文官は、等級から云ふと、他の專門的技術官よりも上に位し、より高い給料を與へられたのである。然し蘭領東印度に於いては、英領印度に比較して、ずつと安い給料であつたし、今でもさうである。國家の活動の伸張が、醫學や工學や林學等の部門的專門官の補充を必要とするに至つたとき、行政文官の給料では、有能な人才を獲ることは出來なかつた。されば行政官吏なる職は、依然東印度民衆間にあつて最高の威を振ふものではあつたが・俸給の點で比較的不人氣であつた。土民に、ヨーロツパ人の樣な文官になることを許したことは、二重統治の原則、及び權威によつて受繼がれた政廳の根本方針の放棄を意味した。ファン・デーフエンテル (Van Deventer) の樣な自由主義者は「一つの馬車に二人の馭者[34]」と言つて古い制度を嘲笑し、スヌーク・フルフロニエ (Snock Hurgronje) は、己の組合政策 (policy of Association) に調和すると考へて、土民の要求を支持したのである。一方保守的本能が、實際に於いてよく働いた古い傳統から分離することに反對し、自由主義の抽象的理論の上に機械的に建てられた制度よりも、有機的性質をもつ政廳の組織の方がよいとせられたのである。この樣な保守的の感情は次第に、熱帶保護領の社會は、本質的にその性質が二元的であり、又社會生活に於いては、ヨーロツパ人の側と、土民の側とを別々に代表する明瞭な區別ある要素をもつてゐる二重統治によつて、一番よ

く治められると云ふ議論によつて表現されたのである。然し之と同じ考慮は專門官の仕事には當てはまらなかつた。殊に土民は西洋の專門家の知識を應用するに過ぎないと云ふ考をもつ西洋人に於いて然りであつた。だが然し一般的統治に於いては、文官の特殊的役割として二元的要素の維持は、必然のものと見做されてゐたのである。さてこの思想即ち官吏にあつて、土民をヨーロッパ人と同様に取扱ふと云ふ考は、終に普及していつた。そして文官よりも一層高い給料を受け、殊にヨーロッパ人にあつては高い尊敬を克ち得てゐた專門官が、土民にも開放されたのである。だが然し、ヨーロッパ人の文官と、土民の文官の進む過程にあつては、前者は飽くまでも人種的特性を保留すべきであると云ふことが決められたのである。この様に決められたことは、理論的には、高い地位が專門官出身の官吏によつて占められることを、即ち最近の例としては、林務官が財務官に昇進したり、工學官が經濟事情調査官に昇進したりするやうに、高級の統治階級から土民を阻むことはなかつたのである。

然し例の如く政廳は、この決定の實行を非常に遲らせたのである。文官試驗に合格しても英領印度に於ける如くに、直接それに任命される權利を授けられると云ふのではなくして、たゞ單に、任命に對する候補者の資格をもつに過ぎなかつたのである。一九〇〇年頃には、待命人名簿が長いものとなり、資格ある人が多數になつたので、二年間試驗をしなかつた。かくて試驗に通過した土民は、再び試驗が行はれた時、任命の保證をもたなかつたのである。或る人は任命されたが、直ぐ農業金融機關に轉任させられ、又或る人は直接金融機關に任命され、更に又自分の主張を無視された第三の人は、土民行政機關に加はらねばならなかつた。專門的部門の一つの內に任命されることさへ容易ではなかつた。司法官になりたいと希つた或る若者は、その採否の回答を得るのに二年間待たねばならなかつたし、百五十フローリンと云ふ高給の林務官になれる資格をもつてゐた今一人は、見習として、三年後百フローリンの給料の見込をもつ土民の林務官と同様の地位に任命されたのである。この問題に法律學校及び醫學校の反對を考慮するならば、土民の學生が漸次不穩になり、革命的宣傳に熱心に應じたと云ふことを知つても、驚く人は無いであらう。一九二二年にこの形勢は、混血蘭印人と土民とを含むオランダにある東印度協會を一人種的インドネシヤ協會に變形するに及んで、實を結び、蘭領東印度にやつて來た會員は過激論者となつたのである。

その時蘭領東印度は、革命の機が熟したかの如く見られた。[35] 大戰後の不況は產業上の紛議を增し、一九二三年五月に起つた鐵道のストライキは、國民經濟生活を狂はすやうな行動に重い刑罰を課すると云ふ法令の發布により、刑法 (Art. 161 bis) の修正に遭遇したのである。これは民族主義者が、「フォックの (Fock) 政廳の暗黒時代」と名附けた時に、勞働に對して採られた方策のたゞ一つの現はれに過ぎないのである。フォック (Fock) は一九〇六年に於ける發展の指導者であるが、情勢の流れによつて置き去られた人である。彼の抑制政策は大いに經濟的不平と革命的見解とを惹起したのである。そして一九二三年の會議に當り、過激論者は、共產主義のためにサリカット・イスラム黨 (S. I.) の組織を手に入れることを企てたのである。尤もこの企圖は失敗に終つたのであるが、彼等は新らしい組織、即ち赤色 S. I. に多數の會員をひきつける事が出來たのである。この赤色 S. I. は、地方の慾求に共產黨 (P. K. I.) の共產主義的政策を適合させ、更に都會に住む勞働者達に、より純粹なる共產主義を吹込む爲めに一つの養成所を建てたりしたのである。暫くの間、セマウン (Semaoen) は、過激派 (Bolsheviks) が、インドネシアを、海軍とか商業とか云ふ事項に於けるよりも、宣傳に於いて相當重要なる要害の中樞地であると見たロシヤと手を結んだ。このことは、インドネシア人の共產主義者と支那人の共產主義者との間

に、一諒解を成立せしめるに役立ち、ストライキの連續、殊に新法制によつて烈しく抑へられた一九二五年に於ける金屬工業の大ストライキに於いて功を奏した。一九二六年フォック (Fock) は、もつと同情的な總督デ・グラーフ (de Graeff) に、その位置を譲つた。然し運動それ自體は、今までと同じ過程を更に進んでいつたのであり、烈しい突發的な行動は、一九二六年の十一月に「陰謀者は、少くとも土民の人口の大部分の默許を當てにすることが出來ると云ふことを示した周到に計劃され、大いに發展した革命的活動」に漸次導いたのである。暴動者は數時間バタビアの電信局を占領し、ジャワに於いて秩序が回復された時、スマトラに革命が勃發したのである。然し、刑法は一層有效なるやう修正せられ、その運動の指導者は拘禁された。而して秘密的行動を改善し、官吏と一般民衆との間の交渉を元通りにするやうな處置が採られたが、この方法は革命的團體を、切り崩すのに有效であつたのである。

革命運動の失敗は、一層古い組織即ちサリカツト・イスラム黨に、民族主義の主要な源泉としての地位を、取戻すことを許したのである。然しヨーロツパから歸來した學生の指導により、それはより排他的でも政治的でもなくなり、そして教育の促進、及び經濟狀態の研究に、一層の注意を拂つたのである。[36] 而して學校は、或るものは、極く僅か宗教的であり、或るものは辛じて共產主義的であり、又他のものは、東洋人の必要のために、西洋的なるものを採用することを目的とする思想的基礎の上に建設せられたのである。だがその總ては、官吏を養ふ教育機關からは全く獨立し、それ故「粗雜な學校」と云ふ名で有名になつたのである。同樣に「粗雜」な共同的協會が設立された。そしてその最も野心的な努力は、インドネシア人の階級を、一つの形體に組織立てんとすることであつた。この事業の大部分は有益であつたが、政治的活動ほど刺戟を與へなかつた。そして一九二七年にはバタビアに於ける研究クラブ (the Study Club) がインドネシア民族主義運動 (Perserikatan Nasional Indonesia—P. N. I.)を組織し、總ての民族主義的運動、即ち民族主義協會 (Boedi Oetomo) サリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) 等を連鎖せしめたのである。同時に、サリカツト・イスラム黨 (Sarikat Islam) は非協同の方向へと强固になつた。そしてチョクロ (Tjokro) は今一度國民參議會に出席する事を許されたが、指名を受諾することを肯んじなかつた。[37] 一九二七年の S. I. (サリカツトイスラム黨) の會議に於いて、その黨首は「英國王ジョンは大憲章 (Magna Charta) にペンをとつて署名されたが、それは英國民が未だ劍に訴へなかつた際においてであつた。」と述べ、明らかに戰鬪的であつた。過激主義に對する鬪爭に於いて、P. N. I では數名の仰留者が解放されると、新らしく前進すべく運動がなされた。一九三〇年に、回教の分子を代表し、政府に對して非協同の政策を採つた S. I. (今の P. S. I. I.) が、非宗教々育民族主義者 (the Secularist Notionalists) から分裂した。この非宗教々育民族主義者は、目的は異らないが手段に於いて異る三つの組織に分れて團結し、而も彼等の間で、その組織の指導權をめぐつて爭つたのである。これら三つの團體とは、P. S. I. I. と同樣に、嚴重に非協同主義を護つた P.N. I の後繼者たるインドネシア黨 (Indonesian Party (P. I.)、研究クラブ (Study Clubs) を代表し、條件的の協同政策を採つたインドネシア人團體 (Persatoean Bangsa Indonesia「P. B. I.」)、及び政府との協同を唱道したが、一般民衆に餘り支持がなかつたインドネシア國民黨 (Partai Pajat Indonesia「P. R. I.」) の三つである。然し乍ら、總てこれら政治的色彩をもつてゐる諸團體は、オランダの支配から離脫することを目的として居り、唯一の異る點は、如何にしてそれを、最もよく仕遂げるか[38]と云ふことであつて、昨日迄過激論者であつたものが、今日は穩健派になると云つた樣なこともあつた。

ヨーロッパ人、または過激論者、又は頑迷なる政治家の間に、運動は力を集めてゐた。だが、多くのヨーロッパ人は、一九二一年後のストライキの連續によつて激昂して居り、又一九二六——二七年の共産主義者の暴動によつて驚かされた。そして東印度民族主義に對する反動が、一九二九年に、愛國クラブ（Voderlandsche Club）の形成によつて表現せられた。一九三一年の選擧に於いて、嚴密なる人種的團體は力を獲たが、共通の幸福のために、總ゆる人類の組合に、己の思想の基礎を置いてゐた人々は、力を失なつたのである。以前最も勢力のあつた二つの聯合團體、つまり蘭印自由黨聯盟（N.—I. Vrijziwnige Bond N. I. V. B）と政治經濟聯盟（P. E. B.）に於いて、前者は選擧された候補者は僅か一名であり、後者は二名であつた。キリスト教の黨派さへ、人種的な線に沿ふて組織され、又マホメツト教政黨も、宗教的と云ふより、民族主義的になつたことは注目に値するのである。一九三四年、土民の目的とする所に、最も同情的であり、ストウ團（Stuw Group）として有名なヨーロッパ人の一群は、もはや雜誌を出すことが出來なくなり、そして行政機關の機關誌は、理想主義者の自然の運命を蒙らざるをえなかつたことを述べた。然るに、性質が一層現實的で、非常に穩健に愛國クラブ（Voderlandsche club）を創つた多くのヨーロッパ人は、フアツショ主義的組織を形成した。反對に、婦人の運動、及びそれ以上に青年の運動は、一層進取的な民族主義者になる傾向があつた。かくてヨーロッパ人、又同樣に土民の間にも、政治的發展の過程は、終局の方向に、しつかりした傾向を示すに至つたのである。

「參考書目」

Colijn, Dr H. Kol. Vraagstukkin van Heden en Morgen. (1928)—— Saevis Tranquillus in Undis. (1934)（コレイン博士「現在及未來の植民地問題」）

Cramer, Ir. Ch. G. Koloniale Palitiek. (1929)（クラメル工學士「植民政策」）

Fock, D. Beschouwingen en Voorstellen ter Verbetering van den Econ. Toestand. (1904)（フオック、「經濟狀態の改善の研究と提案」）

Idema, Mr. H. A. Parlementaire Geschiedenis van N.—I., 1891—1918. (1924)（イデマ法學士「一八九一年より一九一八年迄の蘭印議會の歴史」）

Kielstra, Dr. E. B. De Financien van N.—I. (1904) キルストラ博士「蘭印の財政」）

Van Deventer, Mr. C. Th. Overzicht v.d. Econo. Toestand der Inl. Bevolking van Java en Madoera. (1904)（フアン・デーフエンテル、「ジヤワ及びマヅラの土民の經濟的狀態の概說」）

Snouck Hurgronje, C. Nederland en den Islam. (1921, 2nd ed. 1915)（スヌーク・フルヘロンニエ、「オランダと回敎」初版一九一一年、二版一九一五年）

Van Vallenhoven, C. Indië Gisteren en Heden. (1922)（フアン・フオーレンホフーエン、「東印度の過去及び現在」）

Verslag van Bestuur en Staat, 1928 App. A.（本國政府の報告書、一九二八年、附錄A）

Verslag van de Commissie tot Herziening v.d. Staatsinrichting van N.—I. (1920)（蘭印政廳組織の改正委員會の報告書）

「註」

1　フルヘロンニエの八十頁。

2　フアン・デーフエンテル。

3 Kuyper（カイペル）の Ons Program（我々のプログラム）の三二六頁の第一八條。
4 イデマの一七六及び一四〇頁、
5 同上二六頁。
6 蘭領東印度百科辭典　第五卷　四〇八頁。
7 Colenbrander（コーレンブランデル）の「ファン・デーフェンテル」上卷、一五三頁。Brooshooft（ブロースホーフト）の一八及び一九頁。
8 コーレンブランデルの「ファン・デーフェンテル」一卷。一八一頁。
9 同上の二卷、一頁。
10 ブロンスホーフト。
11 イデマの一五九頁。
12 ファン・デーフェンテル「ジャワ及びマヅラの土民の經濟的狀態の概説」
13 キルストラ、「蘭印の財政」。
14 フオツク。
15 イデマ、一六七及び一九一頁。
16 Gonggrijp（ホンフレイプ）の Sekets（スケッチ）一九七頁。
17 コーレンブランデルの Geschiedenis（歴史）三卷、九一頁、ファン・フオレンホーフエンの「東印度の過去と現在」、
18 Kleintjos（クレインチエス）一卷、六〇と六一頁。
19 官報の Herzieningsverslag（再調査報告）二九一頁、フレミング、コレインとスチツピの Bruineman 第四章。

20 フオツクの「研究」四頁。
21 イデマ、二六九頁、
22 コーレンブランデルの「ファン・デーフェンテル」二卷、三一一頁及び Kartini（カルチニ）「暗黒から光明への道」
23 官報の「再調査報告」二九三頁、
24 コーレーブランデルの「歴史」三卷、一三一頁。
25 イデマ、二八九頁。
26 クレインチエス、一卷、一五二頁。
27 フル（ロンニエ、八三と七八及び九一頁。
28 コーレンブランデルの「ファン・デーフエンテル」三卷、三五七頁。
29 Dr J.W.C. Cramer（クラメル博士）の Volkscredietwezen.
30 コーレンブランデル「歴史」三卷、一三一頁。
31 Stokvis（ストツクフイス）、一二六頁。ファン・フオレンホーフエンの「東印度の過去と現在」一〇頁。
32 P. Bergmeijer（ベルフメイエル）。
33 フル（ロンニエ、八一頁、コーレンブランデルの「ファン・デーフエンテル」、三卷二三九頁、R.M. Noto Soeroto)（ノト・スーロト）。
34 コーレンブランデルの「ファン・デーフエンテル」一卷、二一二頁。
35 クラメルの「植民政策」一卷、五九頁。Toynbee, Survey of Int. Affairs, 1926.（トインベーの「國內事件の調査」の四三八頁 Periodicals（ペリオデカルス）の Indisch Verslag, 1928. App（蘭印報告）。

36 クラメルの 植民政策」一卷、六一頁。

37 定期刊行物「蘭印報告」一九二八年版。

38 定期刊行物「蘭印報告」一九三二年版、一卷、一九及び二〇頁。

第九章　行政改革及び政治改革

一、一九〇〇年の行政

ジヤワに於ける**自由放任政策**（laisser-faire）に充分役立つた行政機構は、マレー群島に遍く土民の福祉を增進する建設的な政策には全く不適當であつたし、又自治政體の創設に不適當なものであつた。それ故にこの一世紀は改革、改正、整理（hervorming, herziening, herschikking）の急激なる連續であつたが、かうした事はその改革から免れた官吏の多くにとつては眠くとも眠らせぬ夢魔の様に思はれてゐた。この改革を叙述する前にこの一世紀の初期に於ける行政組織を想起してみよう。

最高の權力は議會に對して責任を負ふ植民大臣（Colonial Minister）に歸するものであつた。東印度に於いては政廳は總督（Governer-General）が權限を握つてゐた。然し立法及び若干の他の事項に就いては普通副議長（Vice-President）と四人の議員及び全官吏を含む蘭領東印度評議會（Council of India）に諮り、そして審議することを要した。內務行政の幾つかの分科は次の五つの部（Departments）即ち內務教育、宗教、產業土木、財務、並ひに司法の各部に分れてゐた。法律は長官會議（Council of Directors）を規定してゐるが、事實は長官等の意見が文書にされたから、審議の爲めに會合はしなかつた。中央の行政機構は一般會計局（General Chamber of Account）文書局（Secretariat）を含んでをり、文書局から全然分離した行政機關が各地方に分散されてゐた。

そして夫々の幹部にはヨーロッパ人官吏並びに土民官吏が居たが、兩者は全然區別され、その職掌も異つてゐた。

東印度政廳（Indian Government）下の諸地域は二つの異つた組織即ち政治的、行政的組織に區分された。政治的には直接統治下に政廳領有地（Government Land）間接統治下には土侯領（Native States）があつた。政廳領有地に於いては住民は中央政府に服從する義務があり、そして政廳の機構はすべてオランダ的であつた。これに反して、土侯に於いてはオランダの宗主權を認めた土民支配者に對して住民は直接服從の義務があり、その政府の機構にも多分に土民の組織を保存してゐた。然し直接統治と間接統治との相異は實際の利害關係よりも寧ろ法律的なものであつた。といふのは直接統治下にある諸地域では土民を出來得る限りオランダ人自身の支配下に置くのがオランダの政策であつた。而して（效果的に治められた限りに於いて）間接統治下にある諸地域では土人支配者といへども殆ど自由な行動は許されなかつたばかりでなくオランダ人官吏の意見に從ふことが期待された。支那人及び他の東洋外國人はオランダ政府から任命された同族の首長の支配下にあつた。全組織の政治的基礎は「同類が同類を治める事が歡迎される」といふ格言であつた。即ちヨーロッパ人に關する事柄は出來る限りヨーロッパ人官吏の手で、土人或は東洋外國人に關する事柄は、少くとも最初の場合は、同族の首長の手で處理するのである。

この政治的區分と並行し、そして屢々それと交叉して行政的區分があつた。行政的配備はジヤワ及びマヅラの本島領域と、外部屬領地（Outer Possession）（一九二一年以來、外領「Outer Province」）として綜合的に知られてゐる殘りの地域とは稍々異るものがあつた。共に**州**（Gewesten）に區分され、ジヤワでは二十二、外部屬領地では十七に區分された。ジヤワに於ける**州**（Gewest）は全て理事州（Residency）と稱され、外領に於ても**州**は通常理事州であつたが、比較的重要と思はれる地域は知事州（Government）になつてゐた。

ジヤワに於ける二つの知事州即ちソロ（Solo）とジヨグジヤ（Jogya）は幾つかの土侯領から成り、殘りは總て政廳領有地であつた。政廳領有地に於ける各理事州はヨーロッパ人の副理事官（Assistant Resident）を長官とする或る幾つかの分州（Afdeelingen）と土民理事官（Native Regent）を長官とする幾つかの土民理事州（Regenceies）を包含した。分州は普通土民理事州と一致し、理事州には四つ乃至六つの分州又は土民理事州があつた。ヨーロッパ人の州知事の補助機關として秘書官（Secretary）副理事官（Assistant Resident）監督官（Controleur 又は Inspector）が居り、各土民理事州には普通一人の監督官が居り、これらの機關はすべてヨーロッパ人の行政機關に屬した。土民理事官は直接理事官の下にあるか或ひは理事官の代理である副理事官の下にあるのだが、監督官の指圖は受けない。この土民理事官にはその補助機關として土民理事官補佐官（Patih）、郡長（Wedanas）、副郡長（Assistant Wedanas）が居り、これらはすべて土民の行政機關に屬した。各土民理事州は郡長の下にある三乃至四の郡（Districts）から成り、各郡は副郡長の下にある三乃至四の副郡（Sub-districts）から成り、副郡は典型的には約十五の村から構成された。

外領（Outer Province）に於ける**州**（Gewest）は普通は政廳領有地と土侯領の兩者から成り、兩者は更に**分州**（Afdeelingen）に區分され、地方によつては屢々兵員の徵募を行ふ官吏が居り、**徵募官**（Gezaghebber）として知られてゐた。政廳領有地に於いては土民理事州はなく、分州が人を迷はす樣な複雜な地方名の郡及び副郡に分たれ、郡及び副郡は土民官吏を長とし、直接分州の長官に從屬した。これらの區劃單位は、必要なる限りに於い

て人爲的に行政的便宜の爲め編成されたものもあつたが、それ以外は出來る限り從來のまゝの區劃單位に基いてなされた。かく外領に於いてはヨーロッパ人官吏の直接的權力はジャワに比較して伸張しなかつたし、郡には一層伸張しなかつた。土民の首長は直接ヨーロッパ人官吏に從屬し、個人的權力を繼承した者でなければ首長とて政廳の官吏に過ぎなかつたのである。また外領に於ける行政官吏はジャワの行政官吏よりも一層廣範圍な權限と徵税の權能とを持つてゐた。

ジャワに於ける土侯領に就いては特別の配備があるが、外領に於いては殆んどすべて今や先きに述べた簡單な約定 (Short Contract) に依つて拘束されてゐる。然し乍らここで記憶して置かねばならぬ事は、一九〇〇年に於ける簡單な約定が極く最近採用されたことと、今猶ほ他の多くの地域では實際に治められて居らぬことである。

蘭領東印度と英領印度の行政組織との相違は既に注意して來たところであるが、これこそは、双方の組織を知つてゐる人と雖も、その因つて來るところの背反的な原理を把握しなかつたならば、何人もそれを理解し得ない程基本的な事柄である。それ故行政組織の主なる相違の要點を繰返して述べるのは餘計なことではあるまい。或る幾つかの相違は明瞭である。特にその第一は、土民理事官はヨーロッパ人監督官の下にあるのではなくして、これと併立してゐる蘭領東印度の二元的行政組織である。オランダの植民地行政に於いてジャワに見られる如く最も特徵ある形態として土民理事州があり、これが基礎的な區劃單位であるが、一方英領印度に於ける行政は可成り廣大な地域卽ち郡（この郡は大體ジャワの理事州に匹敵するものである）を中心として居り、もつと小さなあらゆる區域は郡のほんの一部分に過ぎない。この行政に於ける基礎的な區劃單位の大きさの相違は行政組織に於ける相違の代表的なものである。と云ふのは、蘭領東印度の組織は英領印度の組織よりも一層集約的であるからである。名目的には英領印度に於ける最下位のヨーロッパ人文官 (Civil Servant) は二乃至三の土民理事州に匹敵する地域を受持つてゐるが、ジャワでは各土民理事州に對しては二人のヨーロッパ人文官卽ち副理事官と監督官とが存在する。英領印度に於いては實際監督官に相當する者は存在せず、下級官吏が一人で監視、監督してをり、彼は權力も收税權もまた警察權も持つてゐない。更に英領印度では最下位の土民文官でも、普通蘭領印度で土民の最高の地位にある文官卽ち土民理事官の受持つのと同樣の廣さの區域を受持つてゐる。英領印度には收税及び警察行政のために一層小さな行政單位があるが、ジャワに於ける如く約十五の村から成る小地域に一般行政を管理する文官を見出さない。蘭領東印度の行政組織のより大なる强みに就いての詳しい說明は既に述べた集會 (Vergaderingen) に見られるが、これはオランダの統治の全般に結びついてゐるが、英領印度の組織には見られない。

すべてこれらの相違は、心を留めて見なくても判然と見られるものだが、それらの因つて來るところの本質的な原理の對照的相違は決して容易に見出されるものではない。郡は理事州に大體匹敵するものであると述べたが、然し郡官吏と理事官の性質、權能に就いては兩者を同一視することは出來ない。英領印度に於いては文官は元來治安判事 (Magistrate) 及び收税官吏であり、彼が政廳の一般政策の手段である場合は、彼は法律の奴隷であり、そして法律に步調を合せねばならない。この文官は警察なる語の狹い意味に於ける卽ち犯罪に關する警察權能もなく、郡判事 (District Magistrate) の場合を除けば警察力の上に及ぼす如何なる權力もない。そして郡判事でさへ通常は警察業務の一般的監督に限定されてゐる。然しジャワに於いては、文官は元來政策の手段であり、從つて又廣い意味でも狹い意味でも警察官吏である。彼の長官然たる機能はどちらかと云へば大した事はない。

又その收税の權能も效果的であるけれども表立たぬ。さり乍らイギリスの讀者はオランダの植民行政において、「警察官吏」(police officer) と謂ふ言葉が別の意味を伴ふことに注意深く留意せねばならない。何故ならばたとへ文官が狹義の警察任務を特に委任されて犯罪の防止、發見に關係するとしても、此の項目に基く文官の任務は、社會生活の全般に亙るその活動の廣い範圍の中の一小部分を滿すに過ぎない。そこで文官は「社會の技術者」(social engineer) だと巧みに稱されて來た。かゝるものとして、オランダの統治の初めに溯る永い間の因襲に依り、文官の本來の機能は法律を强行することではなくて、政廳の政策を實施することであつた。一八五四年以來の法律の規定を超へた「懷柔政策」(Gentle pressure) の採用が屢々形式上排斥されて來たとはいへ、この「懷柔政策」は實際には常に受け入れられ助長されさへして來た故、それの實施を緩和した官吏は「服從しない行政官吏」(recalcitrant administer) として譴責される傾きがあつた。

二、地方分權

一九〇〇年のかなり以前から、この行政機構は急激な中央集權化の爲めに時代遲れとなつた感じが生じつゝあつた。卽ち「東印度政廳は漸次に逆立ちのピラミッドになつてしまつた」[1] と謂ふ感じ、これである。此の見解は全部が正しくはない。行政機構は實際集中化されてゐて、しかも時代遲れであつた。然し或る點に於いてこの機構は君主の統治 (Crown rule) の下に於けると同樣集中化されてゐなかつたし、また他の點では英領印度の行政機構よりも遙かに集中化されてゐなかつた。「東印度政廳の方針は植民大臣 (Colonial Minister) に依つて決定されるので、政廳の中心は蘭領東印度にあるのではなく本國にある」[2] と言はれた。然し「海底電信の出來る以前、陸路による郵送以前、一八五四年の（行政）法規以前は」[3] それが昔からの慣習であつた。デ・エーレンス (de Eerens) は月額廿五フローリンの經費もボード (Baud) の許可なくしては認められなかつたし、又ファン デル・カペレン (Van der Capellen) は王の希望に叛いてコーヒーを賣つた爲めに事件を起したのである。これに反して土民理事官 (Regent) とそして或る程度迄理事官 (Resident) は、英領印度に於ける如何なる官吏よりも一層大なる行動の自由を享有した。

一八五四年の變革は中央集權を强化したのではなくて、中央集權を强大の原因と謂ふより寧ろ弱點の原因たらしめたのである。一八〇三年以來確立した行政機構を繼承したファン・デン・ボス (Van den Bosch) は監督官の職能を擴張し、土民理事官及び村長を强化し、**集會** (Vergaderingen) と行政とを關聯せしめることに依つて政廳の强力な、責任ある、中央集權化の手段を採らうとし、確乎たる、分割されない一つの意志に依つて敎導した。個人の權力の連鎖を通じて働きかけるこの君主專制國家 (Leviathan) の助力を得て彼はつまり唯一の目的卽ち君主の利益の爲めに**平和と秩序** (Rust en Orde) を維持したのである。然し乍ら一對の眼しか持たぬ君主專制國家は一直線にのみ行動し、ファン・デン・ボス自身を除けば何人もその進路を變へることは出來なかつた。そこで一八五四年の立法は百對の眼と完全な行動の自由とそして百人の馭者とを與へた、殆ど二十年の間ファン・デン・ボスとボードとが東印度を支配した。この二人は一八五四年以後の有りふれた專門家程には東印度に就いて多くの事を知り得なかつたが、然し二人は、自分等が望むものは何であるかを知つてゐた。しかもその望んだところのものを何の問題もなく達成し得たのである。一八五四年以後は植民大臣が常に色々の人々から豐富なる常識の寄與を得たとしても、新しき行政組織は批判を許したのみならずそれを助長した。そして頻繁なる大臣の更迭は

屢々政治的輿論に喧々囂々たる紛爭を卷き起し、平均在職期間は三ケ年に滿たなかつたのであつて、議會の內といはず外といはず大部分の中立的輿論に對して彼等の政策が誤つてゐないことを辯明せざるを得ざらしめた。而して議會は、東印度の福祉についてではなくて、オランダの福祉に關する一般的な事柄に關して彼等を支持し反對もしたのである。そこで彼等は政黨の反對を冒して自己の政策を遂行せねばならなかつた。かくして一八五四年以後の東印度政廳の致命的な缺陷は決意の優柔不斷といふことであつた。それに引換へファン・デン・ボスの組織は權力と意志とに基礎を置くものであつた。然し一八五四年の行政法規の主要なる指導原理は法律の鎖で君主專制國家を拘束することであつた。法律の支配は極めて徐々なる經過を辿つて效果を擧げてきたばかりでなく、その進度に比例して規律なき意志の勢力を次第に侵蝕した。

東印度政廳を抑制する力を議會に與へたことに依つて、莫大な利益が東印度にもたらされた。たとへ大部分ではないにしても、東印度行政の改善の多くは議會の平議員から生れたのであり、莫大な損失を蒙らせたやうな多くの政策は議會の反對にあつて妨害された。然し他方議會は不賢明なる政策に對すると同樣賢明なる政策に對してもブレーキの役を演じた。そして東印度の利益は本國の政策に左右された。國內が何か危機に面した場合とか、定期の議會解散の場合には、東印度問題の討論は再三再四議會の解散に依つて中絕された。斯くしてそれからそれへと最後の決議は延期された。卽ち、强制栽培並びに强制賦役の廢棄、資本家に對する企業の自由、農民に對する所有權の自由、アチン (Achin) の鎭定、支那人政策、本國と植民地財政の分離、そしてすべての根柢をなす一層有效な行政機構の組織、すべてこれらの問題並びに多くの他の問題は大臣乃至總督からその後繼者へ、そしてある時代から次の時代へと徒らに延ばされた。これは政府の中央集權の爲めではなくて、政府の中央に何等の實力ある意志が存しなかつた爲めである。規律なき意志を法の管理の下に持ち來らしめた一八五四年の立法は一大前進であつたが、然しそれは、意志に依つて指導されるのではなくて單に經濟過程――卽ち經濟界に於ける自然淘汰の過程――の惰力に依つてのみ推進された法律制度と、その最も安價な殘存物とを創造したのであつた。この行政組織の惡かつた點は中央集權でなく、意志の薄弱と決心の優柔不斷であつた。

この問題は、政策が自由主義の原則に基いて經濟的發展に對する障碍を除去するやうに導かれた限り、殆んど不都合を生じなかつたのだ。斯かる障碍は、たとへ手を加へられなかつたとしても、時の流れに從つて自ら倒れるであらう。しかし自由主義の支配の下でも「一大國營企業たるジャワ島」[1]に關して形成されたる組織は、個人企業を助長する爲めに再整理を必要とした。そして自由主義的な平等と經濟の原則が二元的行政組織を一元的組織にかへ、大いに土民をしてその給料の等級に應じた職に就かしめる要求にまで漕ぎつけた時、なほ一層の再組織を必要とした。國家の責任は建設にあるとする見解が勢力を得、個人企業が外領に擴大し始めるにつれて、再組織の必要は益々緊急を要するに至つた。再組織は能率を上げんが爲め不可缺なもので、再組織の提案を作成するに際して、オランダ人は當然本國の地方分權的自治制度を再組織の雛形として採用した。一八七〇年にデ・ワール (de Waal) は「眞の地方分權とは理事官が選出された議員を通じてその權力を行使することを意味する」と言つた。かくして漸く現行の組織のもとで何かを爲さしめんとする事の不可能なることが益々明かとなつてきた時、地方分權はあらゆる困難を解決する爲めの一つの標語として便宜なものとなつた。

然し乍ら能率と自治との二つの明白なる原理を含んだ最初の地方分權から、又あらゆる問題の解決の鍵としてのその適用の過程に於いて、地方分權は屢々判然と區別されぬ複雜な意味を含むやうになつた。さうした複雜な

意味とは結局次の三つの主要なる項目に歸着する。卽ち、

第一、本國から東印度政廳へ、東印度政廳から行政各部及び諸官吏へ、並びにヨーロッパ人官吏から土民官吏へ、等の權限の委任

第二、政廳と協力するけれどもそれ自體の問題を規制する自治若しくは自律機關の組織

第三、土侯領に於ける財政と內帑との分離

これである。此の最後のものは等閑に附しても差支へあるまい。元來一層大なる能率を上げることを意圖したところの、行政的なものとしての第一項目の意味での地方分權と、一部分は一層大なる能率を上げんが爲め、一部分はその本質上一個の結果たる自治の爲めに政治的なものとしての第二の形の地方分權とを區別するのが便利である。元來地方分權の主要目的は、細目の事項に關して本國の支配下から東印度政廳を解放することに依つて通商を促進するのにあつた。然し漸く民族主義の擡頭と他のそれと平行する必然の發展につれて、自治の要素がさらに前面に現れて來た。そして當初から、行政的改革と政治的改革は密接に縺れ合つて來た。

行政及び政治の改革を記述せんとする前に、地方分權の主な推移をかいつまんで述べたらよいかと思ふ。此の改革運動は一八九九年のムレメイステル計劃（Mullemeister Scheme）といふ殆んど不成功に終つた行政再組織に始まつた。次いで一九〇三年の地方分權法は、政治的考察に基くものであつたとは云へ、地方自治に庶民的要素を採り入れることに依つて行政を更に能率的にし、且つ負擔の輕減が期待されたが、事實は殆んど效果が上らなかつた。注意は再び法律改正案（Ontwerp-Bestuurshervorming　一九一四年）において實現を見つゝある行政改革に向けられた。此の法律改正案は庶民的要素を無視するものであると非難を受けたが、土民文官解放（Ontvoogding 1918）の方策を誘致した。この時政治的地方分權が再び地方自治改革（Bestuurshervorming 1922）の新しい組織として前面に現れた。また政治的考察が、諸問機關としての國民参議會（Volksraad）の創設において一際目立つた。この國民参議會は中央行政に庶民的要素を採り入れた。それから同年の一九一八年には內外の環境の壓迫のもとに、また本國の支配に堪へえざる總督の懇望に依り、法律修正委員會（Herzieningscommissie）の任命が一九二五年の新憲法（Staatsinrichting）への路を開いたのである。然し、行政機構を近代社會に適應せしめる處置は未だ終つてゐない。と言ふのは一九二二年に始めて效力を發した一九二二年の改革は殆んど滿足を與へず、爲めに整理（herschikking）の必要が考へられ、そしてこの整理の處置が一九三一年まで續いたからである。

この改革の經過を辿るには二つの段階に分けて見るのが便利である。第一の段階は初期の行政改革、卽ち一九一八年の國民参議會（Volksraad）の制度を準備する段階、第二の段階は一九一八年から二〇年に亘る法律修正委員會（Revisional Commission）の任命に續く初期の政治的改革の段階、これである。

三、行　政　改　革

a　行政部內の改革

十九世紀の最後の四半期には地域的組織の改革が討議されたが、この論議は次の世紀の第一四半期に續いた。從つて中央行政を政廳の活動の增大に適合せしめんとする同樣に差迫つた、いくらか容易なこの行政改革の問題

を取扱ふために最初に執られた行動に注意するのが便利である。一八九七年政廳はチークの森林を伐採することに決定した。一八九九年の鑛業法 (Mines Law) は國營採掘の原則に部分的乍ら認可を與へた。即ち實際には政廳は既に錫や石炭を採掘してゐた。一八九八年に電話が架設され、そしてキニーネ工場が建設された。一九〇〇年にゴム園が着手された。一七〇〇年前後に政廳は阿片農場と質店とを引繼いだ。そして農業の金融を準備すべく準國營銀行を數行設立した。次いで、それと前後して專門家の官吏は農業・漁業・工業の促進に從事し、醫療、獸醫の諸施設は擴張され、そして一八九三年に再編成された教育組織は一九〇七年には大いに擴大された。全部新しく補充された專門家の助力を得て、文官達は地方の福祉に就いて色々な局面を振作するに當つて更に積極的な役割を演ずる事が出來た。すべてこの政廳の活動の驚くべき擴張は行政各部の再建を必要とした。一九〇四年に農業部 (Department of Agriculture) が設けられたが、商業及び工業に關する事項は大部分、教育・宗教・産業部 (Department of Education, Religion and Industry) で取扱はれたとはいへ、一九〇七年に新設された官營事業部 (Bedrijven) が政廳の生産、土木、專賣を繼承するまでは種々の部門に分散されてゐた。そして一九一一年には農業部は農工商務部 (Department of Agriculture, Industy and Commerce) として改組された。すべての新しい部と施設は夫々專任の職員を置き、同時に外領の大いなる發展の爲めにヨーロッパ人文官が急に增員された。即ち一八九七年當時の二百八十二名から一九〇三年には三百三十名に、そして一九〇九年には三百八十七名に增加した。これから見ると政府から每年派遣された官吏の平均數は一九〇一年から一九〇三年の間に五十八名であり、一九一一年から一九一三年の間の平均總數は四百五十二名であつた。一九一一年から部の組織は一九三四年まで依然變らなかつた。その年一九三四年に官營事業部と土木部は廢止され、その事務は新設の交通治水部 (Verkeer en Waterstaat) と農業部その他を含む經濟部 (Economishe Zaken) の兩部門に分散された。

b　地域的改革。

地域的組織の改革に對する幾つかの提案は一八六七年のメイエル (Mijer) を以つて始めとする。當時彼は、中央政廳が一層廣汎なる權力を地方官吏に許與することに依つて能率を上ぐべきだ、と提議した。然しすべての地方官吏に廣汎なる權力を附與するのは適當でないので、メイエルはジャワに於ける理事州 (residency) を合併して三つの大きな省 (Provinces) にすることを進言した。デ・ワール (de Waal) (植民大臣 1868—71) は、分州 (afdeelingen) によつて比較的重要さの少い仕事をする部下を管理し、ちやうど英領印度の郡の長官の位置に理事官 (Resident) を置く解決を寧ろ選んだ。然し丁度その頃地方官吏は幭尻剰餘金 (batig slot) に不利を與へるものに對して自由に金を使ふ妨害的傾向を示してゐた。そこで輿論は、地方官吏の行動を抑制し、そしておそらくは、何事でも必要なる快事には費用を支出する地方團體を組織する意見に傾いた。これはファン・デデム (Van Dedem) が地方分權の爲め遠大なる計劃の一部として行政改革を再興するまで二十年の間行政改革を後廻しにさせたのだ。ファン・デデムの計劃は、總督としてのメイエルによつて提唱された計劃が植民大臣によつて廢棄されたのによく似てゐた。即ち計劃が植民大臣から提出されると總督はその計劃を好まなかつた。然し乍ら一官吏であるムレメイステル (Mullemeister) は一層有效な線に沿ふ行政再組織の計劃を準備するやうに一八九五年頃に任命された。然しこの時までに東印度は凶年に入りつゝあつた。それで彼の計劃は、結局はそれが是認された如く、能率よりは寧ろ經濟を助長した。そしてこの計劃は土民文官を犧牲にしてヨーロッパ人文官の地位を改善